

荒川区一般廃棄物処理基本計画

(令和 5(2023)年度～令和 14(2032)年度)

環境区民による質の高い循環型社会の構築へ

～SDGs の達成へみんなで一歩踏み出そう～



令和5年3月

 荒川区

はじめに

清掃事業が東京都から区に移管されて 23 年が経ちました。この間、荒川区では地域の力を発揮した集団回収による資源回収や事業者と協働した食品ロス削減施策の展開など、下町人情や人とのつながりといった荒川区の強みを生かした、ごみ減量化や資源化を進めるとともに、あらかわりサイクルセンターを活用した啓発活動を行うなど、質の高い循環型社会構築のため様々な事業を展開してきました。

これらの取組の結果として、移管時の平成 12 (2000) 年度には 63,098 t あった区の総ごみ量は、令和 3 (2021) 年度には 52,063 t へと約 2 割も減少させることができました。これは町会や自治会をはじめ、区民や事業者の皆様の御尽力の賜物であり、誇るべき成果です。

一方で、世界に視野を広げると海洋プラスチック汚染や食品ロス、温室効果ガスの増加による気候変動など、地球規模で取り組まなければならない多くの課題が顕在化してきています。

このような課題に対し、平成 27 (2015) 年の国連サミットでは、よりよい世界を目指すための国際目標として示された SDGs において、廃プラスチックや食品ロスなど、ごみに関する課題が、世界中の人々が取り組むべき重要なテーマとして設定されるなど、世界的な循環型社会の形成に向けた動きが加速しています。

このような社会情勢を踏まえ、この新たな計画では、『環境区民による質の高い循環型社会の構築へ～SDGs の達成へみんなで一歩踏み出そう～』を基本理念としました。これは、前計画での優れた取組を引き継ぎながら、環境区民である、区民や事業者の皆様と区が荒川区のみならず地球の一員として SDGs の趣旨を踏まえ行動し、持続可能な循環型社会の構築を目指すことを企図したものです。計画には今後 10 年間の区民 1 人 1 日当たりのごみ等の総排出量の新たな数値目標を設定するとともに、達成に向けた方針と重点的に取り組む施策を掲げています。

この新たな計画のもと、皆様とともに「環境先進都市あらかわ」の実現を目指してまいります。引き続き、御理解と御協力をお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、貴重な御提言を頂きました荒川区清掃審議会の委員の皆様をはじめ、多くの御意見をお寄せいただいた区民や事業者の皆様に厚く御礼申し上げます。

令和5年3月 荒川区長 西川 太一郎



目 次

第1章. 計画の概要	1
第1節. 計画策定の背景	1
1. 計画策定の趣旨	1
第2節. 計画の位置付け	4
1. 位置付け	4
2. 計画の対象廃棄物の範囲	5
第3節. 計画の期間	5
 第2章. 清掃・リサイクル事業の現状	6
第1節. 人口及び世帯の状況	6
1. 人口及び世帯の推移.....	6
2. 年齢3区分別人口割合の推移	7
3. 転入者の推移.....	7
4. 外国人口の推移	8
5. 世帯の状況	8
6. 住宅形態の状況.....	9
7. 高齢者世帯の状況	9
第2節. 事業所数の推移	10
第3節. ごみ量・資源回収量の推移	11
1. 総排出量の推移	11
2. 総ごみ量の推移	11
3. 資源回収量及びリサイクル率の推移	13
4. 清掃・リサイクル事業経費の推移	16
5. ごみの排出状況	17
第4節. 前計画の実施結果	21
1. 前計画の概要.....	21
2. 前計画の達成状況	22
3. 課題	23
 第3章. 計画の基本理念及び基本方針	26
第1節. 基本理念	26
第2節. 基本方針	26
 第4章. 計画目標	28
第1節. 推計	28
1. 人口推計	28
2. 現状施策で推移した場合のごみ量推計	28

第2節. 計画目標	29
1. 目標	29
2. 目標達成によるごみ量・資源回収量の推移	32
 第5章. 食品ロス削減推進計画	34
第1節. 基本事項	34
1. 計画策定の趣旨	34
2. 計画の位置付け	35
3. 荒川区の食品ロスの現状	35
4. 食品ロス削減の考え方	36
5. 荒川区の取組状況	36
第2節. 方針・目標	41
1. 基本方針	41
2. 計画の目標	41
第3節. 具体的な施策	42
1. I リデュースを最優先とした食品ロス削減に向けた取り組み	42
2. IIリユースとリサイクルを推進する取り組み	44
 第6章. 目標達成に向けた施策	45
第1節. 施策体系	45
第2節. 具体的な施策	46
1. 基本方針I リデュース・リユースの推進	46
2. 基本方針II 質の高いリサイクル	49
3. 基本方針III 適正なごみ処理	52
 第7章. 計画の推進に向けて	56
第1節. 推進体制	56
1. 環境区民（「区民・事業者・区」の総称）の役割	56
2. 荒川区清掃審議会	56
第2節. 計画の進捗管理	56
1. 進行管理体制	57
2. 進行状況の評価及び公表	57
3. 次期計画への反映	58
 第8章. 生活排水処理基本計画	59
第1節. 基本方針	59
第2節. 基本計画	59

資料1. 荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抄）	61
資料2. 荒川区一般廃棄物処理基本計画について（諮問）	62
資料3. 荒川区清掃審議会答申（内容）	63
資料4. 荒川区清掃審議会 委員名簿	74
資料5. 審議経過	75
資料6. 前計画の個別施策の状況	76
資料7. 用語集	79

第1章. 計画の概要

第1節. 計画策定の背景

1. 計画策定の趣旨

荒川区（以下「区」という。）では、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動による廃棄物の大量発生等による環境問題への反省から、「最適生産・最適消費・最小廃棄」社会に向けて、区民、事業者及び区（以下「環境区民※」という。）が一体となり、明確な目標と強い問題意識をもって、持続可能な質の高い循環型社会※を構築していくため、様々な施策を実施してきました。

国においては、平成 30（2018）年に策定された「第五次環境基本計画」の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を取り入れ、6つの重点戦略を設定し、様々な観点からイノベーションを創出し、経済的・社会的課題の解決を実現することで、将来に渡り「新たな成長」につなげていくことが提唱されています。それらを踏まえ、平成 30（2018）年には「第四次循環型社会形成推進基本計画※」が策定され、循環型社会※形成に向けた 7 つの中長期的な方向性が示されました。

また、世界的な問題となっている海洋プラスチック汚染の対策については、令和元（2019）年に「プラスチック資源循環戦略※」を策定し、令和 4（2022）年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律※」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R※+Renewable）を促進するための基本方針が示されています。

さらに、平成 27（2015）年には COP21 において、令和 2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、我が国では令和 2（2020）年に、内閣総理大臣が所信表明演説において、2050 年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを表明する等、廃棄物分野では特にプラスチックや食品ロス※削減対策強化による温室効果ガス削減が重要となり、ゼロエミッションに向けた動きが加速しています。

区では、平成 29（2017）年に「荒川区一般廃棄物処理基本計画」の中間見直し（以下平成 29（2017）年改定の計画を「前計画」という。）を行い、「環境区民※による質の高い循環型社会※の構築」を基本理念とし、4 つの基本方針を定め、重点的な取り組みとして、食品ロス※削減事業（荒川もったいない大作戦※）の展開、平成 28（2016）年にオープンした「あらかわりサイクルセンター」でのびん、缶、トレイ、ペットボトルの資源化の開始、小学生の社会科見学の受入れやリサイクル工房・教室の開催等、循環型社会※の構築に向けた取り組みを推進してきました。また、令和 2（2020）年から世界的に大流行している新型コロナウイルス感染症の拡大の状況下でも体制維持のため、様々な感染対策を講じ、清掃事業を継続させてきました。

本計画は、このような状況の下、前計画で設定した数値目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみや資源の現状を踏まえた排出量・処理量等の将来予測をし、より質の高い循環型社会※の構築に向けて新たな一般廃棄物処理基本計画※として策定するものです。

コラム

SDGsとは

SDGs とは「Sustainable Development Goals(持続可能な開発目標)」の略称で、平成 27(2015)年 9 月の国連サミットにおいて採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」に記載された、よりよい世界をめざすための国際目標のことです。誰一人取り残さないことを誓い、貧困や格差をなくし、気候変動が緩和された持続可能な世界の実現に向けて、令和 12(2030)年を期限とする 17 のゴール(意欲目標)、169 のターゲット(達成目標)と 232 のインディケーター(指標)の 3 層構造で構成されています。

先進国・途上国を問わず、すべての国に適用される普遍性が最大の特徴です。荒川区においても、区民・事業者・行政を含め、SDGs の達成に向けて取り組むことが望まれます。

廃棄物分野は SDGs に大きく関わっていますが、特に深く関連する内容としては、以下の項目が挙げられます。

- 廃棄物エネルギーの利活用促進
- 廃棄物の適正処理と排出者の意識の向上
- 拡大生産者責任制度(EPR)*の確立
- 食品ロス対策を含めた資源ロスの削減
- 廃棄物循環利用のさらなる促進
- 災害廃棄物対策

*45 ページに今後の 10 年間で取り組む施策を掲載しています。



コラム

ゼロエミッション東京戦略※

地球温暖化の影響により、様々な気候変動が引き起こされており、それは生態系に不可逆的な変化をもたらすだけではなく、暮らし、資源と食料の安全保障に影響を及ぼし、強制移動、社会における不平等の要因となり、私たちが直面する最も差し迫った課題となっています。

地球の平均気温の上昇により、世界では様々な変化が連鎖的に生じ始めており、大災害や食料不足等、生活への影響のほか、命に関わる被害が発生している地域もあり、気候変動は、世界中の人々に極めて深刻な影響を及ぼしています。

これは遠い世界のことではありません。日本の過去 100 年間の平均気温は 1.2°C 上昇し、今世紀末には 20 世紀末と比較してさらに最大で 3.4°C~5.4°C 上昇すると予測されています。今後さらに気候変動が進めば、様々な分野で影響が拡大することが懸念されています。

このような課題に対して、東京都では、令和元(2019)年 5 月、U20 東京メイヤーズ・サミットで、世界の大都市の責務として、平均気温の上昇を 1.5°C に抑えることを追求し、令和32(2050)年に CO₂ 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言しました。

そして、この宣言の実現に向けたビジョンと具体的な取り組み・ロードマップを盛り込んだ「ゼロエミッション東京戦略※」を令和元(2019)年12月に発表しました。

同戦略は、「緩和策と適応策の総合的な展開」「都外の CO₂ 削減にも貢献」「省エネ・再エネの拡大策に加えあらゆる分野の取り組みの強化」というコンセプトがあり、「エネルギーセクター」「都市インフラセクター」等 6 分野・14 施策を体系化し、令和32(2050)年までのゴールとロードマップを示しています。

本計画にも関連のあるプラスチック対策と食品ロス対策に対するアクション、マイルストーン、ゴールを設定しています。

①プラスチック対策

- アクション(令和12(2030)年目標+アクション)
 - ・水平リサイクル等先進的企業と連携したイノベーションの創出
 - ・ペットボトルのボトル to ボトル推進
 - ・区市町村支援・連携強化と3Rアドバイザーによる分別リサイクル促進
 - ・TOKYO海ごみゼロアクション
- マイルストーン(令和12(2030)年に向けた主要目標)
 - ・ワンウェイプラスチック累積 25%削減
 - ・家庭とオフィスからの廃プラスチック焼却量 40%削減
(平成 29(2017)年度比)
- ゴール(令和32(2050)年の目指すべき姿)
 - ・CO₂ 実質ゼロのプラスチック利用が実現

②食品ロス対策

- アクション(令和12(2030)年目標+アクション)
 - ・食品サプライチェーンの連携による食品ロスの削減
 - ・AI・ICT 等を活用した先駆的取組の促進
 - ・売り切り情報を入手できるアプリ等を活用した消費行動の転換
- マイルストーン(令和12(2030)年に向けた主要目標)
 - ・食品ロス発生量 50%削減(平成12(2000)年度比)
- ゴール(令和32(2050)年の目指すべき姿)
 - ・食品ロス発生量実質ゼロ

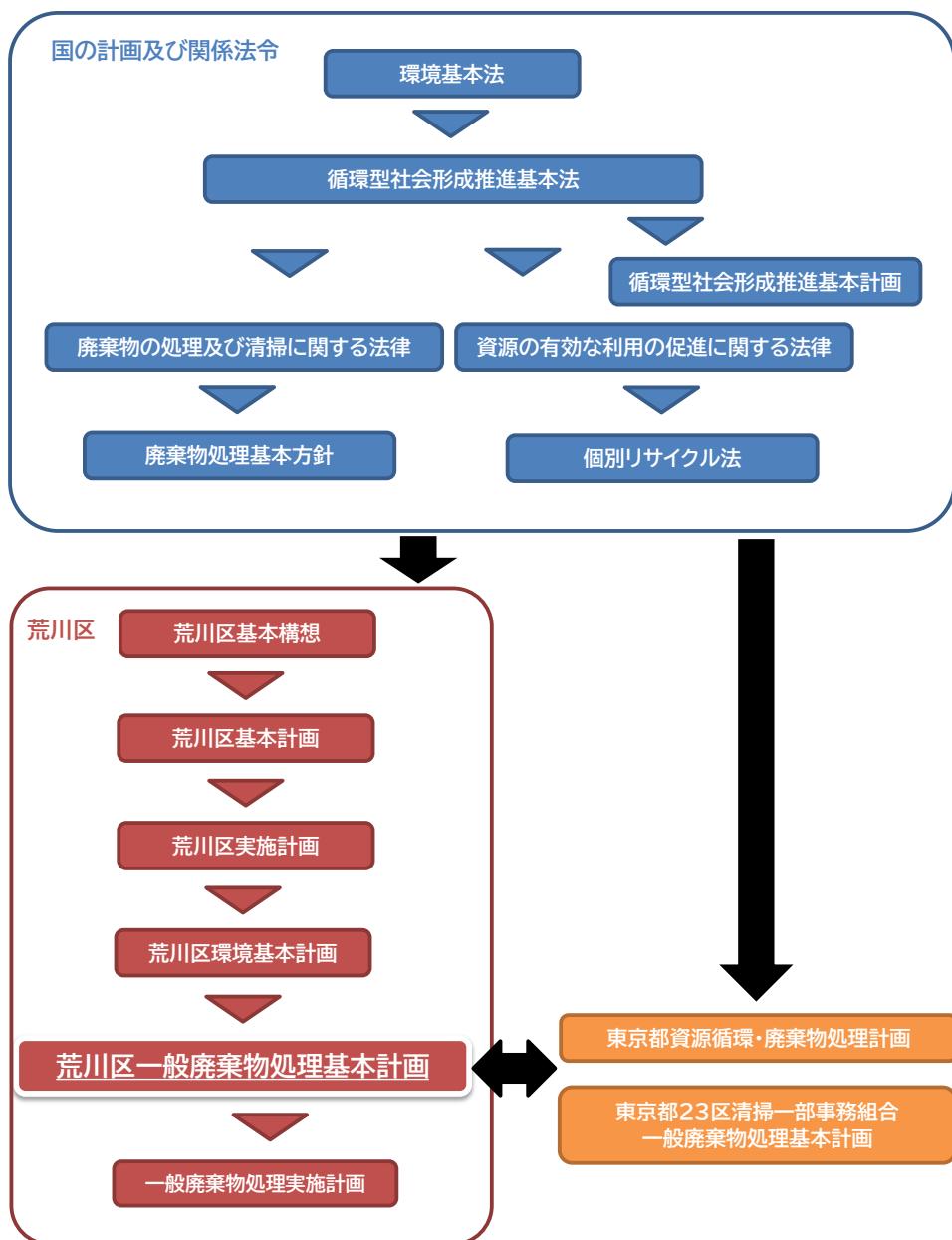
第2節. 計画の位置付け

1. 位置付け

「荒川区一般廃棄物処理基本計画」は、区の長期計画の一つで、荒川区の将来像を示した「荒川区基本構想」(平成 19 (2007) 年 3 月)、「荒川区基本計画」(平成 29 (2017) 年 3 月)「荒川区環境基本計画」(平成 30 (2018) 年 3 月) を上位計画とし、また、法令や国、東京都及び東京二十三区清掃一部事務組合※の諸計画との関連性を図りながら、長期的視点に立った区における一般廃棄物※処理の基本的事項を定めた計画です。

なお、本計画は廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 6 条第 1 項の規定に基づき、今後の清掃・リサイクル事業の方向性を定めるものであり、食品ロスの削減の推進に関する法律※第 13 条第 1 項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画※」を包含し策定するものです。

図 1-1 計画の位置付け

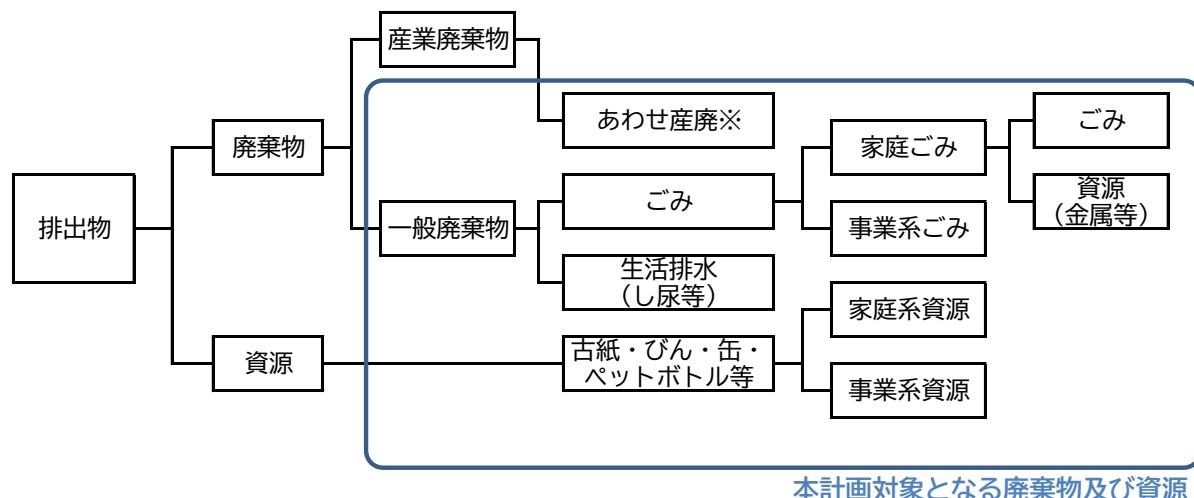


2. 計画の対象廃棄物の範囲

廃棄物処理法※では、一般廃棄物※と産業廃棄物が廃棄物として定められています。本計画では、全ての一般廃棄物※（ごみ・生活排水）、あわせ産廃※及び資源が対象となります。

一般廃棄物※のうち事業系ごみについては、廃棄物処理法※第3条により、排出事業者が自己処理を行うことが原則となります。

図1-2 本計画対象となる廃棄物及び資源の対象範囲



第3節. 計画の期間

本計画は、令和5（2023）年度から、令和14（2032）年度までの10年間を計画期間とし、令和9（2027）年度の中間年度に、法改正や社会情勢の変化等、必要に応じて計画の見直しを行います。

図1-3 計画の目標年度



第2章. 清掃・リサイクル事業の現状

第1節. 人口及び世帯の状況

1. 人口及び世帯の推移

区の人口は、令和4（2022）年4月1日現在、人口215,361人、世帯数117,396世帯です。人口推移を見ると、人口、世帯数とも増加傾向にありましたが、令和3（2021）年と令和4（2022）年は新型コロナウイルス感染症の拡大の影響から在宅勤務やテレワーク等生活様式の変化等により転出者が増え、人口、世帯数ともに僅かに減少しました。

また、1世帯当たり人口に関しては、年々減少傾向にあり、令和4（2022）年度は1.83人/世帯となっています。

表2-1 人口及び世帯数の推移

		(単位:人)										
		H24(2012)年度	H25(2013)年度	H26(2014)年度	H27(2015)年度	H28(2016)年度	H29(2017)年度	H30(2018)年度	R1(2019)年度	R2(2020)年度	R3(2021)年度	R4(2022)年度
人口	(人)	205,947	206,749	207,652	209,449	211,808	213,203	214,603	216,063	217,167	216,335	215,361
世帯数	(世帯)	96,905	106,082	107,341	109,102	111,451	113,027	114,555	116,261	117,333	117,437	117,396
1世帯当たり人口	(人/世帯)	2.13	1.95	1.93	1.92	1.90	1.89	1.87	1.86	1.85	1.84	1.83

出典:住民基本台帳(各年度4月1日現在)

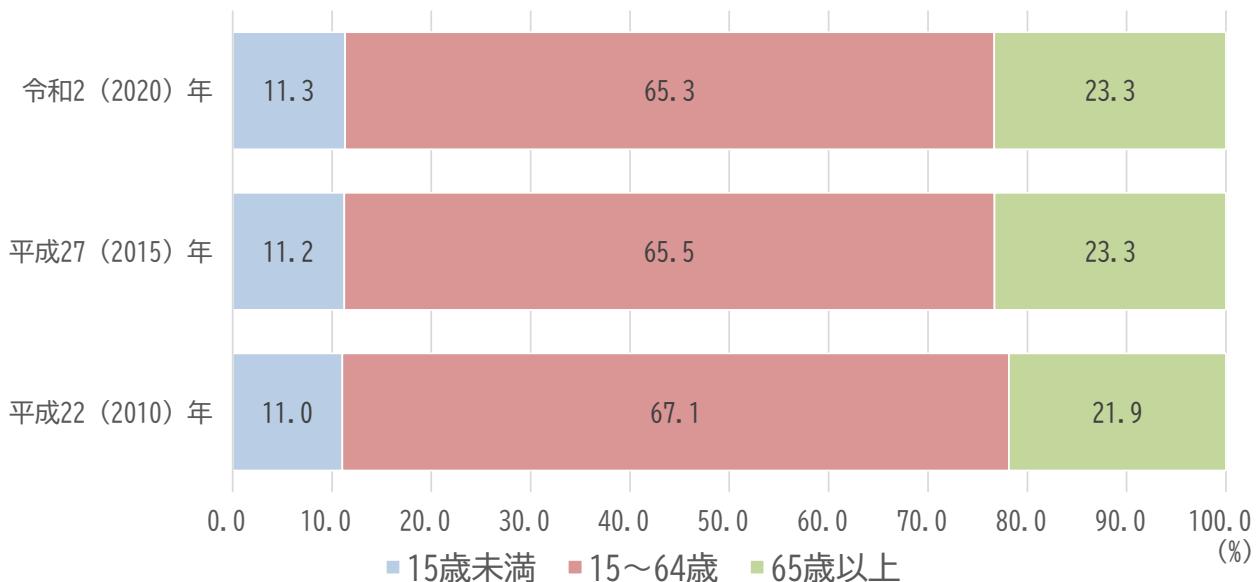
図2-1 人口の推移



2. 年齢3区分別人口割合の推移

人口に占める年齢別の割合をみると、令和2（2020）年の高齢者（65歳以上）は、23.3%となっており、平成22（2010）年の21.9%から1.4ポイント増加しています。

図2-2 年齢3区分別人口

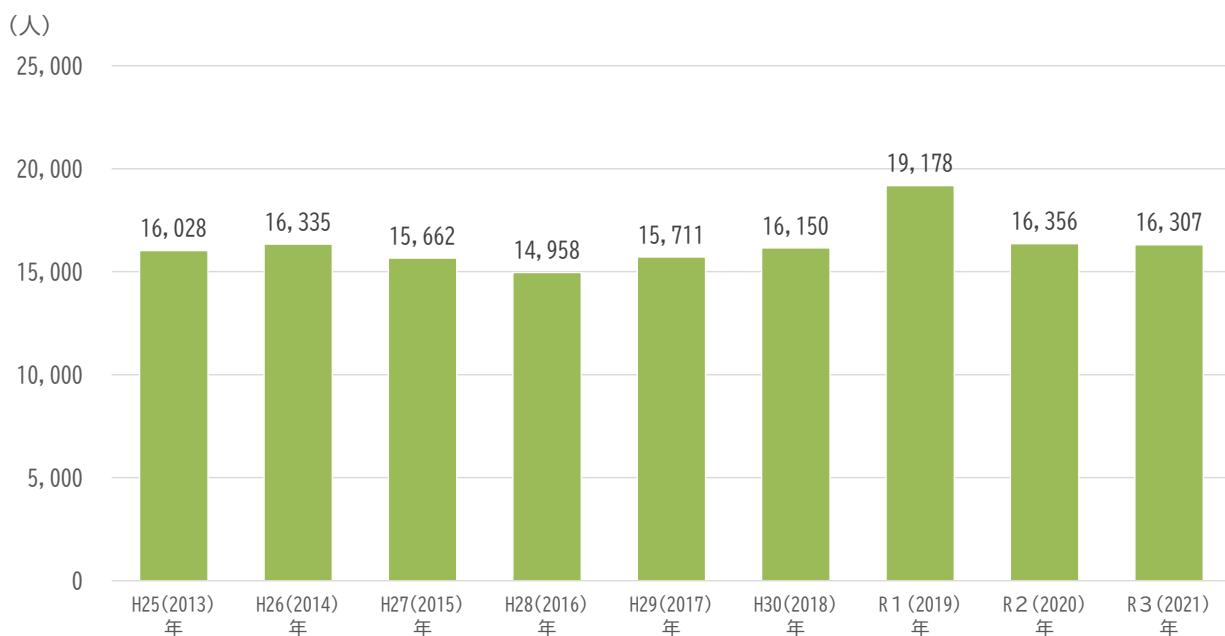


出典：国勢調査

3. 転入者の推移

転入者においては、毎年16,000人前後となっています。

図2-3 転入者の推移

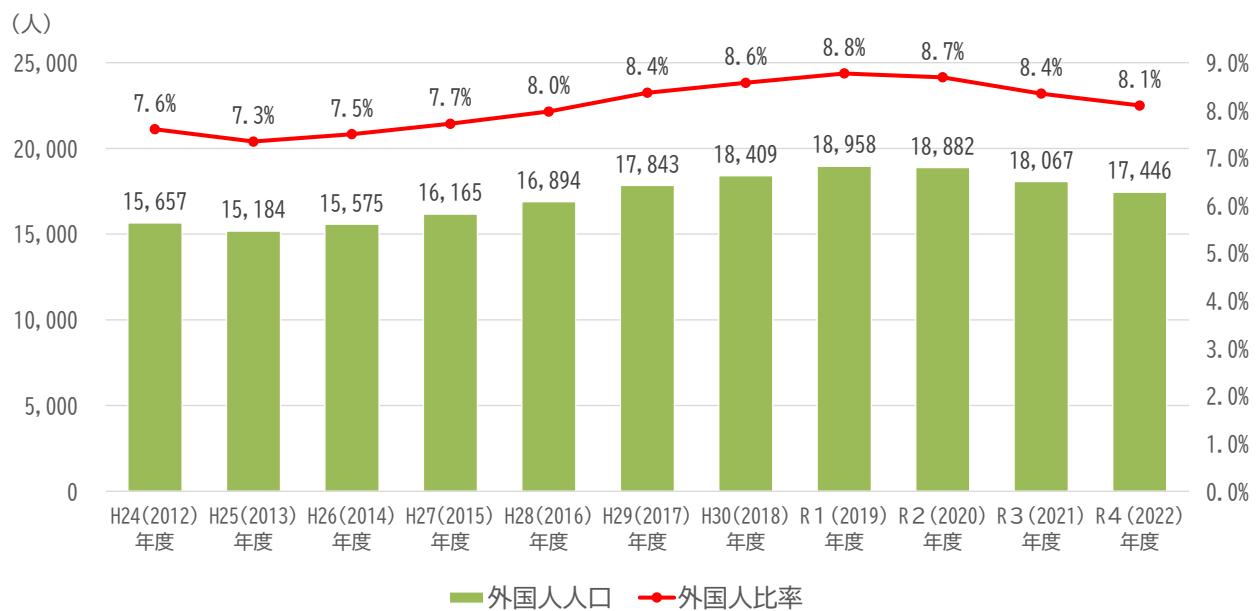


出典：住民基本台帳（各年1月～12月まで）

4. 外国人人口の推移

外国人人口については、年々増加傾向にありました。しかし、令和元（2019）年度の18,958人をピークに新型コロナウイルス感染症の影響等もあり、減少傾向になり、令和4（2022）年4月1日現在で17,446人（外国人比率8.1%）となっています。

図2-4 外国人人口の推移

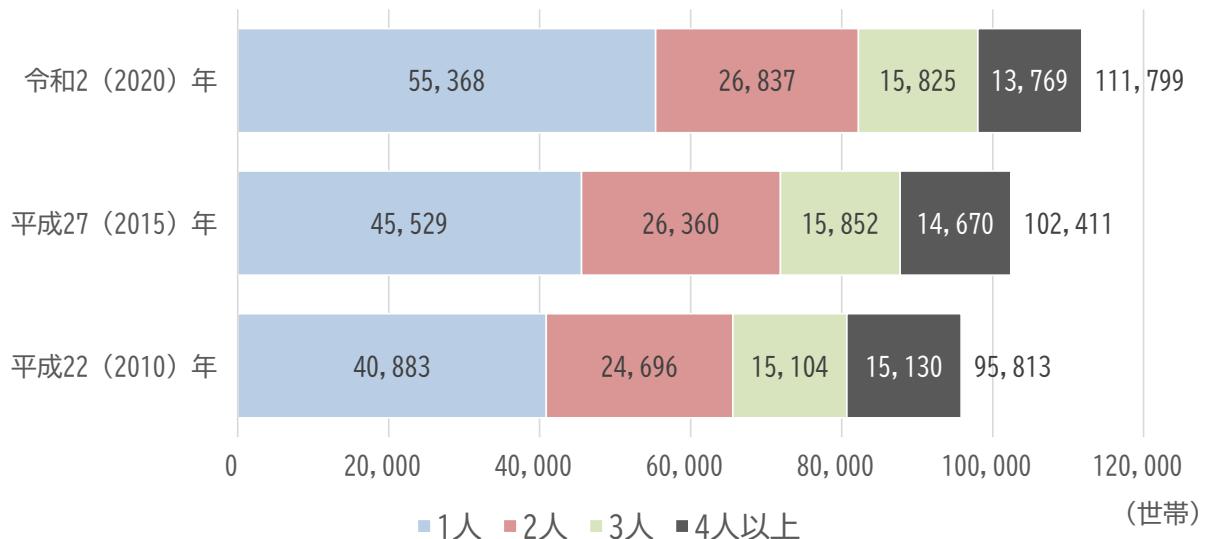


出典：住民基本台帳（各年度4月1日現在）

5. 世帯の状況

単身世帯が年々増加傾向にあり、令和2（2020）年には55,368世帯となり、全世帯の約5割（49.5%）を占める状況となっています。

図2-5 家族人員別の世帯数

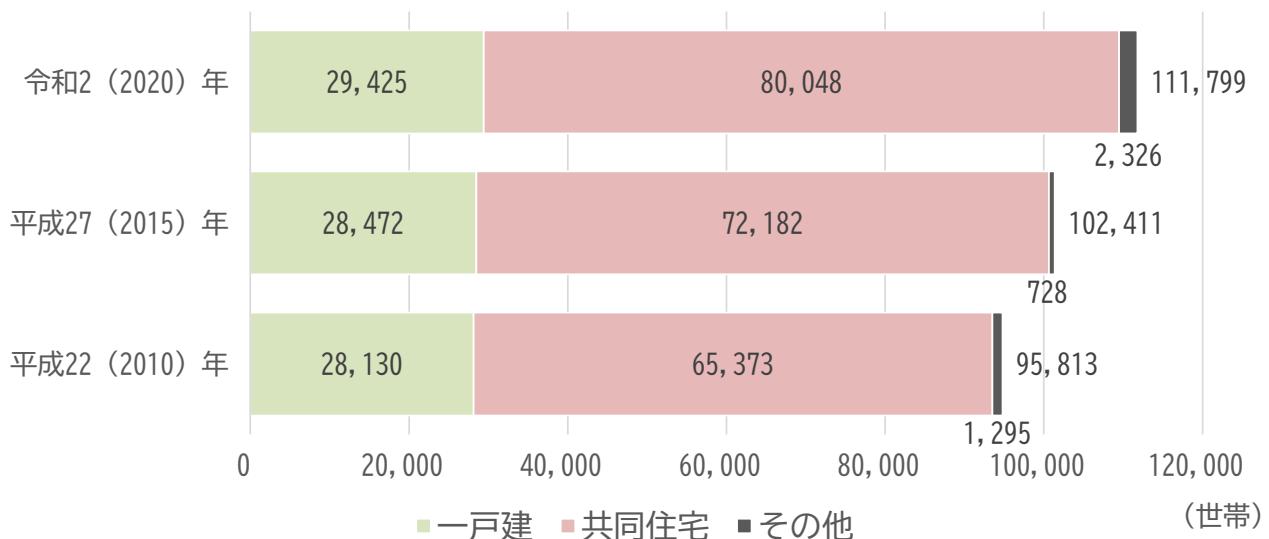


出典：国勢調査

6. 住宅形態の状況

年々共同住宅が増加しており、令和2（2020）年は8万世帯を超え、約72%となっています。

図2-6 住宅形態の推移

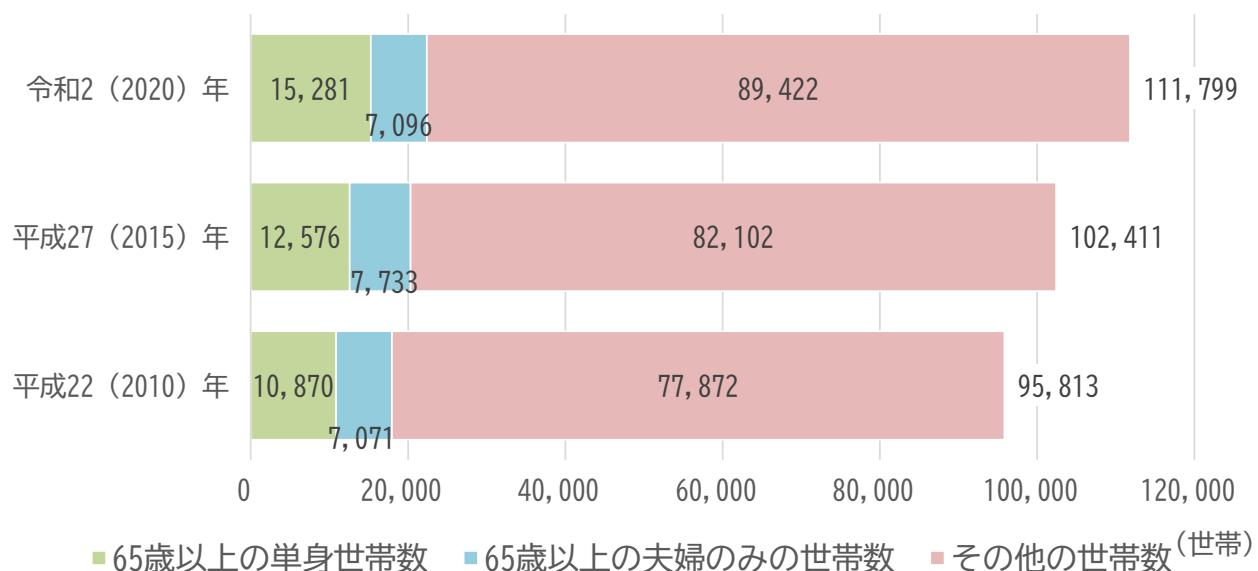


出典：(参考)国勢調査を使用

7. 高齢者世帯の状況

65歳以上の高齢単身世帯数とその増加率は増加傾向にあり、令和2（2020）年には15,281世帯となり、全世帯の約13.7%を占める状況となっています。一方、65歳以上の夫婦のみの高齢夫婦世帯数は大きな増減はなく、令和2（2020）年は7,096世帯で全体の6.3%となっています。

図2-7 65歳以上の単身世帯及び65歳以上の夫婦のみの世帯数

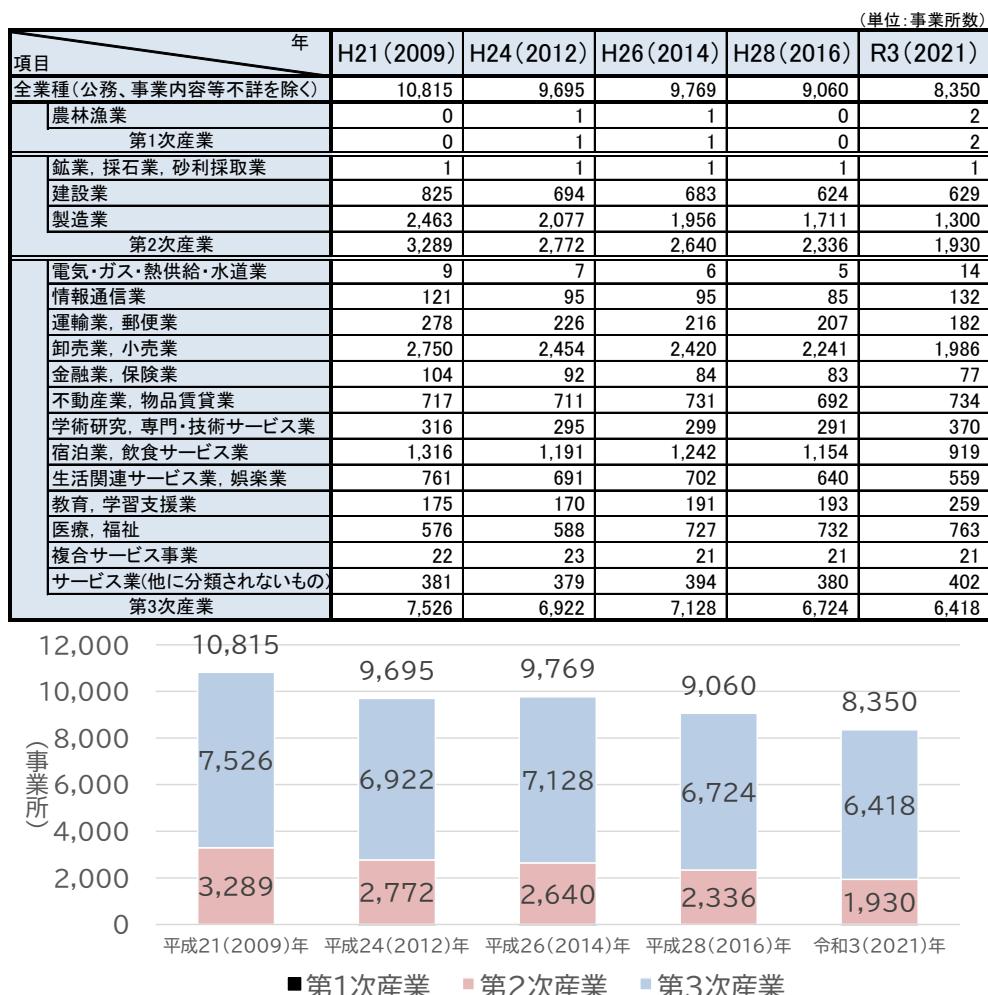


出典：国勢調査

第2節 事業所数の推移

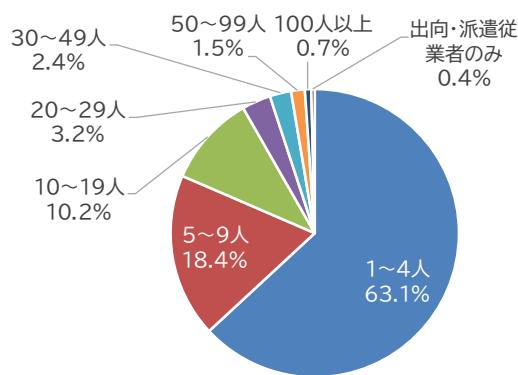
区では、事業所数の70%以上を小売業・サービス業等の第3次産業が占めています（図2-8）。また、事業所数全体では年々減少傾向にあり、令和3（2021）年は8,350事業所であり、平成21（2009）年から2,465事業所減少しています。平成28（2016）年の従業者規模別の事業所数は小規模事業所の割合が高く、従業者10人未満の事業所が81.5%と8割以上を占めています（図2-9）。

図2-8 事業所数の推移



出典:H24・28年経済センサス－活動調査、H21・26年経済センサス基礎調査、R3年経済センサス－活動調査速報

図2-9 従業者規模別の事業所数(平成28(2016)年)



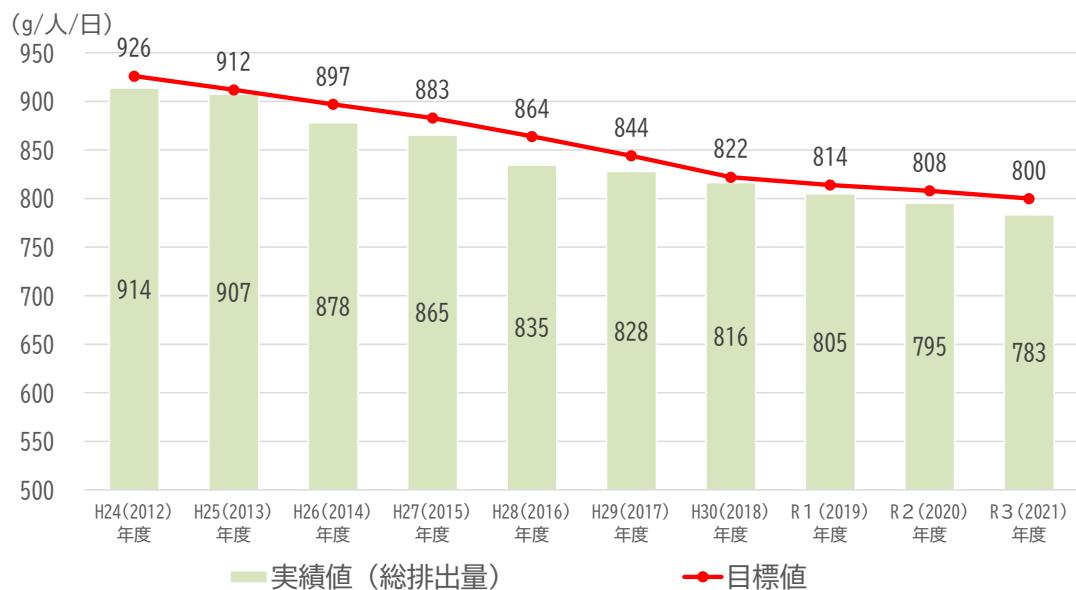
出典:経済センサス－活動調査

第3節. ごみ量・資源回収量の推移

1. 総排出量の推移

区民1人1日当たりの総排出量（総ごみ量+資源回収量）は毎年度前計画の目標値を達成しており、平成24（2012）年度から令和3（2021）年度の間に131g（14.3%）減少しています。
(15ページに総排出量、総ごみ量、資源回収量の説明をコラムとして掲載しています。)

図2-10 区民1人1日当たりの総排出量の推移

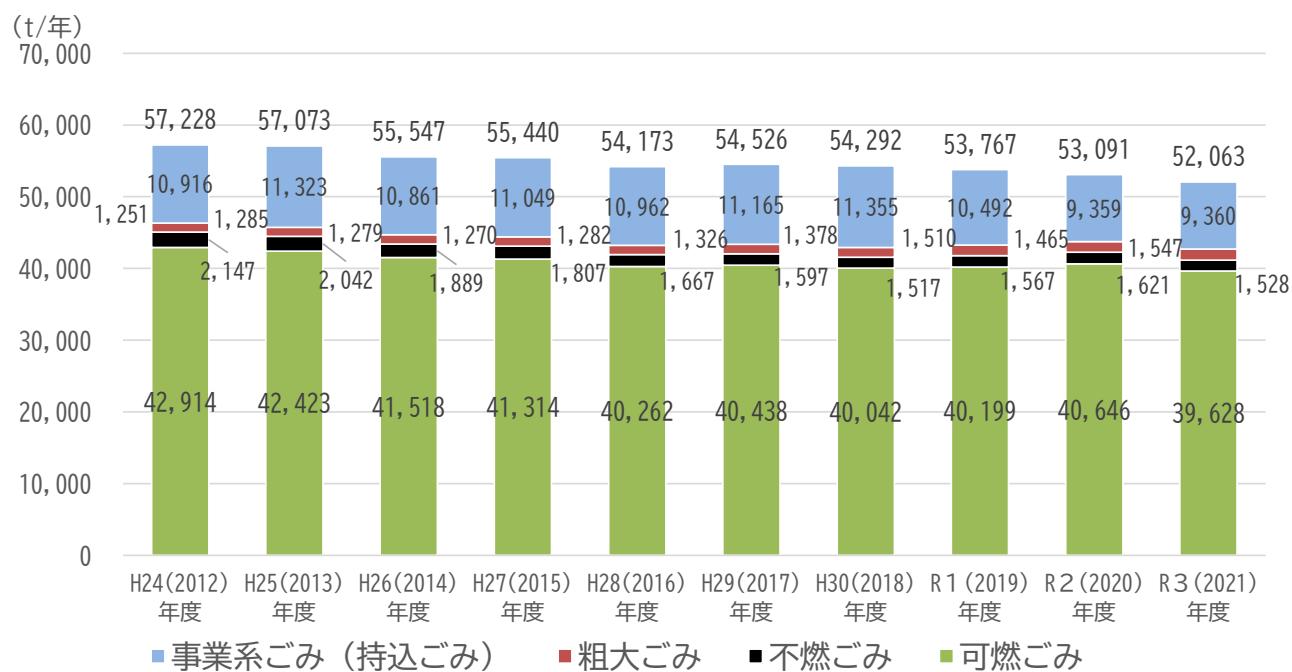


2. 総ごみ量の推移

総ごみ量については、年々減少傾向にあり、令和3（2021）年度には52,063tと平成24（2012）年度と比較して5,165t（9.0%）減少しています（図2-11）。また、区民1人1日当たりの総ごみ量についても減少傾向で推移しており、令和3（2021）年度には659gと平成24（2012）年度と比較して102g（13.4%）減少しています（図2-12）。

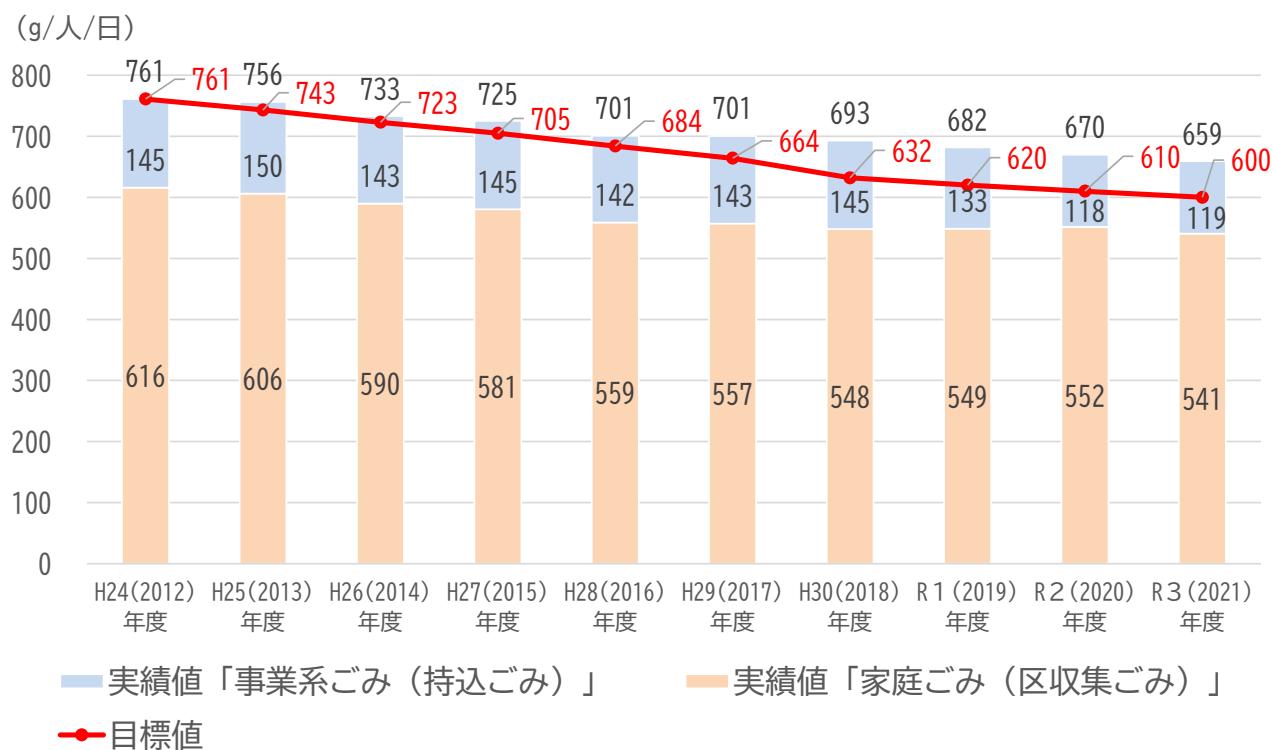
(15ページに総排出量等の説明をコラムとして掲載しています。)

図 2-11 総ごみ量の推移



区分	H24(2012) 年度	H25(2013) 年度	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	R1(2019) 年度	R2(2020) 年度	R3(2021) 年度
可燃ごみ	42,914	42,423	41,518	41,314	40,262	40,438	40,042	40,199	40,646	39,628
不燃ごみ	2,147	2,042	1,889	1,807	1,667	1,597	1,517	1,567	1,621	1,528
粗大ごみ	1,251	1,285	1,279	1,270	1,282	1,326	1,378	1,510	1,465	1,547
事業系ごみ(持込ごみ)	10,916	11,323	10,861	11,049	10,962	11,165	11,355	10,492	9,359	9,360
合計	57,228	57,073	55,547	55,440	54,173	54,526	54,292	53,767	53,091	52,063

図 2-12 区民 1 人 1 日当たりの総ごみ量の推移



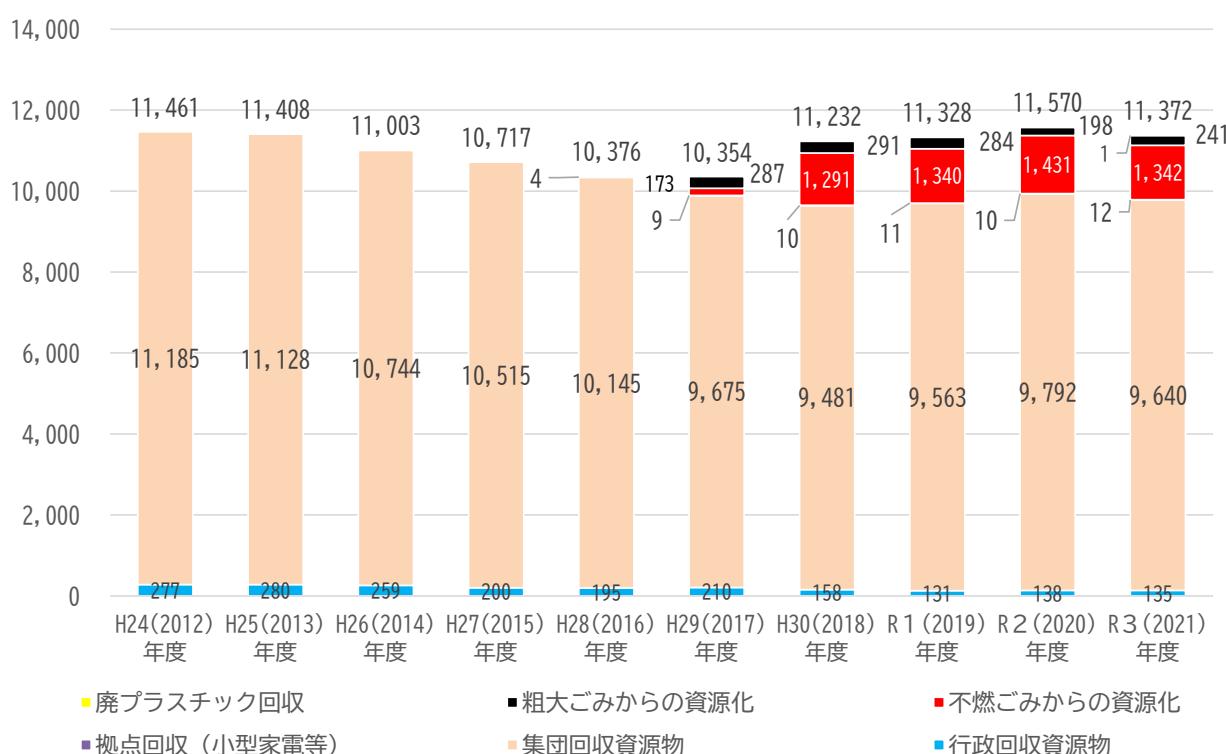
3. 資源回収量及びリサイクル率の推移

区では、平成 25（2013）年度から使用済み小型家電の拠点回収※、平成 27（2015）年度からは不燃ごみに含まれるスプレー缶を資源として回収するピックアップ回収※を開始し、新たに平成 29（2017）年度からは不燃ごみ・粗大ごみの資源化を実施し、令和 3（2021）年度からは廃プラスチックのモデル回収事業を実施しています。資源回収量は、企業努力による製品の軽量化が進んだこと等の影響もあり、平成 29（2017）年度までは減少傾向で推移してきましたが、不燃ごみ・粗大ごみの資源化等の開始により平成 30（2018）年度以降は増加に転じ、リサイクル率も平成 30（2018）年度以降 17%を超えていました（図 2-13・14・15）。

（15 ページに総排出量等の説明をコラムとして掲載しています。）

図 2-13 資源回収量の推移

（t/年）



区分	H24(2012) 年度	H25(2013) 年度	H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	R1(2019) 年度	R2(2020) 年度	R3(2021) 年度
行政回収資源物	277	280	259	200	195	210	158	131	138	135
集団回収資源物	11,185	11,128	10,744	10,515	10,145	9,675	9,481	9,563	9,792	9,640
拠点回収(小型家電等)	0	0	0	0	4	9	10	11	10	12
不燃ごみからの資源化	0	0	0	2	32	173	1,291	1,340	1,431	1,342
粗大ごみからの資源化	0	0	0	0	0	287	291	284	198	241
廃プラスチック回収	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1
合計	11,461	11,408	11,003	10,717	10,376	10,354	11,232	11,328	11,570	11,372

図 2-14 資源の品目毎の回収量の推移

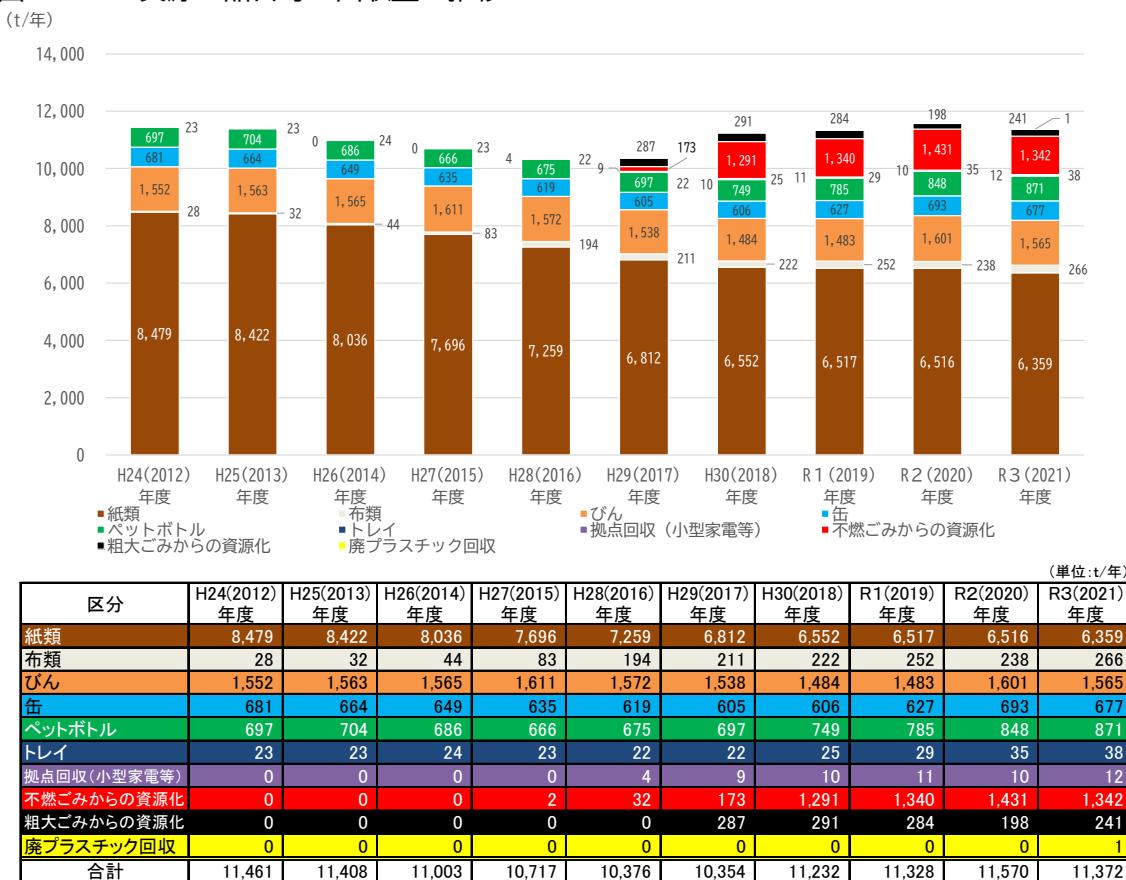
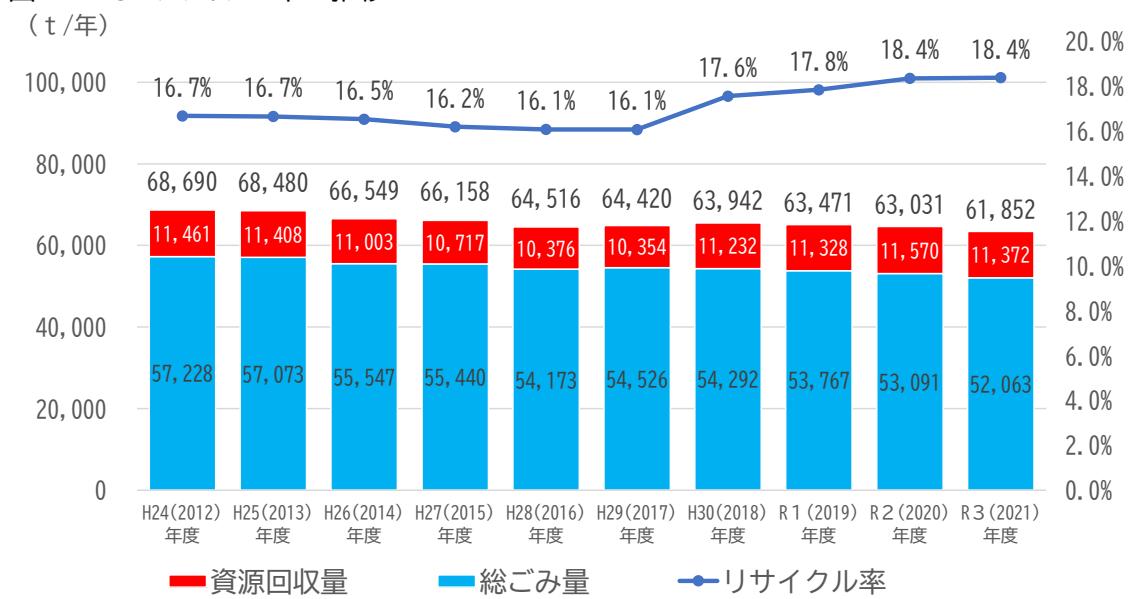


表 2-2 不燃ごみ・粗大ごみ(金属系)資源化量の推移

	~ H26(2014) 年度	H27(2015) 年度	H28(2016) 年度	H29(2017) 年度	H30(2018) 年度	R1(2019) 年度	R2(2020) 年度	R3(2021) 年度
資源化量	0	2	32	460	1,583	1,623	1,630	1,583

図 2-15 リサイクル率の推移



リサイクル率 = 資源回収量 ÷ 総排出量(総ごみ量 + 資源回収量)

コラム

本計画における、ごみ・資源に関する表記を下記に整理します。

家庭ごみ(区収集ごみ)※

区が収集する 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ について、本計画では「家庭ごみ(区収集ごみ)」として表現しています。

事業系ごみ(持込ごみ)※

事業者が自ら又は許可業者※に委託し清掃工場等に搬入するごみ等(持込ごみ※)を、本計画では「事業系ごみ(持込ごみ)」として表現しています。

総ごみ量とは

総ごみ量とは、区収集ごみ量、持込ごみ※量の合計です。(収集後の不燃・粗大ごみの資源化量も含みます。)

資源回収量とは

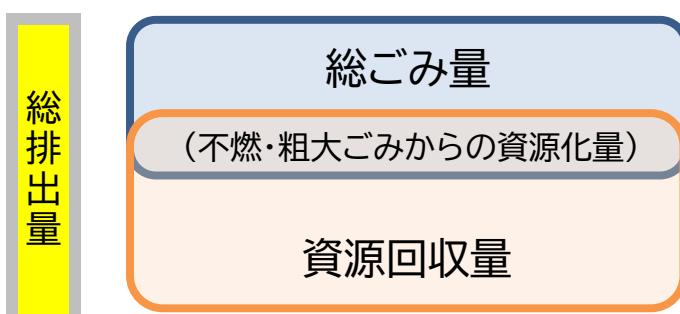
資源回収量とは、集団回収※資源物、行政回収資源物、拠点回収※、不燃・粗大ごみ等からの資源回収量の合計です。

総排出量とは

総排出量とは、総ごみ量と資源回収量の合計です。

$$\text{総排出量} = \text{総ごみ量} + \text{資源回収量} - (\text{不燃・粗大ごみからの資源化量}^*)$$

※不燃・粗大ごみからの資源化量は、総ごみ量と資源回収量の両方に含まれているため、総排出量を算出する際には差し引きする必要があります。



4. 清掃・リサイクル事業経費の推移

清掃・リサイクル事業に要する経費は、社会的状況による人件費の上昇、リサイクル回収品目の拡大等の理由により、緩やかな増加傾向で推移しています。(図2-16・17の経費には、荒川リサイクルセンター建設に係る整備費は含まれていません。)

図2-16 清掃・リサイクル事業に要する経費の推移

(百万円/年)

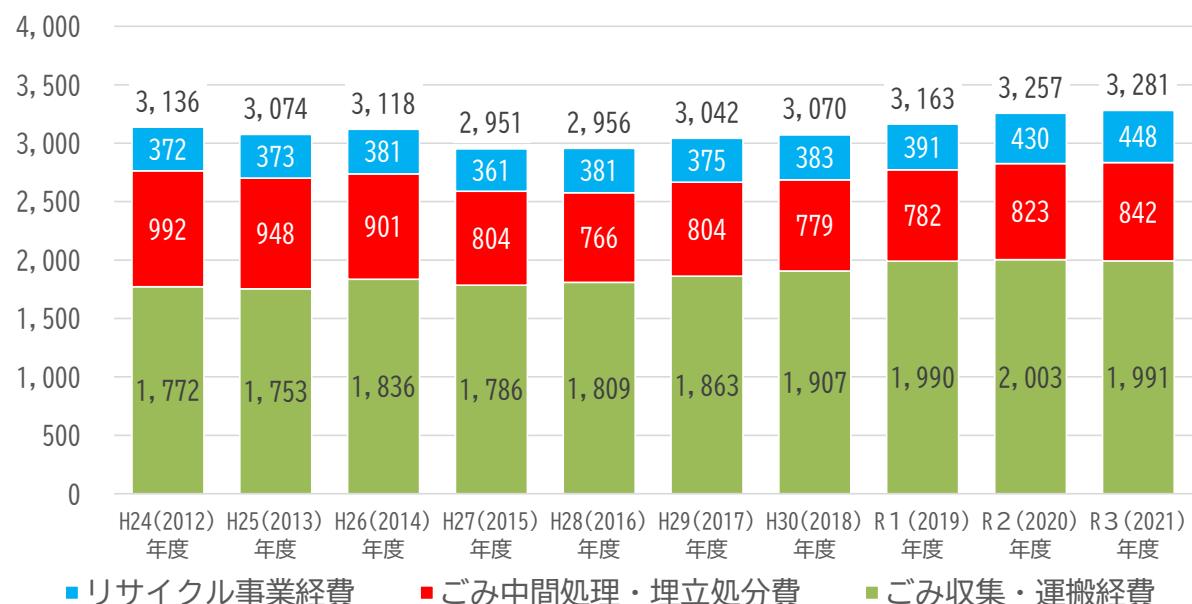
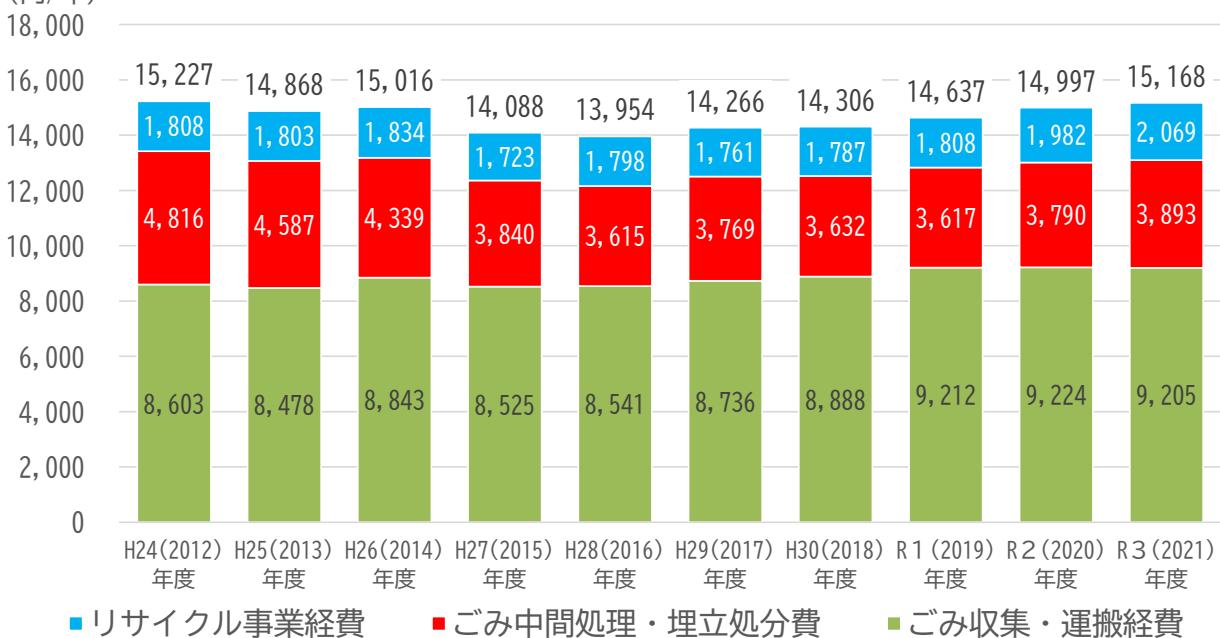


図2-17 清掃・リサイクル事業に要する経費(区民1人年間当たり)の推移

(円/年)



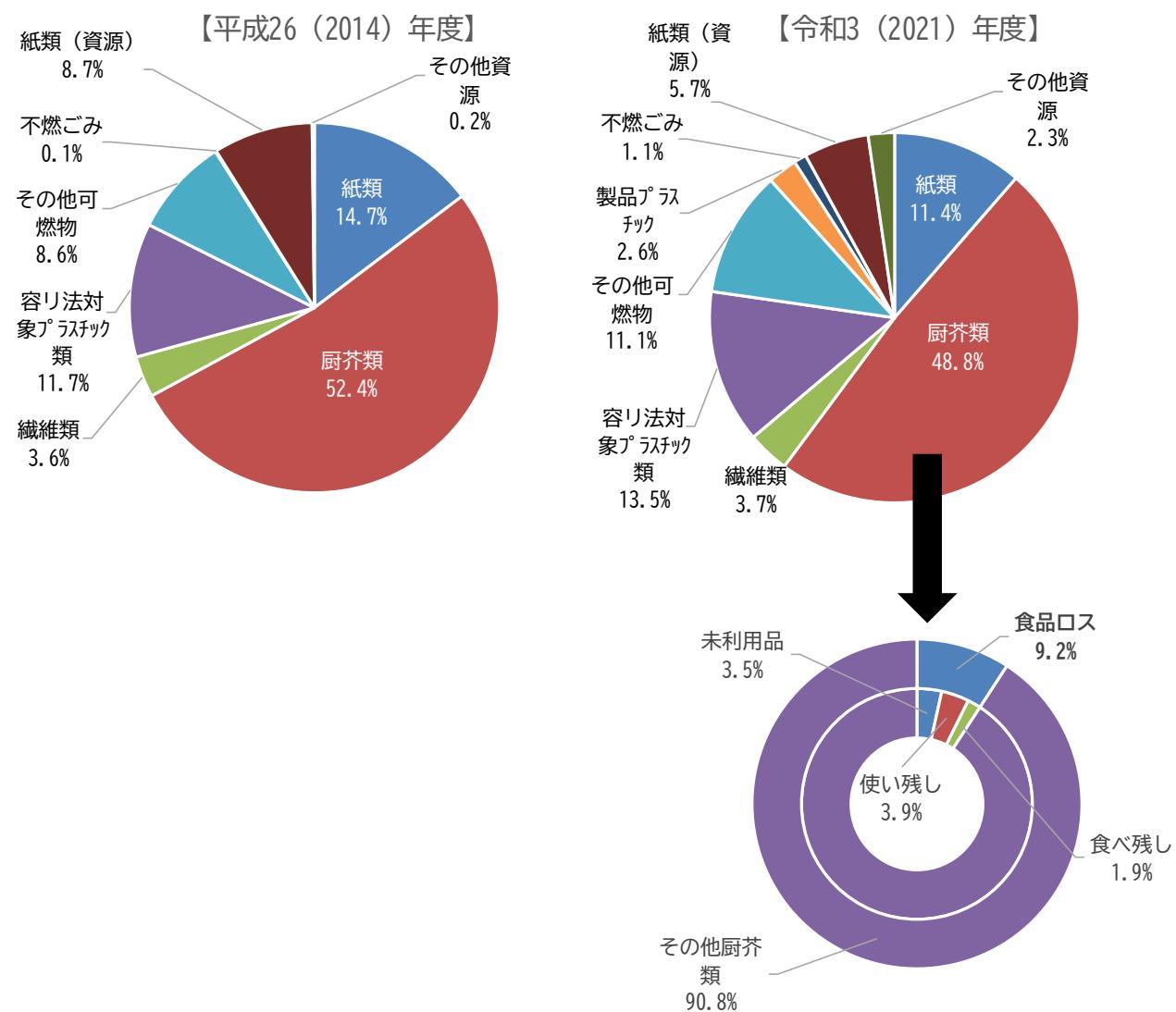
5. ごみの排出状況

(1) 家庭の可燃ごみの組成

家庭の可燃ごみの排出状況は、令和3年度に実施したごみ排出原単位等実態調査^{*}によると、厨芥類（生ごみ）が48.8%と約半数を占め、資源として回収できる紙類が5.7%含まれていました。また、厨芥類（生ごみ）の中でも未利用品や食べ残し等といった食品ロス^{*}が9.2%（厨芥類の中で）含まれていました。

平成26（2014）年度と比較すると、厨芥類や紙類の割合が減少していますが、不燃ごみの割合が増加しています。

図2-18 家庭可燃ごみの組成割合(平成26(2014)年度・令和3(2021)年度)

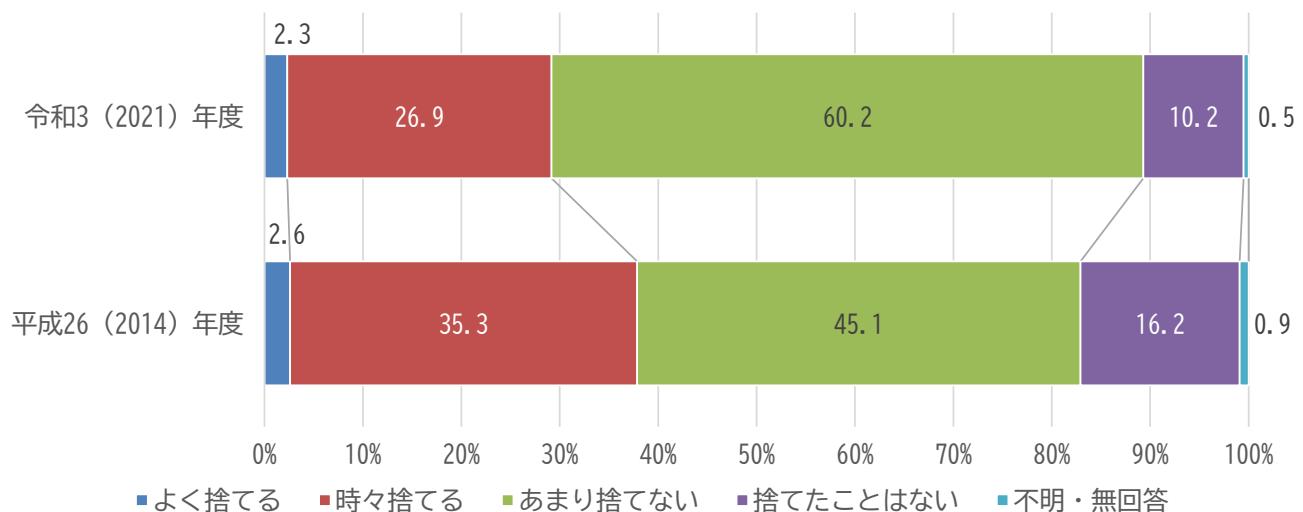


出典:ごみ排出原単位等実態調査^{*}

(2) 生ごみの排出状況

令和 3 年度に実施したごみ排出原単位等実態調査※でのアンケート調査による生ごみの排出状況は、食品をごみとして排出している割合(よく捨てる+時々捨てる)が 29.2%となっており、平成 26(2014) 年度の 37.9%からは大幅に減少しています。

図 2-19 食品をごみとして排出したことのある割合(平成 26(2014)年度・令和 3(2021)年度)



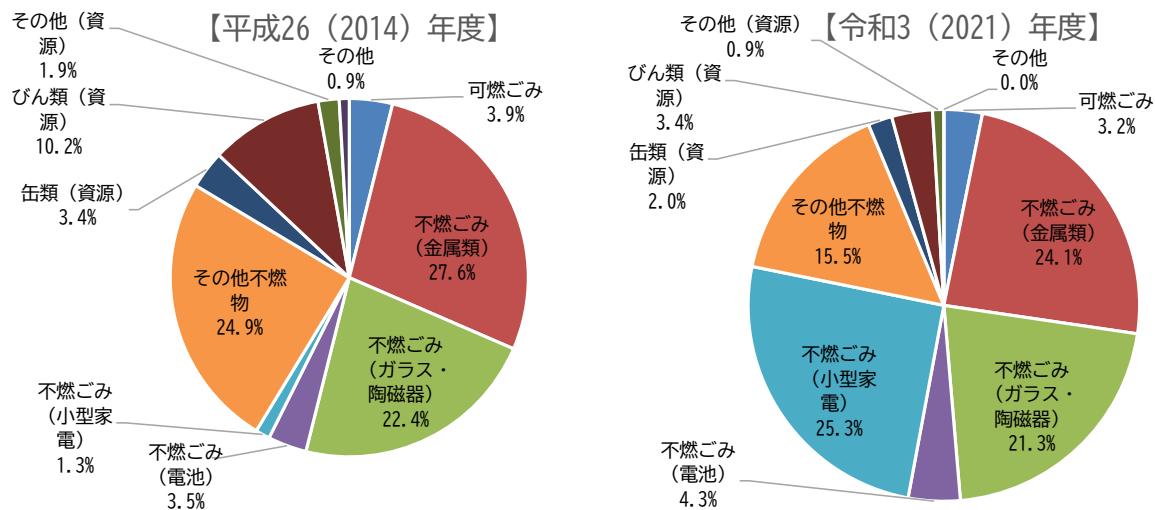
出典:ごみ排出原単位等実態調査※

(3) 家庭不燃ごみの組成

家庭の不燃ごみの排出状況は、小型家電 (25.3%)、金属類 (24.1%)、ガラス・陶磁器 (21.3%) の割合が高くなっています。

平成 26 (2014) 年度と比較すると、平成 25 年度から拠点回収※を開始した小型家電の割合が大きく増加しています。

図 2-20 家庭の不燃ごみの組成割合(平成 26(2014)年度・令和 3(2021)年度)



出典:ごみ排出原単位等実態調査※

(4) 世帯人員別の排出状況

1人1日当たりの排出量を家庭の世帯人員別にみると、世帯人員が少なくなるほど排出量は多くなっており、1人世帯では793.2gと5人以上の世帯(376.6g)と比較して416.6g多くなっています。

表2-2 家庭の世帯人員別の排出原単位

	1人	2人	3人	4人	5人以上	全体
可燃ごみ	424.8	391.2	303.6	285.4	247.8	344.8
不燃ごみ	38.0	21.1	20.0	18.0	21.5	23.2
資源	330.3	148.6	151.3	113.4	107.2	167.5
合計	793.2	560.9	474.8	416.8	376.6	535.5

出典:ごみ排出原単位等実態調査*

(5) 住居形態別の排出状況

1人1日当たりの排出量を家庭の住居形態別にみると、集合住宅での排出量が最も多くなっており、単身世帯の多くが集合住宅に居住している影響だと考えられます。

表2-3 家庭の住居形態別の排出原単位

	戸建住宅	集合住宅	店舗併用	全体
可燃ごみ	347.1	362.4	289.7	344.8
不燃ごみ	25.4	15.7	22.2	23.2
資源	159.3	179.9	204.9	167.5
合計	531.8	558.0	516.8	535.5

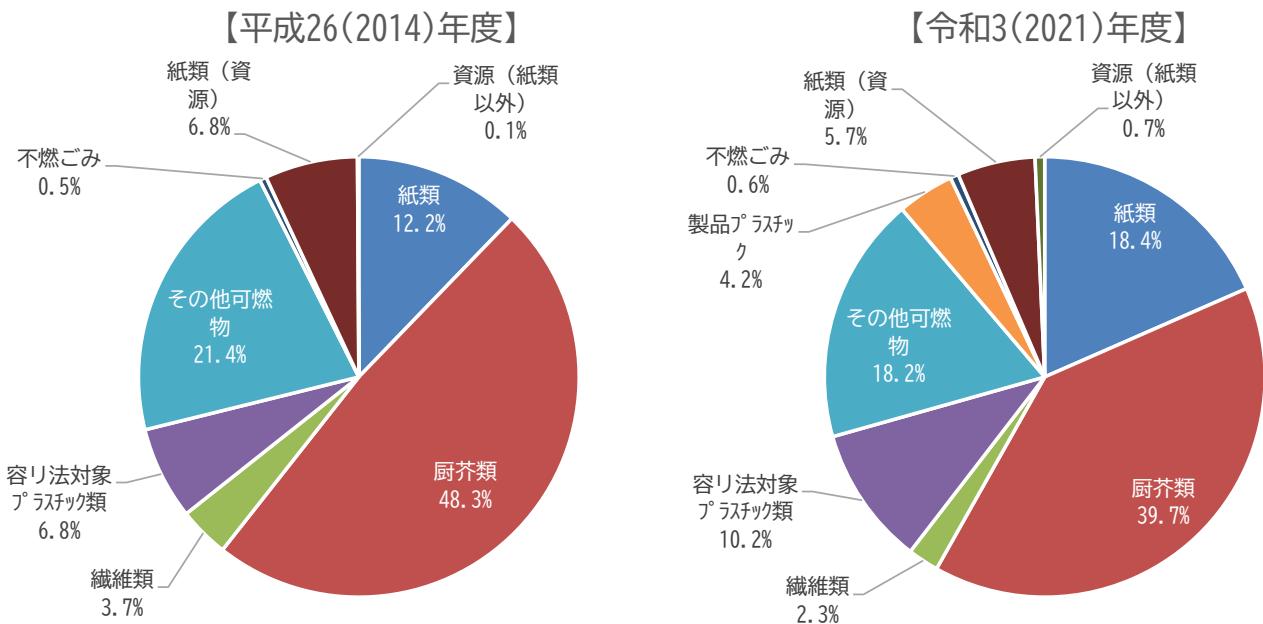
出典:ごみ排出原単位等実態調査**

(6) 事業系可燃ごみの組成

事業系可燃ごみの排出状況は、令和3年度に実施したごみ排出原単位等実態調査^{*}によると、厨芥類（生ごみ）が39.7%を占め、資源として回収できる紙類が5.7%含まれていました。

平成26（2014）年度と比較すると、厨芥類の割合が減少していますが、紙類の割合が増加しています。

図2-21 事業系可燃ごみの組成割合(平成26(2014)年度・令和3(2021)年度)



出典:ごみ排出原単位等実態調査^{*}

第4節. 前計画の実施結果

1. 前計画の概要

前計画の「荒川区一般廃棄物処理基本計画中間見直し（平成 29（2017）年度～令和 4（2022）年度）」では、地域にさらに深く根差した 3R※「発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）※、再資源化（リサイクル）※」活動を進めるために、環境区民※がそれぞれの立場で協力し、持続可能なさらに質の高い循環型社会※の構築を目指すため、下記の基本理念を掲げておりました。

環境区民※による質の高い循環型社会の構築

上記基本理念を実現させるため、下記の 4 つの基本方針を掲げ、施策や事業を展開してきました。

基本方針 1	基本方針 2	基本方針 3	基本方針 4
排出抑制の促進	リサイクルの推進	参画と協働体制の推進	適正排出の推進
ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）や再使用（リユース）※の取り組みにより排出抑制に努める。	排出抑制を行ってもなお排出されるものについてコストや環境負荷に配慮し資源化を推進する。	区民・事業者への環境教育・環境学習や普及啓発を推進するとともに、啓発を地域で担う区民を養成する。	適正なごみの排出を推進するとともに、水銀が含まれる廃棄物の回収や、災害廃棄物処理計画を策定する。

2. 前計画の達成状況

(1) 数値目標の達成状況

前計画の目標値と実績の比較結果を以下の表に示しています。

総排出量に関しては、ごみ量の減少が毎年継続し、目標を達成しています。

総ごみ量に関しては、家庭ごみ（区収集ごみ）※、事業系ごみ（持込ごみ）※ともに減少していますが、目標達成には至っていません。近年は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響と思われる家庭ごみ（区収集ごみ）※の微増や、事業系ごみ（持込ごみ）※の減少が見られます。

資源回収量・リサイクル率に関しては、平成 30（2018）年度から開始した不燃ごみの全量資源化により、資源の回収量が増加してきていますが、量・率ともに目標は達成していません。

表 2-5 数値目標の達成状況

評価項目	単位	前計画目標値	実績		
		令和 4 (2022)年度	平成 22 (2010)年度 (基準)	平成 27 (2015)年度 (H22 年度比) ※中間見直し時基準年度	令和 3 (2021)年度 (H22 年度比)
総排出量	g／人・日	800g (▲65g)	960g	865g (▲95g)	783g (▲177g)
総ごみ量	g／人・日	600g (▲125g)	800g	725g (▲75g)	659g (▲141g)
資源回収量	g／人・日	200g (+60g)	160g	140g (▲20g)	144g (▲16g)
リサイクル率	%	25% (+8.8 ポイント)	16.4%	16.2% (▲0.2 ポイント)	18.4% (+2.0 ポイント)

注1:総排出量 = 総排出量(総ごみ量+資源回収量) ÷ 人口 ÷ 365(366)日

注2:リサイクル率(%) = (資源回収量)÷(総排出量)×100

注3:15 ページに総排出量、総ごみ量、資源回収量の説明をコラムとして掲載しています。

注4:小数点以下を四捨五入しているため、表記の合計が合わないことがあります。

(2) 個別施策の状況

個別施策の取り組み状況は巻末資料6に掲載しています。

3. 課題

環境区民※が様々な取り組みを実施してきましたが、数値目標に関しても総排出量以外は未達成であり、現状では以下の課題があげられます。

・家庭ごみ

家庭ごみ（区収集ごみ）※の量に関しては、年々減少傾向で推移してきましたが、新型コロナウイルス感染症が拡大した令和2（2020）年度には増加しました。

また、地域の中で清掃活動等に尽力してくれている区民の取り組み等に引き続きスポットライトをあてる等、区民全体の意識を向上させる事業を充実していく必要があります。

・食品ロス※

ごみ排出原単位等実態調査※によると、家庭の可燃ごみの中に、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロス※が4.5%含まれています。食品ロス※については、持続可能な開発目標（SDGs）や令和元（2019）年に策定された食品リサイクル法※に基づく基本方針等において、食品ロス※を令和12（2030）年度までに平成12（2000）年度の半減とする目標が設定されています。また、令和元（2019）年10月には、食品ロスの削減の推進に関する法律※が施行され、食品ロス※が真摯に取り組むべき課題であることが明示されました。区では、食品ロス※削減を推進する施策を実施していましたが、今後も、引き続き効果的な施策を講じていくことに加え、飲食店へのマイ容器の持参や、ドギーバッグ※の検討等といった新たな事業展開の検討を進める必要があります。

・事業系ごみ

事業系ごみ（持込ごみ）※に関しては、新型コロナウイルス感染症の拡大以降、排出量が減少傾向ですが、これが事業活動自粛等の影響によるものであった場合、活動が活発化すれば再び増加することも考えられます。また、事業系ごみの中には資源である紙類がまだ多く含まれており、区内事業所は10人未満の小規模事業所が8割以上を占めていることや、ごみ処理券を貼付していない事例もあることから、区内小規模事業所への排出抑制や分別、適正なごみ処理券の貼付等に向けた効果的な施策を検討していくことが求められます。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律※（プラ新法）に係る効果的な普及・啓発を行う必要があります。

・家庭ごみのリサイクル

区の資源回収量は、集団回収※・行政回収とも平成 29（2017）年度までは減少傾向で推移していましたが、平成 30（2018）年度に不燃ごみ・粗大ごみの資源化実施により大幅に増加に転じ、その後減少しました。家庭ごみのリサイクルは、家庭の可燃ごみ・不燃ごみの組成調査結果（ごみ排出原単位等実態調査※）をみても、紙類、繊維類、小型家電等資源化できるものがまだ多く含まれており、更なる分別が必要です。あらかわリサイクルセンター等を活用した区民等への啓発を進める必要があります。

また、集団回収※においては、組織の高齢化等による活動の担い手不足等の課題があり、関係部署との連携によって、若い世代や転入者が参加しやすい仕組みをつくる施策を進める必要があります。

小売店に対しても、容器包装類の店頭回収を通した事業者責任について啓発を行うことが求められています。

・プラスチックごみ対策

国では、資源・廃棄物制約、海洋プラスチック問題、地球温暖化、アジア各国による廃棄物の輸入規制等の幅広い課題に対応するため、3R※+Renewable（再生可能資源への代替）を基本原則としたプラスチックの資源循環を総合的に推進するための戦略「プラスチック資源循環戦略※」が令和元（2019）年 5 月に策定されました。戦略では「リデュース」「リユース・リサイクル」「再生利用・バイオマスプラスチック※」それぞれに対するマイルストーン（目標）を定め、「リデュース」に関しては、レジ袋有料化義務化やバイオマスプラスチック※等の再生可能資源への適切な代替の促進等に取り組み、令和 12（2030）年までにワンウェイプラスチック※を累積 25% 排出抑制することが盛り込まれています。

東京都は、これまで埋立処分量削減のためリサイクルに適さない廃プラスチックのサーマルリサイクル※を推進してきました。しかし地球環境が危機的状況にある今、CO₂ 排出実質ゼロによる脱炭素を目指していくなければならないという認識のもと、サーマルリサイクル※に頼るのではなく、廃プラスチックのリデュース・リユースを最優先とし、マテリアル（材料）リサイクル、水平リサイクル※へ転換する必要性を「プラスチック削減プログラム」（令和元（2019）年 12 月）の中で示しています。

区でも家庭の可燃ごみの中に製品プラスチックが含まれていることから、令和4年3月から実施している廃プラスチックのモデル回収事業※の結果を検証するとともに廃プラスチックの資源化拡大への取り組みを進める必要があります。

・高齢化への対応

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、区では年々高齢者人口が増加しており、高齢者割合は20%を超え、高齢者の単身世帯も年々増加傾向で推移しています。高齢者の割合は今後も増加することが見込まれており、令和27(2045)年には26%（「日本の地域別将来推計人口」（平成30(2018)年推計）となることが予測されています。そのようなことから、高齢者等、ごみ・資源を集積所に出すことが難しい区民への支援を充実させる必要があります。

・外国の方や転入者等への対応

言葉の壁や文化の違いによりごみの分別方法を理解することが難しい外国の方や、分別方法が異なる区外からの転入者の方への周知・啓発に一層丁寧に取り組む必要があります。加えて、ごみ排出原単位等実態調査※からみて排出量が多い集合住宅や単身世帯の数も近年増加しており、実態に即した施策を検討していく必要があります。

・緊急時の対応

今後発生が予測されている首都直下型地震等の災害や、新型コロナウイルス感染症拡大といった様々な緊急事態時であっても、引き続きごみを迅速かつ適正に処理する体制を確保する必要があります。

・清掃・リサイクル事業の適正な運営

清掃・リサイクル事業に要する経費は、平成29（2017）年度以降、資源回収品目を増やす等の取り組みもあり、増加傾向にあります。今後も費用対効果を考慮し、AI等のIT技術を活用した収集業務の作業効率化を検討していく必要があります。

また、リチウムイオン電池※等、取扱いに注意を要する廃棄物の適正な排出方法の啓発も進めていく必要があります。

第3章. 計画の基本理念及び基本方針

第1節. 基本理念

区が目指す姿と環境区民※が取り組む姿勢を基本理念として、以下のとおり掲げます。

区民・事業者・行政の環境区民※がそれぞれの役割を理解し、協働し、循環型社会※の実現を目指します。

基本理念

環境区民※による質の高い循環型社会の構築へ
～SDGs の達成へみんなで一歩踏み出そう～

【基本理念の考え方】

平成27(2015)年の国連サミットにおいて採決された、国際目標であるSDGsの視点から、「食品ロス※」は、食料の損失・廃棄の削減が目標に設定（ゴール12「つくる責任・つかう責任」）され、また「プラスチック」についても、海洋汚染が世界全体の課題（ゴール14「海の豊かさを守ろう」）となっており、これらごみに関する様々な課題は、SDGsに関連した重要なテーマとなっています。

そこで、本計画の基本理念は、前計画の基本理念である「環境区民※による質の高い循環型社会※の構築」を目指す区の基本的な考えは引き継ぎ、SDGsの趣旨を踏まえ、現在環境区民※が実践してきたことを進めつつ、さらに新しい取り組みや、思っていたことを行動に移したり、これまでやってきたことを人に伝えてみたりといった、環境区民※一人ひとりが一歩踏み出し持続可能な循環型社会※の構築を目指します。

第2節. 基本方針

前計画は、基本理念「環境区民※による質の高い循環型社会※の構築」を実現させるために、「排出抑制の促進」、「リサイクルの推進」、「参画と協働体制の推進」、「適正排出の推進」の4つの基本方針を掲げてきました。

今後、更に計画を推進させ、基本理念を実現させるためには、3R※の考え方（ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）※、再生利用（リサイクル））に基づいて、環境区民※それぞれが協働し、当事者意識をもって、取り組んでいく必要があります。

このことを踏まえ、新たな計画の基本方針におきましては、前計画の4つの方針を踏襲しつつ、区民一人ひとりにとって分かりやすく親しみやすいものとなるよう、次の3つの方針を掲げます。

I. リデュース・リユースの推進

前計画の考え方を引き継ぎ、ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）※の取り組みによって排出抑制に努めていきます。また、環境区民※がごみ減量に積極的に取り組めるよう、環境学習※の充実を図るとともに、食品ロス※の削減を推進していきます。

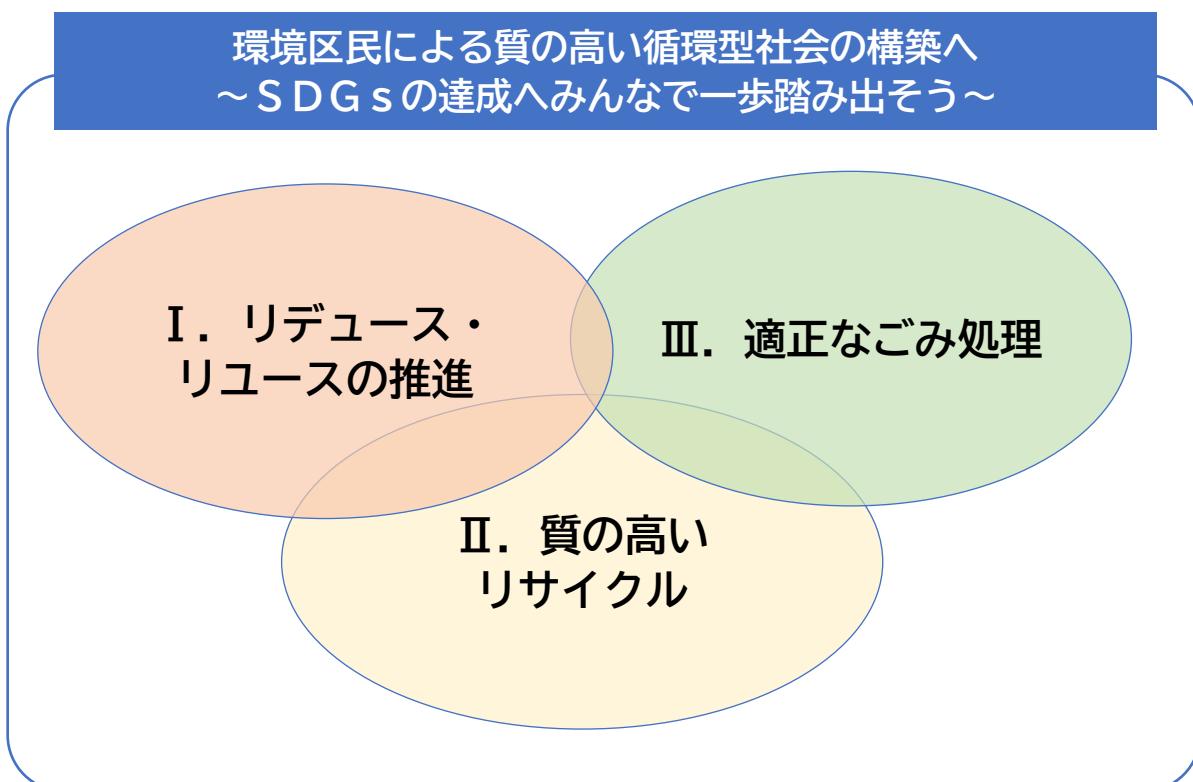
II. 質の高いリサイクル

リデュース・リユースの推進を行った上で排出された資源については、コストや環境負荷に配慮しつつリサイクルを推進します。具体的には、プラスチックの資源循環を推進していくとともに、粗大ごみや不燃ごみ、廃プラスチックの資源化、あらかわリサイクルセンターの活用等、様々なリサイクル施策を実施します。

III. 適正なごみ処理

3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進した上でも排出されたごみについては、清掃事業の主体である区の責任において、公衆衛生の向上と生活環境の保全を図るため、区民等のニーズを的確に把握し、区の地域特性を踏まえ、今後も引き続き適正に処理していきます。また、区民の高齢化や単身世帯・外国の方の増加といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせて環境負荷の軽減並びにＩＴ技術の活用による効率化の推進に努めます。

図 3-1 基本理念と基本方針のイメージ



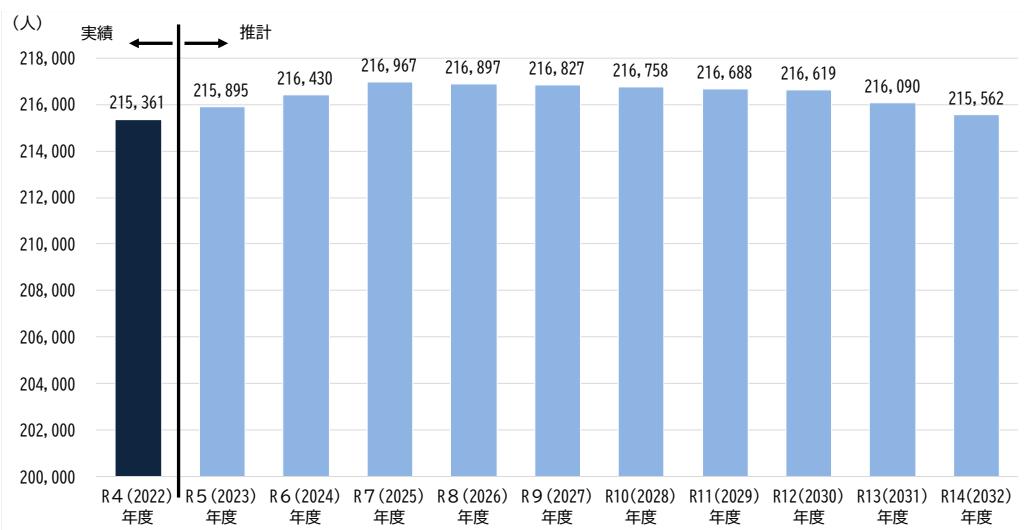
第4章. 計画目標

第1節. 推計

1. 人口推計

東京都が令和2（2020）年3月に更新した「東京都の人口予測」を基に、令和14（2032）年度までの人口を推計しました。区では、令和7（2025）年度までは増加傾向で推移しますが、その後は緩やかに減少していくことが予測されます。

図4-1 人口推計



出典:東京都の人口予測(令和2(2020)年3月)【東京都人口統計課】から推計

2. 現状施策で推移した場合のごみ量推計

現状の施策を維持した場合のごみ量の推計は、以下の手法で実施しました。

家庭ごみ（区収集ごみ）※、事業系ごみ（持込ごみ）※、資源回収量の各原単位（1人1日当たりの排出量等）を過去10年間（平成24（2012）年度～令和3（2021）年度）の実績値から、「ごみ処理施設構造指針解説」（社）全国都市清掃会議に基づきトレンド式により推計し、令和4（2022）年度から令和14（2032）年度のごみ量を推計しました。

現状施策を維持した場合でも、人口はほぼ横ばいで推移していくますが、これまでの区民等の取り組みが反映されることもあり、総排出量は減少傾向で推移していくことが予測されます。

1人1日当たりの総排出量は令和3（2021）年度の783gと比較して、令和14（2032）年度には752gとなり、3.3%の減少になると推計されています。（32ページ図4-5参照）
(15ページに総排出量等の説明をコラムとして掲載しています。)

図4-2 現状施策で推移した場合の総排出量



第2節. 計画目標

1. 目標

本計画では、下記に記載するごみ減量・資源化に対する取り組みをさらに推進していきます。

(1) 家庭ごみの削減

① 食品ロス※の削減

現状可燃ごみに含まれている食品ロス※は4.5%（令和3（2021）年度で推定22.6g/人・日）となっており、今後様々な取り組みを実施することにより、令和3（2021）年度と比較し、中間年度の令和9（2027）年度には約10%（令和3（2021）年度比で推定2.3g減）、最終年度の令和14（2032）年度には約20%（令和3（2021）年度比で推定4.5g減）を削減します。

② プラスチックごみの削減

現状可燃ごみに含まれているプラスチックごみは16.1%（令和3（2021）年度で推定80.8g/人・日）となっており、今後様々な取り組みを実施することにより、令和3（2021）年度と比較し、中間年度の令和9（2027）年度には約12.5%（令和3（2021）年度比で推定10.1g減）、最終年度の令和14（2032）年度には約25%（令和3（2021）年度比で推定20.2g減）を削減します。

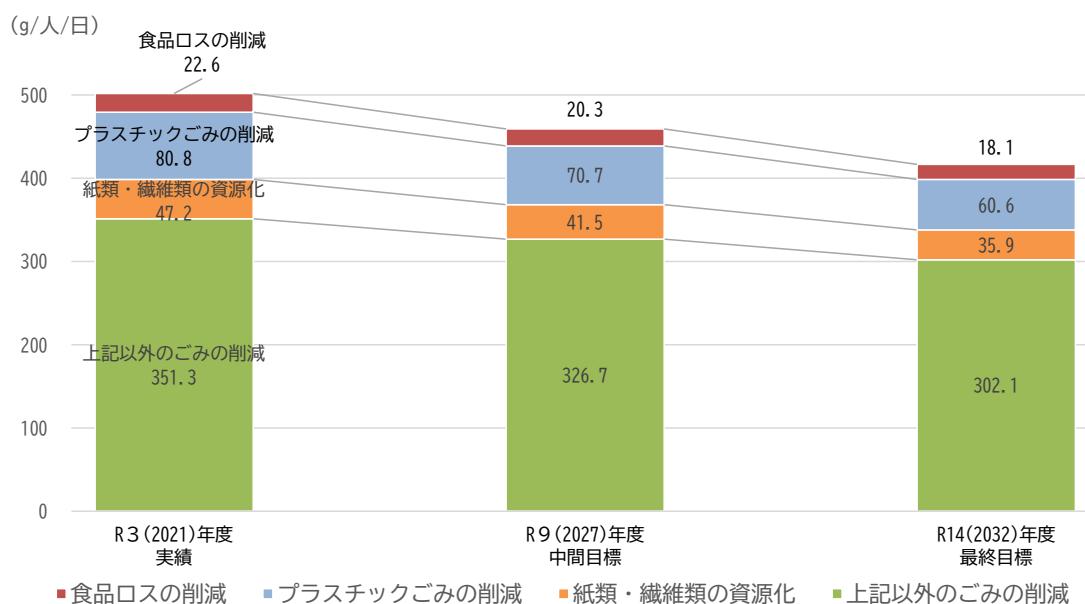
③ 紙類・繊維類の資源化

現状可燃ごみに含まれている紙類・繊維類は9.4%（令和3（2021）年度で推定47.2g/人・日）となっており、今後様々な取り組みを実施することにより、令和3（2021）年度と比較し、中間年度の令和9（2027）年度には約12%（令和3（2021）年度比で推定5.7g減）、最終年度の令和14（2032）年度には約24%（令和3（2021）年度比で推定11.3g減）を資源化します。

④ ①～③以外のごみの削減

現状可燃ごみに含まれている①～③以外のごみは令和3（2021）年度で推定351.3g/人・日となっており、今後様々な取り組みを実施することにより、令和3（2021）年度と比較し、中間年度の令和9（2027）年度には約7%（令和3（2021）年度比で推定24.6g減）、最終年度の令和14（2032）年度には約14%（令和3（2021）年度比で推定49.2g減）を削減します。

図4-3 家庭ごみ(区収集ごみ)※(可燃ごみ)の削減目標



(2) 事業系ごみの削減

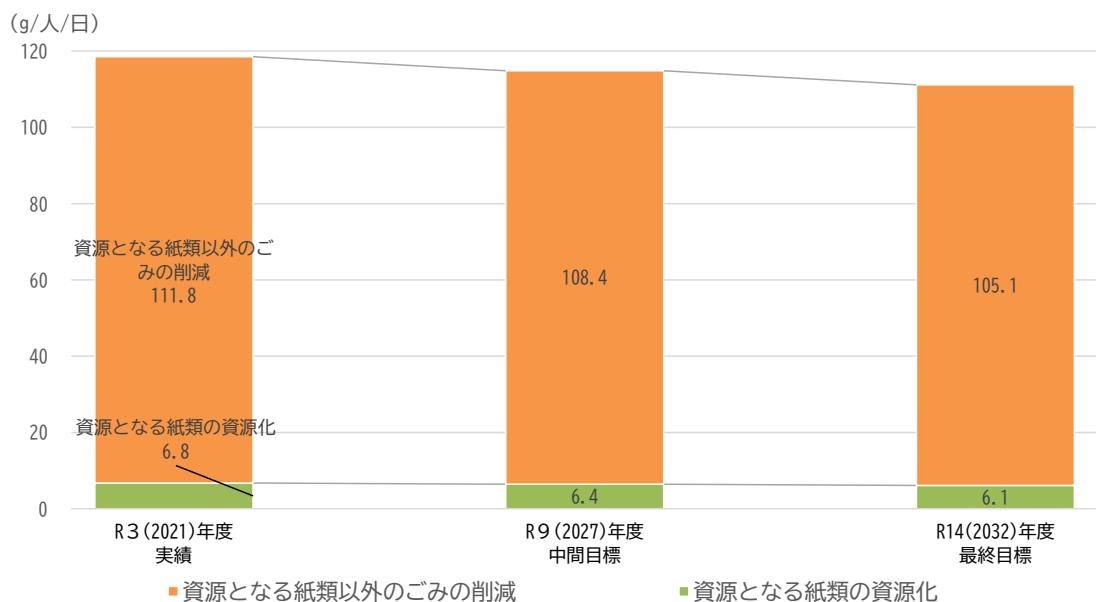
① 資源となる紙類の資源化

現状可燃ごみに含まれている資源化できる紙類は5.7%（令和3（2021）年度で推定6.8g/人・日）となっており、今後様々な取り組みを実施することにより、令和3（2021）年度と比較し、中間年度の令和9（2027）年度には約5%（令和3（2021）年度比で推定0.3g減）、最終年度の令和14（2032）年度には約10%（令和3（2021）年度比で推定0.7g減）を削減（資源化）します。

② 資源となる紙類以外のごみの削減

現状可燃ごみに含まれている資源化できる紙類以外のごみは令和3（2021）年度で推定 111.8g/人・日となっており、今後様々な取り組みを実施することにより、令和3（2021）年度と比較し、中間年度の令和9（2027）年度には約3%（令和3（2021）年度比で推定 3.4g 減）、最終年度の令和14（2032）年度には約6%（令和3（2021）年度比で推定 6.7g 減）を削減します。

図 4-4 事業系ごみ(持込ごみ)※(可燃ごみ)の削減目標



コラム

プラスチック削減による温室効果ガスの削減

廃棄物分野における脱炭素化に向けては、プラスチックごみの焼却を極力少なくすることが必要であることから、プラスチックごみの削減がとても重要です。

プラスチックをごみとして燃やすのではなく、資源としてリサイクルした場合の CO₂ 削減効果は、削減量 1tあたり 1.47t-CO₂ となります。(出典:東京都環境局HP「プラスチック製容器包装」)

令和14(2032)年度に1人1日当たり 20.2g 削減できれば、荒川区では年間で 1,589t のプラスチックごみが削減できます。CO₂ の削減量に換算すると、[2,336tのCO₂が削減](#)できます。

これは、約 265ha(東京ドーム 56.4 個分)のスギの人工林が 1 年間に吸収する CO₂ 量に相当します。(林野庁の試算によると、スギ人工林 1ha の年間 CO₂ 吸収量は 8.8t です。)

最近は生産者の努力(責任)によりプラスチック容器の軽量化が図られてきている一方で、プラスチックごみの収集運搬時における飛散防止のための圧縮作業や、重量の割に体積が大きいことによる積載容量の変化等といった新たなコストも生じています。

これからは消費者である私たちが SDGs の観点からも、軽量化されたプラスチック容器を選ぶとともに、プラスチックごみ排出時の圧縮の徹底や CO₂ 削減効果も意識しながら、地球環境に貢献していくことが重要かもしれません。

2. 目標達成によるごみ量・資源回収量の推移

本計画では、区民 1 人 1 日当たりの総排出量を令和 14（2032）年度までに、令和 3（2021）年度比（783g）で 12.4% 削減し 686g とすることを目標とします。

表 4-4 数値目標

評価項目	単位	令和 3 (2021)年度 (基準)	令和 9 (2027)年度 (中間目標)	令和 14 (2032)年度 (最終目標)
総排出量	g／人・日	783g	732g (▲51g)	686g (▲97g)
総ごみ量 (不燃・粗大ごみの資源化量を含む)	g／人・日	659g	611g (▲48g)	564g (▲95g)
(参考)家庭ごみ(区収集ごみ)*	g／人・日	541g	496g	453g(▲88g)
(参考)事業系ごみ(持込ごみ)*	g／人・日	119g	115g	111g(▲8g)
資源回収量 (不燃・粗大ごみの資源化量を含む)	g／人・日	144g	139g (▲5g)	140g (▲4g)
リサイクル率	%	18.4%	19.1% (+0.7 ポイント)	20.4% (+2.0 ポイント)

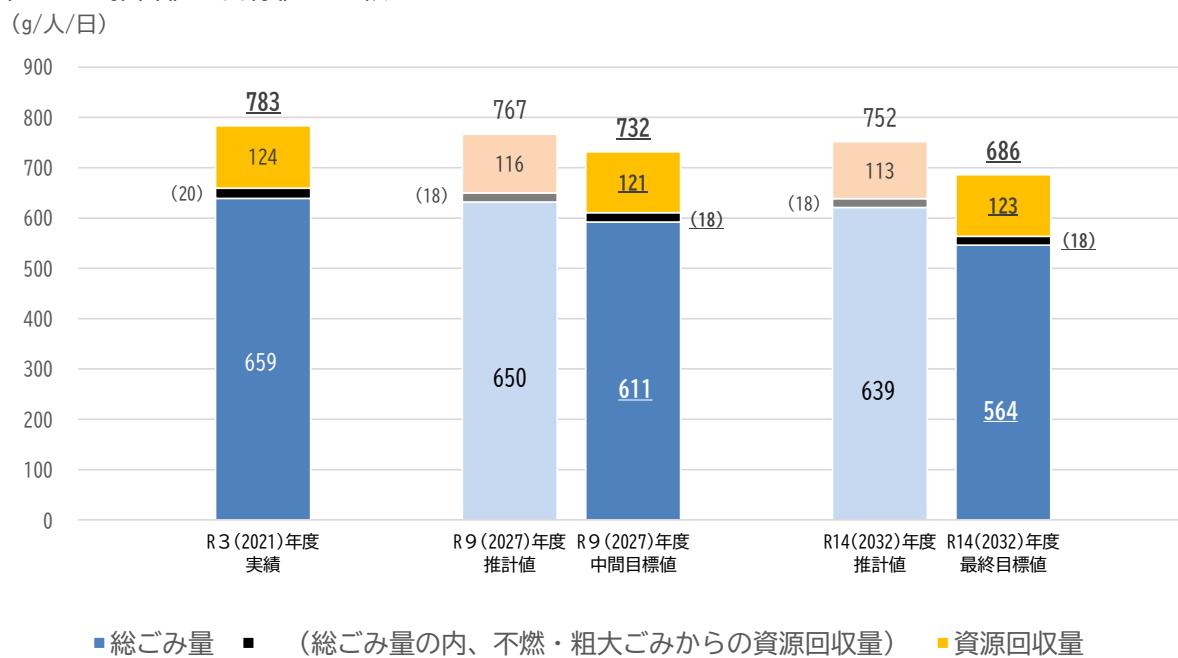
注1:総排出量 = 総排出量(総ごみ量+資源回収量) ÷ 人口 ÷ 365(366)日

注2:リサイクル率(%) = (資源回収量) ÷ (総排出量) × 100

注3:15 ページに総排出量、総ごみ量、資源回収量の説明をコラムとして掲載しています。

注4:小数点以下を四捨五入しているため、表記の合計が合わないことがあります。

図 4-5 推計値と目標値の比較



注:推計値とは、現状施策で推移した場合のごみ量推計値のことです。

コラム

1人が1日当たり、家庭でごみを88g減量するためには何をすればよいの？

令和3(2021)年度比で1日1人当たり88gの家庭ごみ(32ページ表4-4の家庭ごみ(区収集ごみ)※参照)を削減するためには、次のような量を減らしていく必要があります。

ここでは、わかりやすいように1カ月でどの程度減量すればよいのかを示します。

1カ月で約2.6kgの減量を目指しましょう！

具体的には、野菜等はばら売りで買うようにして3個分のロスを減らし、約450gの減量を目指しましょう。



また、ペットボトル20本分を買うのを控えてマイボトルにし(25g×20本)、コンビニ弁当10食分を自炊に切り替え(空容器15g+フォーク等5g×10回)、レジ袋をエコバックに変え(4g×30回)で、約820gの減量を目指しましょう。



また、普段可燃ごみに捨てていたポスティングチラシ(1枚約16g×10枚)や空き箱(1個約25g×10個)を資源回収に出すことによって、約410gの減量を目指しましょう。



そのほか、普段からの生ごみの水切りの徹底(1回約25g×30日)や詰替商品の利用(詰替製品1回当たり約60gの削減×3回程度)することによって、約930gの減量を目指しましょう。



注:世帯人数が少ないほど1人当たりのごみの量が多い傾向にあります。ここに挙げた例は一人暮らしの方の目安であり、家族構成が多いほど1人当たりの削減量は少なくなります。(19ページの世帯人員別排出状況参照)

第5章. 食品ロス削減推進計画※

第1節. 基本事項

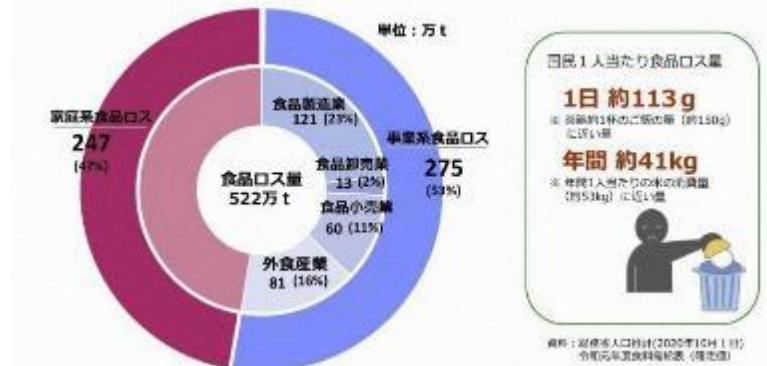
1. 計画策定の趣旨

「食品ロス※」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロス※が発生しています。国連食糧農業機関（FAO）の報告によると、世界の食品廃棄量は年間約13億tと推計され、消費のために生産された食料の3分の1が廃棄されています。また、平成27（2015）年9月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための2030アジェンダに基づく持続可能な開発目標（SDGs）でも、「目標12.つくる責任つかう責任」において、食料廃棄の半減が重要な柱として位置づけられています。

日本国内では、食料を海外からの輸入に大きく依存しており、令和2（2020）年度の食料自給率（カロリーベース）は37%となっています。また、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品ロス※は約522万t（令和2（2020）年度推計値）発生しており、そのうち家庭からは約半分の247万t発生しています。（図5-1）

以上のように、国内においては、大量の食品ロス※が発生している状況に加えて、食料を海外からの輸入に依存する割合が大きいことから、食料自給率を上げていくこととともに、SDGsの観点からも食品ロス※の削減が重要な課題となっています。

図5-1 日本の食品ロス※の状況(令和2(2020)年度)



このようなことから、国では、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロス※を削減するため、令和元（2019）年5月に食品ロスの削減の推進に関する法律※（令和元（2019）年法律第19号）を制定し、同年10月1日に施行されました。また、東京都においても、事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロス※削減の取り組みを総合的かつ効果的に推進するため「東京都食品ロス削減推進計画※」を令和3（2021）年3月に策定しています。

区では、食品ロス※の削減に向けた取り組みは前計画においても、啓発活動やもったいないレシピ※のアイデア募集等を重点的な取り組みとして位置づけ、取り組みを進めてきましたが、区の食品ロス※削減の取り組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するため「荒川区食品ロス削減推進計画※」を策定します。

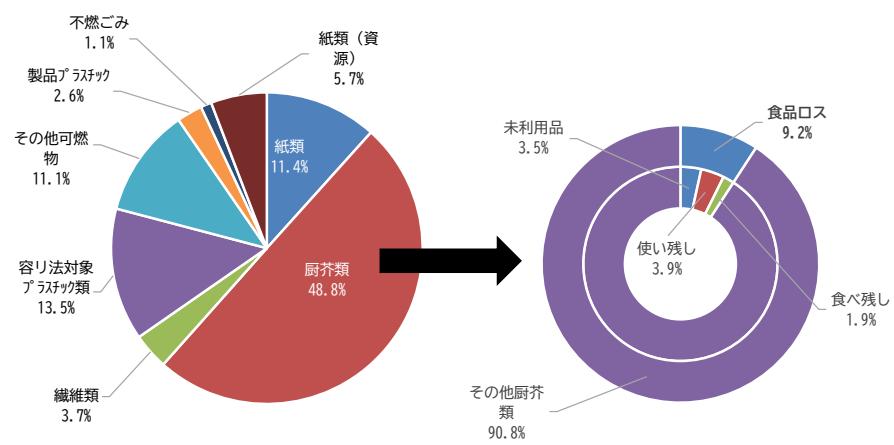
2. 計画の位置付け

食品ロス削減推進計画※は、食品ロスの削減の推進に関する法律※第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロス※の削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画※）として位置づけます。

3. 荒川区の食品ロス※の現状

令和3（2021）年度に実施したごみ排出原単位等実態調査※結果では、厨芥類（生ごみ）が家庭の可燃ごみの中の48.8%と約半数を占めており、厨芥類（生ごみ）の中でも未利用品や食べ残し等といった食品ロス※が9.2%（厨芥類の中で）含まれています。このことから、年間約1,783t、1日当たり約4.9tの食品ロス※が家庭から発生していると試算されます。

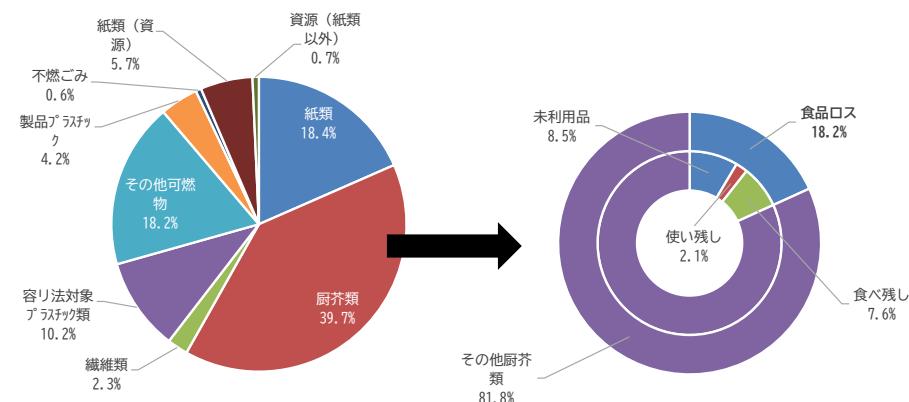
図5-2 家庭の可燃ごみの組成割合(令和3(2021)年度)



出典:ごみ排出原単位等実態調査※

また、事業系可燃ごみにおいては、厨芥類（生ごみ）が事業系可燃ごみの中の39.7%と約4割を占めており、厨芥類（生ごみ）の中でも未利用品や食べ残し等といった食品ロス※が18.2%（厨芥類の中で）含まれています。このことから、年間約643t、1日当たり約1.8tの食品ロス※が事業所から発生していると試算されます。

図5-3 事業系可燃ごみの組成割合(令和3(2021)年度)



出典:ごみ排出原単位等実態調査※

4. 食品ロス※削減の考え方

区で一般廃棄物※の処理に要した令和2（2020）年度の費用は32億6千万円となっており、社会的コストや家計負担を軽減する観点からも貴重な食料資源の無駄をなくしていくことが重要です。

そのため、区民、事業者、行政の各主体は、生産から消費に至るまでのあらゆる段階から様々な形で食品ロス※が発生していることを意識した上で、廃棄物削減における3R※（リデュース、リユース、リサイクル）を基本に、まず、食品ロス※を発生させない、発生しているものを減らしていく発生抑制（リデュース）を最優先に取り組むことが重要となります。

また、様々な理由で不要となった食品についても安易に廃棄せず、出来るだけ食品として有効活用（リユース）し、それでもやむを得ず発生する食品ロス※については飼料化や肥料化等の再生利用（リサイクル）に努めていくことが必要です。

5. 荒川区の取組状況

区では、ごみ減量、食品ロス※削減のために「荒川もったいない大作戦※」として、以下の取り組みを実施しています。

（1）あら！もったいない協力店※

区内の飲食店・小売店等の事業者を対象に食品ロス※削減に取り組んでいる店舗を「あら！もったいない協力店※」として登録し、事業者と協働で食品ロス※削減に取り組んでいます。

登録店舗には、登録証のほか、ステッカーやポスター、のぼり旗をお渡しするとともに、区ホームページでお店の紹介をしています。また、区と協働でのイベント実施等を通じて、消費者の適量注文と食べきりや、飲食店・小売店等の事業者による、ばら売り・量り売り等による食料品の提供等、食品ロス※に対する意識改革を促すとともに、事業系食品ロス※の削減を図っています。



あら！もったいない協力店※ステッカー

令和5（2023）年1月末日現在、155店舗にご協力を頂いています。

（2）フードドライブ※の実施

フードドライブ※とは、家庭で使われずに眠っている食品を持ち寄り、食料の確保が困難な団体や個人に寄付する活動のことです。区では、集まった食品を荒川区社会福祉協議会を通じ、区内の「子どもの居場所・子ども食堂※」を始めとする福祉関係団体等に提供しています。

区では、清掃リサイクル事務所やあらかわエコセンター、あらかわりサイクルセンターのほか、ゆいの森あらかわや区内各図書館等（6館）や各ふれあい館（15館）、子ども食堂（1カ所）の計26カ所で常設回収窓口を設置し、食品の提供者の利便性向上を図っています。令和3（2021）年度は、5,699品、1,294kgの食品を回収しました。



フードドライブで集まった食品の一例

(3) 食品ロス※削減月間の取り組み

令和元（2019）年に施行された食品ロスの削減の推進に関する法律※において、10月が食品ロス※削減月間と位置付けられたことから、区でも10月を強化期間として重点的な取り組みを展開し、食品ロス※削減の機運を高め、意識の更なる高揚を図っています。

食品ロス※について考える機会の創出となり、幅広い世代が楽しく参加できるキャンペーンを実施しています。

令和3（2021）年度は、1,000人を超える参加がありました。



令和3（2021）年度食品ロス削減月間
周知用ポスター

(4) 食品ロス※削減リーフレットの作成

食品ロス※の原因や、身近なところからできる食品ロス※対策、食材を使い切るアイデアレシピ等を載せたリーフレットを作成し、区内各施設のほか新型コロナワクチン接種会場等、広く区民に配布することで、食品ロス※削減について意識の高揚を図っています。

区民向リーフレット



絵本「あらペンのおねがい」

(5) 食品ロス※削減啓発用絵本「あらペンのおねがい」

子どもたちが食べ物の大切さや食品ロス※削減に興味をもち、日々の生活の中で「もったいない」の心を育むことができるようとの思いを込めて、荒川区在住の絵本作家 松田奈那子氏と区立保育園の保育士がアイデアを出し合いながら、絵本「あらペンのおねがい」を作成しました。

出来上がった絵本は、区内保育園・幼稚園に通う5歳児に全員に配布するほか（令和4（2022）年度・令和5（2023）年度）、区内図書館や子育て関係施設、区立小学校等に加え全国基礎自治体にも配布し、多くの方々に食品ロス※削減について考える機会創出を図っています。

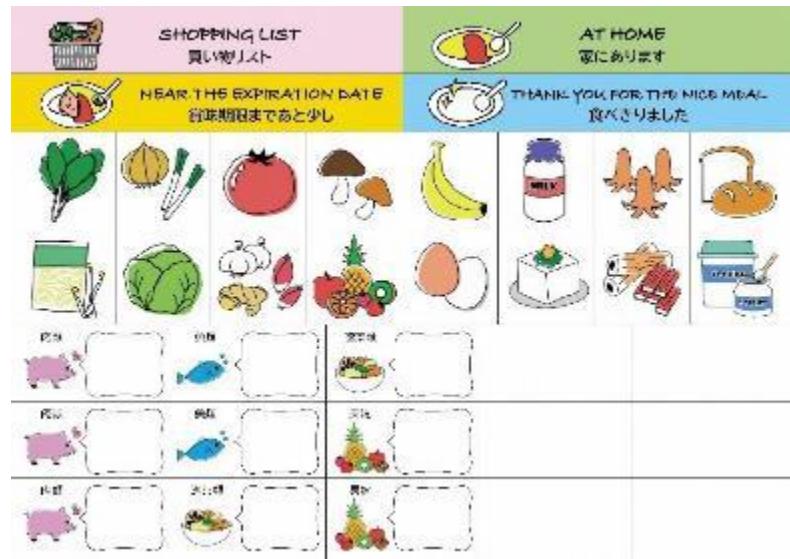
なお、保育園で行った給食残渣量調査では、当絵本読み聞かせ後の給食残渣量が大きく減ったという結果が出ており、子どもたちの意識の変化が実証されました。

(6) ナッジ^{*}を活用した食品ロス^{*}削減啓発グッズの作成

令和3（2021）年度特別区長会調査研究機構において、食品ロス^{*}削減に向けたナッジ^{*}をはじめとする行動変容策について研究を行いました。区では家庭でできる食品ロス^{*}削減の手法として、冷蔵庫に着目したナッジ^{*}案を考案し、効果検証を行うための食品ロス^{*}削減啓発グッズ「冷蔵庫マグネットシート」を作成しました。

このマグネットシートを使用することにより、各家庭・区民が特段意識することなく、食品を捨てないような行動変容が起きることを期待しています。

環境課で実施している省エネ家電購入費助成事業と連携するほか、清掃リサイクル推進課の各種イベント実施時に配布しています。一定期間利用後、同封されているアンケートに回答してもらうことで定性的な実態把握を行い、当ナッジ^{*}案の効果検証を行います。



冷蔵庫マグネットシート

(7) もったいないレシピ^{*}の募集及び公開

普段は捨ててしまう食材を無駄なく活用したレシピや余ったおかずのリメイクレシピ等を区民から「もったいないレシピ^{*}」として募集しています。応募していただいたレシピは、区のホームページ等で紹介し啓発を図っています。

(8) 全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会^{*}への参加

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会^{*}とは、「おいしい食べ物を適量で残さず食べる運動」の趣旨に賛同する自治体により、広く全国で食べきり運動等を推進することで、3R^{*}を進めていくとともに、食品ロス^{*}を削減することを目的として設立された自治体間のネットワークです。区も同協議会へ参加し、自治体間で食品ロス^{*}削減の施策内容とノウハウを共有する施策バンクを活用しています。

コラム

徳島県における食品ロス削減に関する実証事業(平成 29(2017)年度 消費者庁)

徳島県内のモニター家庭(約 100 世帯)において、食品ロスを計量するとともに、取り組みの支援を行うことで、食品ロスの削減効果を検証することを目的として実施され、計量及び削減取り組みの指導介入によって大きな削減効果があると実証されました。

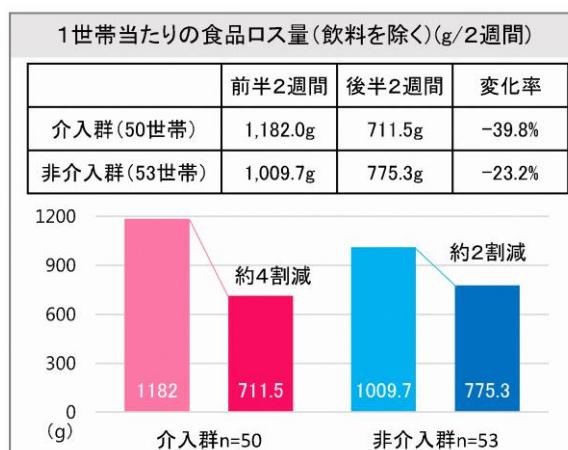
事業の手法は、県が選定したモニター家庭に対して、事前アンケート調査を行い、世帯構成や買物行動を参考に介入群と非介入群に分け、介入群と非介入群の両方に食品ロス量の記録を 4 週間取るように依頼し、介入群のみ 2 週目終了時に食品ロス削減の取り組みについて指導を行いました。4 週間終了後に記録表及び事後アンケートを回収して集計し、食品ロス量を比較し、その削減効果を検証しました。



介入群(50 世帯)では、前半 2 週間は、食品ロス量の記録のみを行い、後半 2 週間はその記録に加えて、削減の取り組みを行いました。その結果、前半 2 週間は、1 世帯当たり平均(飲料を除く)で 1,182g の食品ロスが発生していましたが、後半 2 週間は 711.5g に減少しました。

一方、非介入群(53 世帯)は、4 週間食品ロス量の記録のみを行い、前半 2 週間は 1 世帯当たり平均(飲料を除く)で 1,009.7g の食品ロスが発生していましたが、後半 2 週間は 775.3g に減少しました。

「前半 2 週間の食品ロス量」に対する「前半と後半の食品ロス量の差」を変化率として算出した結果、[介入群では 39.8% 減、非介入群では 23.2% 減](#)となり、[食品ロスの削減の取り組みを行った場合だけでなく、食品ロスの記録を取っただけの場合でも削減効果があることが検証され、意識することの大切さが明らかになりました。](#)



第2節 方針・目標

1. 基本方針

一般廃棄物処理基本計画※の基本理念は、「環境区民※による質の高い循環型社会※の構築」としており、本計画でも同様に区民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働して取り組み、食品ロス※の削減を通じて循環型社会※の実現を目指します。

そして基本理念の実現に向けて、以下の2つを食品ロス※削減推進の基本方針として掲げます。

I. リデュースを最優先とした食品ロス※削減に向けた取り組み

II. リユースとリサイクルを推進する取り組み

2. 計画の目標

東京都の「ゼロエミッション東京戦略※」（令和元（2019）年12月）で令和12（2030）年度の主要目標として、平成12（2000）年度と比較して食品ロス※発生量を半減するとしています。東京都の平成12（2000）年度の食品ロス※発生量は約76万tと推計されていますので、その半分の約38万tの削減を目指すことになり、平成29（2017）年度の推計値の51万tからは13年間で13万t（約24%、1年当たり約2%）を削減することとしています。

上記から、区でも毎年2%減で10年後の令和14（2032）年度で20%減を目標とします。

区は、具体的には、令和3（2021）年度の家庭の可燃ごみに含まれている食品ロス※の量を、区民1人1日当たり22.6gと推計しています。この量を上記目標に合わせると、令和3年度を基準に毎年約2%削減することで、中間年度の令和9年度には約10%を削減した20.3g/人日、最終年度の令和14年度には約20%を削減した18.1g/人日となります。

また、事業系食品ロス※の量についても、国及び東京都と協力し、家庭の食品ロス※と同程度の削減を目指します。

表5-1 数値目標

評価項目	単位	令和3 (2021)年度 (基準)	令和9 (2027)年度 (中間目標)	令和14 (2032)年度 (最終目標)
食品ロス※の発生量の目標値	g/人・日	22.6g	20.3g (▲2.3g)	18.1g (▲4.5g)

注:73ページの用語集に令和3年度の区民1人1日当たりの食品ロス発生量の算出方法を記載しています。

第3節. 具体的な施策

区では、食品ロス※削減に向け、以下の取り組み、施策を推進するとともに、新たな取り組みを検討・実施していきます。

1. I リデュースを最優先とした食品ロス※削減に向けた取り組み

(1) 教育及び学習の振興、普及活動（法14条関係）

区民が、食品ロス※の削減について、理解と関心を深めるとともに、自発的に取り組むことを促進するよう、啓発及び知識の普及を推進します。

●家庭における食品ロス※の削減に向けて

- ・家庭の食品ロス※の発生要因は、「食べ残し」「直接廃棄」「過剰除去」であることから、適切に周知していくことが食品ロス※削減に必要です。家庭でできる工夫の提案や余りがちな食品の有効活用をするためのレシピや食材の正しい保存方法等について情報の提供を行います。
- ・賞味期限や消費期限の表示の違いについて、正しい理解ができるよう情報発信をするとともに、期限の近い商品の優先的な購入の推奨を啓発していきます。
- ・必要量に応じた食品の購入や、購入した食品を無駄にしないよう、冷蔵庫内の整理や量の把握とともにローリングストック※の実施等も促しながら、食材の無駄をなくすよう呼びかけていきます。食品を捨てない行動変容につながるよう啓発を行います。
- ・すぐ使用するときは賞味期限や消費期限の近い商品から購入する（手前どり）等の消費活動や、どうしても食べきれなかった料理は、消費者と店舗との信頼関係の下、消費者の自己責任において持ち帰る等、消費者と事業者との連携協力による食品ロス※削減の重要性についての理解を深めるための啓発を実施していきます。
- ・区民から「もったいないレシピ※」を募集し、応募レシピを区のホームページ等で紹介することで、食品ロス※削減についてより身近に感じることができるようさらに啓発していきます。
- ・10月の「食品ロス※削減月間」に、幅広い世代の区民が参加できるキャンペーンを実施することで、食品ロス※について考える機会創出、食品ロス※削減に向けた機運の向上を図り、理解と関心を深めます。

●子どもを含めた幅広い世代に向けた普及啓発

- ・子どもたちが楽しく親しみやすい教材を活用することで、子どもたちが食べ物の大切さについて学び、食品ロス※に対する意識を高め、食べ物を作ってくれた人への感謝の心や「もったいない」の心を醸成できる取り組みを継続します。

- ・10月の「食品ロス※削減月間」には、子どもたちが手軽に取り組める内容のイベントも実施し、食品ロス※削減について楽しく興味を持てるよう啓発するとともに、家族ぐるみで考える機会の創出を図り、食品ロス※に関する理解と関心を深めていきます。
- ・環境学習※を行う際等にあわせて、食品ロス※削減についても学び、食べ物の大切さについて考える機会となるよう啓発の充実を図っていきます。

(2) 食品の関連事業者等の取り組みに対する支援（法第15条関係）

食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロス※の削減の効率的な推進を図るため、食品関連事業者（特に飲食店や小売店）と相互に連携し、取り組みを支援していきます。

- 食品ロス※削減に取り組んでいる店舗である「あら！もったいない協力店※」制度の周知・啓発を図ることで登録を促すとともに、各店の優良な取り組みの紹介や区の事業紹介等を掲載した通信や冊子の発行、各店舗への意識調査等により区と事業者との連携を強化し、事業者の食品ロス※削減の取り組みのレベルアップを図っていきます。
- 小盛サイズメニューの提供や量り売りの導入を促進するほか、ドギーバックの活用の検討、賞味期限や消費期限が近づいた商品の売り切り支援（手前取り）等、事業食品ロス※の削減に取り組んでもらえるよう周知するとともに、協働でのイベントの実施や啓発用資材の提供等、事業者の取り組み支援策の検討を進めています。
- 宴会等における3010運動※の呼びかけや、季節商品の予約販売等を推奨する等、食品ロス※がないような取り組みの実施について、区民や区内の飲食店・小売店に普及啓発を行っていきます。

(3) 先進的な取り組みの情報収集及び提供（法第18条関係）

- 国や東京都及び「全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会※」等からの全国の先進的な取り組みや優良事例を収集し、区ホームページ等で情報提供を行っていきます。
- 需要予測の高度化やフードシェアリング※等の新たなビジネスを含めたＩＣＴ、ＡＩ等の新技術の活用による食品ロス※削減の取り組みを促進していきます。

2. リユースとリサイクルを推進する取り組み

(1) 未利用食品等を提供するための活動の支援等（法第19条関係）

フードドライブ※活動等は、食品ロス※の削減に大きく寄与することからも、その活動を広く紹介し、理解を深めるための啓発を実施することで活動を推進し、取り組みを支援していきます。

- 家庭で使われない食品を持ち寄り、食料の確保が困難な団体や個人等に寄付する活動であるフードドライブ※を行うことによる未利用食品の有効活用を促進していきます。このフードドライブ※の活動を広く紹介することで、区民の理解を深め、品質に問題がないにも関わらず食品が廃棄されることを防ぎます。
- 賞味期限の迫った行政の防災備蓄食品のほか、区内企業が抱える防災備蓄食品についても、社会福祉協議会や子ども応援ネットワークと連携をすすめ、区内の「子どもの居場所・子ども食堂※」やフードパントリー※等への提供による有効活用を促進していきます。
- 学校給食等に伴う食品廃棄物の堆肥化によるリサイクル活動を継続していきます。

第6章. 目標達成に向けた施策

第1節. 施策体系

環境区民による質の高い循環型社会の構築へ
～SDGsの達成へみんなで一歩踏み出そう～

基本方針Ⅰ. リデュース・リユースの推進

前計画の考え方を引き継ぎ、ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取り組みによって排出抑制に努めていきます。また、区民がごみ減量に積極的に取り組めるよう、環境学習※の充実を図るとともに食品ロスの削減を推進していきます。

- (1)【重点施策】環境学習※の強化
- (2)【重点施策】食品ロスの削減
- (3)家庭ごみ・事業系ごみの削減
- (4)再使用（リユース）の推進



基本方針Ⅱ. 質の高いリサイクル

リデュース・リユースの推進を行った上で排出されたごみについては、コストや環境負荷に配慮しつつリサイクルを推進していきます。具体的にはプラスチックの資源循環を推進していくとともに、粗大ごみ・不燃ごみの資源化、あらかわリサイクルセンターの活用等、様々なリサイクル施策を実施していきます。

- (1)【重点施策】プラスチック資源循環の推進
- (2)資源回収方法の充実
- (3)資源化の更なる徹底
- (4)事業系ごみのリサイクルの推進



基本方針Ⅲ. 適正なごみ処理

3R※（リデュース・リユース・リサイクル）を推進した上で排出されたごみについては、区民等のニーズを的確に把握し、地域特性を踏まえ効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図ります。また、高齢化の進展や単身世帯・外国の方の増加といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせて、ごみ収集の実施においては、環境負荷の軽減並びにIT化の推進に努めています。

- (1)【重点施策】区民・事業者・行政の相互理解と協力体制の構築
- (2)清掃・リサイクル情報の「見える化」の促進
- (3)清掃事業の適正な運営



第2節. 具体的な施策

1. 基本方針I リデュース・リユースの推進

これまでの考え方を引き継ぎ、ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）※の取り組みによって排出抑制に努めています。また、区民がごみ減量に積極的に取り組めるよう、環境学習※の充実を図るとともに、食品ロス※の削減を推進していきます。

（1）【重点施策】環境学習※の強化

区民がごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）※に積極的に取り組めるよう、環境学習※を充実させ、環境に対する意識の向上を図っていきます。特に未来を担う子どもに対しては学校や地域と連携し、その推進を図っていきます。

●あらかわりサイクルセンターにおける環境学習※の実施

あらかわりサイクルセンターを活用した環境学習※を充実させていきます。

・あらかわ3R※スクール（仮）の開催【新規事業】

現在の世界の環境問題や、区の清掃事業に関して、楽しみながら循環型社会※や3R※への理解を深められる「あらかわ3Rスクール（仮）」講座を開催します。具体的には、現在実施している「3R※リーダーの養成講座」や見学会等に加え、外部からの有識者による講演会、各種環境等に関する特別授業、教室、リサイクル工房等を開催し、体系的に学べる講座として充実させていきます。

・施設見学会の開催

区内小中学生の社会科見学や区民による施設見学会に積極的に取り組みます。見学の際にはより身近に学んでもらうために、見学通路に実際の資源物を設置するほか、清掃体験車「みえるん」を使用したごみの積み込みといった体験型の見学会を実施します。



あらかわりサイクルセンターでの施設見学



ごみの積み込み体験

●区民が楽しめるイベントの開催

子どもから大人まで区民が楽しくエコや3R^{*}について学べるイベント等の啓発事業を引き続き定期的に開催し、充実を図ります。



地域まつりでの
「分別クイズ」の様子

●子ども向けパンフレットの作成

子どもの頃からごみや資源についての関心を持つてもらうため、児童用の分別等のパンフレットを引き続き作成し配布します。

小学生向け清掃リサイクル啓発冊子
「はじめよう！わたしたちにもできること」



(2) 【重点施策】食品ロス^{*}の削減

食品ロス^{*}の削減に関しては、第5章の食品ロス削減推進計画^{*}に準拠します。

(3) 家庭ごみ・事業系ごみの削減

●家庭ごみの削減

生ごみの減量・資源化を図るために、家庭用生ごみ処理機^{*}等の普及を支援するための助成制度等を継続するとともに、水切りの必要性等の情報発信や啓発活動の充実に努めています。

- ・生ごみの水切りの徹底
- ・生ごみ減量の施策（生ごみ処理機等購入費助成、生ごみたい肥化等の普及促進）

●家庭ごみ有料化の検討

家庭から排出されるごみ処理の有料化は、費用負担を軽減しようとする動機づけが働き、ごみの排出抑制及び分別の徹底意識が高まることや、排出量に応じた負担の公平化が図られ、区民意識の行動変容にもつながるとされています。また、家庭ごみの有料化は、全国で約6割の市町村が導入し、多摩地域の市においてはほとんどの自治体が導入しており、ごみの減量効果をあげています。家庭ごみ

の有料化については、ごみ処理手数料全体の適正な在り方や他自治体の動向を調査研究するとともに、引き続き検討を進めています。

検討に際しては、「特別区におけるごみ減量に向けた取り組みの推進と今後の清掃事業のあり方（特別区長会調査研究機構：令和2（2020）年度）」を参考に、料金体系・水準、手数料徴収方法、手数料の使途と運用等の有料化の仕組み、区民等への理解や住民説明会の開催等、有料化の導入までのプロセスや運用方法、有料化導入後の評価と見直し等について、有料化導入自治体の事例等を参考にした上で検討を行っていきます。なお、有料化を実施した自治体では、ほとんどの場合、ごみの排出量は、有料化直後に減少が見られ、その後、多くは横ばいまたは微増する状況もありますが、有料化以前と比べると、少なくなる傾向にあります。

一方で、これまでの特別区における清掃リサイクル事業の経緯や統一的な一般廃棄物処理手数料、区ごとに有料化が導入された場合に発生が予想される未導入区への不法投棄等を考慮すると、特別区間による調整、連携は必要不可欠です。また、家庭ごみ有料化を導入する際は、区民の理解を得られるように、有料化によるごみ減量の効果や徴収する手数料について、十分な説明責任を果たすことが重要であると考えています。

●事業系ごみの資源化可能物の資源化の促進

古紙類等、事業系一般廃棄物^{*}については、資源化できる仕組づくりを検討し、できる限り焼却処理は行わない方向性を検討します。

- ・古紙リサイクル業者の紹介
- ・資源化可能物における処理方法の情報発信

(4) 再使用（リユース）^{*}の推進

●再使用（リユース）^{*}の推進

再使用（リユース）^{*}の推進事業として、フリーマーケットや再使用（リユース）^{*}の講座の開催、不用品情報交換制度等を引き続き実施するとともに、参考となる他の自治体やNPO法人等の取り組みを紹介していきます。

- ・フリーマーケット等による再使用（リユース）^{*}の取り組み
- ・再使用（リユース）^{*}講座の開催
- ・再使用（リユース）^{*}ショップの紹介
- ・不用品情報交換制度の実施
- ・再使用（リユース）^{*}の普及に向けたリーフレットの作成
- ・修理（リペア）等の新たなRの普及啓発

2. 基本方針Ⅱ 質の高いリサイクル

リデュース・リユースの推進を行った上で排出されたごみについては、コストや環境負荷に配慮しつつリサイクルを推進します。具体的には、プラスチックの資源循環を推進していくとともに、粗大ごみ・不燃ごみの資源化、あらかわリサイクルセンターの活用等、様々なりサイクル施策を実施していきます。

(1) 【重点施策】プラスチック資源循環の推進

海洋プラスチックごみ問題は世界的かつ喫緊の課題であり、またプラスチックごみ焼却に伴う温室効果ガスの問題等もあり、今後はプラスチックごみの削減に向けた取り組みを拡大していきます。現在区で実施している廃プラスチックのモデル回収事業※の検証を踏まえた廃プラスチックの資源化拡大への取り組み、また、なるべくプラスチックごみを出さないライフスタイルへの転換を図っていきます。

●廃プラスチックの資源化に向けたモデル回収事業の検証と拡大

令和4（2022）年3月から実施した廃プラスチックのモデル回収事業※の検証を行い、今後、計画期間中の本格実施に向けた周知や経費、回収方法等に係る課題を明らかにした上で、プラスチックの円滑な資源化を推進していきます。

●事業者と連携したプラスチックごみ減少の推進

区内の飲食店や小売店等事業者と連携し、簡易包装の実施、代替素材の使用等プラスチックごみを発生させない販売方法を展開していきます。

●プラスチックごみ削減に向けた啓発の強化

- ・マイボトル、マイバッグ持参運動の展開
- ・マイボトル普及のための給水機の充実

(2) 資源回収方法の充実

●不燃・粗大ごみからの資源回収の推進

区で回収している不燃ごみ及び粗大ごみを資源化するためのピックアップ回収※等を活用し、引き続き鉄やアルミニウム等の金属類やガラス類等を大切な資源として回収を行っていきます。

●資源回収方法の拡充及び検討

小型家電・蛍光管・廃食油※等については、あらかわリサイクルセンター等の拠点での回収や、イベントでの回収等を行い、資源回収方法の拡充を図っていきます。

●集団回収※等の自主的なリサイクル活動の推進

町会や自治会が主体となって実施している集団回収※について、高齢化等による担い手不足の解消等を図るため、より意欲的な活動を継続できるよう関係部署とも連携していきます。また、ごみの減量・資源化に関する模範的な活動を行っている個人・団体に対して、表彰や活動紹介を行う等、区民の自主的な活動に対する支援を行います。

- ・積極的な活動を行う団体への支援の検討
- ・転入者や外国の方等への集団回収※等の情報発信
- ・ごみの減量に積極的に取り組む区民等への支援

●廃プラスチックの資源化に向けたモデル回収事業の検証と拡大【再掲】

(3) 資源化の更なる徹底

●他の品目の研究及び回収の実施

現在分別回収を行っていないリサイクル可能な品目の回収拡大を検討していきます。
また、小型家電の回収事業について充実を図るとともに、民間のリサイクル事業者との連携によるリサイクル回収品目の拡大についても検討を行います。

●区民への効果的な周知の実施

区民に対して、ごみ・資源の分別やリサイクルの方法等の情報を様々な主体への確に伝え、効果的な普及啓発に努めています。

- ・多様な手法による情報発信

従来の区報や啓発用チラシ、区ホームページに加え、SNS（ソーシャルネットワークサービス）等を活用し、すべての区民に必要な情報をより分かりやすく発信します。

- ・対象を明確にした情報発信

「転入者等、区に初めて住む人」、「分別排出のルールが守られていない世帯や集合住宅」、「国外の方」等対象を明確に絞り込んだピンポイントな情報発信や啓発指導に努めています。

ごみや資源の出し方、分け方は自治体によって違います。
あらたに荒川区に居住される方は荒川区のルールに
したがってごみや資源を出されるようお願いいたします。



荒川区

地域		曜日	回収日	回収内容
南平1丁目~6丁目	月・水	1・3回目の金	毎月第1・3回目の金曜日	ごみ
南平2丁目~5丁目	月・水	2~4回目の金	毎月第2~4回目の金曜日	ごみ
南平3丁目~4丁目	月・水	2~4回目の金	毎月第2~4回目の金曜日	ごみ
南平5丁目~6丁目	月・水	2~4回目の金	毎月第2~4回目の金曜日	ごみ
南平7丁目~10丁目	月・水	2~4回目の金	毎月第2~4回目の金曜日	ごみ
南平11丁目~39番	月・水	1~3回目の金	毎月第1~3回目の金曜日	ごみ
南平11丁目~56番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
南平2~4丁目	月・水	2~4回目の火	毎月第2~4回目の火曜日	ごみ
南平5~7丁目	月・水	2~4回目の火	毎月第2~4回目の火曜日	ごみ
南平8~10丁目	月・水	2~4回目の火	毎月第2~4回目の火曜日	ごみ
南平11丁目	月・水	1~3回目の金	毎月第1~3回目の金曜日	ごみ

*ごみ・資源は画面のとおり、適切に分け出してください。

*ごみを決まった日以外でごみを出すのは絶対にやめてください。

*ごみの回収日はごみ箱の表示に記載されています。

地域		曜日	回収日	回収内容
東日本橋7丁目~18番	月・水	1~3回目の金	毎月第1~3回目の金曜日	ごみ
東日本橋7丁目19~42番	月・水	2~4回目の木	毎月第2~4回目の木曜日	ごみ
東日本橋7丁目43~47番	月・水	2~4回目の木	毎月第2~4回目の木曜日	ごみ
東日本橋7丁目48~52番	月・水	2~4回目の木	毎月第2~4回目の木曜日	ごみ
東日本橋7丁目53~57番	月・水	2~4回目の木	毎月第2~4回目の木曜日	ごみ
東日本橋7丁目58~62番	月・水	2~4回目の木	毎月第2~4回目の木曜日	ごみ
東日本橋7丁目63~67番	月・水	2~4回目の木	毎月第2~4回目の木曜日	ごみ

*ごみや資源は画面のとおり、適切に分け出してください。

*ごみを決まった日以外でごみを出すのは絶対にやめてください。

*ごみの回収日はごみ箱の表示に記載されています。

地域		曜日	回収日	回収内容
西新井2丁目	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目1~5番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目6~10番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目11~15番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目16~20番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目21~25番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目26~30番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目31~35番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目36~40番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目41~45番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目46~50番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目51~55番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目56~60番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目61~65番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目66~70番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目71~75番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目76~80番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目81~85番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目86~90番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目91~95番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目96~100番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目101~105番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目106~110番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目111~115番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目116~120番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目121~125番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目126~130番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目131~135番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目136~140番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目141~145番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目146~150番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目151~155番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目156~160番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目161~165番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目166~170番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目171~175番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目176~180番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目181~185番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目186~190番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目191~195番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目196~200番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目201~205番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目206~210番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目211~215番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目216~220番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目221~225番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目226~230番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目231~235番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目236~240番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目241~245番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目246~250番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目251~255番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目256~260番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目261~265番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目266~270番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目271~275番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目276~280番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目281~285番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目286~290番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目291~295番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目296~298番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目299~301番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目302~304番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目305~307番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目308~310番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目311~313番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目314~316番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目317~319番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目320~322番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目323~325番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目326~328番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目329~331番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目332~334番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目335~337番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目338~340番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目341~343番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目344~346番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目347~349番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目350~352番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目353~355番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目356~358番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目359~361番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目362~364番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目365~367番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目368~370番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目371~373番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目374~376番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目377~379番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目380~382番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目383~385番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目386~388番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目389~391番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目392~394番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目395~397番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目398~400番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目401~403番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目404~406番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目407~409番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目410~412番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目413~415番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目416~418番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目419~421番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目422~424番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目425~427番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目428~430番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目431~433番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目434~436番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目437~439番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目440~442番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目443~445番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目446~448番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目449~451番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目452~454番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目455~457番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目458~460番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目461~463番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目464~466番	月・水	1~3回目の火	毎月第1~3回目の火曜日	ごみ
西新井2丁目467~46				

- ・細やかな分別方法の周知

区民がごみと資源の分別に迷わないよう、従来の啓発用チラシや区ホームページ、A I チャットボットによるごみや資源の分別方法の自動応答サービスの活用に加え、共同住宅等を管理する事業者への働きかけや連携等も含め、様々な手法を研究・実施しながら、より細やかな分別方法の情報を発信していきます。

- ・ふれあい指導※の実施

ごみ排出のルール・マナー違反への対応は、引き続きふれあい指導※を継続していきます。

(4) 事業系ごみのリサイクルの推進

- エコノミックリサイクル※の推進

事業者が排出する紙類を資源として回収する東京商工会議所荒川支部で実施しているエコノミックリサイクル※利用の周知を行うとともに、事業者の自主的なリサイクルシステムの構築を働きかけていきます。

- 事業系ごみの資源化可能物の資源化の促進【再掲】

3. 基本方針Ⅲ 適正なごみ処理

3R^{*}（リデュース・リユース・リサイクル）を推進した上で排出されたごみについては、区民等のニーズを的確に把握し、地域特性を踏まえ、効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図っていきます。また、高齢化の進展や単身世帯・外国の方の増加といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせて、ごみ収集の実施においては、環境負荷の軽減並びにIT化の推進に努めます。

(1) 【重点施策】区民・事業者・行政の相互理解と協力体制の構築

計画目標を達成するためには、区民・事業者・区の環境区民^{**}がそれぞれの役割を担う協働体制を推進し、情報交流を図りながら連携していく必要があります。

区は区民や事業者に効果的に啓発できる情報提供の充実を図り、双方向の情報交換を進めていきます。

●区民への効果的な周知の実施【再掲】

●地域に根差した参画と協働の推進

・3R^{*}リーダー等の養成と協働

地域において、ごみ減量・リサイクルを推進する区民「3R^{*}リーダー」を引き続き養成していきます。長く地域活動等に携わっている方だけではなく、子育て世代等の若い世代も対象に、「3R^{*}リーダー」の養成講座等を開催していきます。また、ごみ減量やリサイクル推進の普及啓発活動についても、区が情報発信するだけではなく、区と3R^{*}リーダーが協働しながら取り組んでいきます。

・3R^{*}行動会議の実施

地域の方々を交えて、ごみ減量・リサイクル推進のための作戦会議（3R^{*}作戦会議）を開催し、地域特性に見合った事業を展開していきます。

・地域による見守りが必要な方への取り組み

区が実施している、地域による見守りが必要な高齢者や障がい者を対象とした戸別訪問収集だけではなく、資源の収集についても関係機関と連携しながら、特別な配慮が必要な区民への対応を検討していきます。

●事業者への効果的な啓発活動の実施

事業者は設計段階から最終処分まで一定の責任を負う製品づくりだけではなく、不用になった製品の自主回収の充実に努めるよう啓発していきます。

- ・拡大生産者責任制度（EPR）※の確立

区は事業者に向け、「つくる責任、つかう責任」を果たすため、生産者へ「処理困難物の自主回収制度の整備」や「環境にやさしくリサイクル可能な製品づくり」、「簡易包装の推進等、ごみの発生抑制・リサイクルの拡大に向けた取り組み」等の必要な対策を要請していきます。

また、スーパーマーケット等の小売店に対して、生産者責任の観点から、容器包装類の店頭回収の実施について推奨していきます。

- ・事業系ごみの適正排出の推進

事業者を対象としたルール・マナー違反への対応については、引き続き、自己処理責任に基づき、事業系有料ごみ処理券を貼付し、適正に排出するよう、助言や指導の徹底を図っていきます。区内には小規模事業所が多いという区の特性を十分に考慮した上で、こうした適正排出に向けた指導を引き続き行っています。また、事業の用途に供する部分の延べ床面積の合計が3,000 m²以上の大規模建築物に加え、1,000 m²以上の要綱指導対象事業所、さらには小規模な事業所に対しても、適切な助言や指導を行っていきます。

●荒川区役所エコアクティブプラン※の推進

区は、環境区民※の一員として、また、区内最大規模の事業者として、「荒川区役所エコアクティブプラン※」の推進を通して、区民や事業者に対して模範となるごみ減量やリサイクル推進を引き続き率先して実践していきます。

(2) 清掃・リサイクル情報の「見える化」の促進

●優良事業者等の紹介

ごみ減量・リサイクルに関する取り組みをより一層推進していくに当たり、優れた取り組みを行っている事業用大規模建築物の所有者や、食品ロス※削減に取り組む事業者、修理リペアを行う事業者等を区報や区ホームページ、SNS等で紹介していきます。

●清掃・リサイクル情報の「見える化」

区民や事業者にごみの減量やリサイクルに関心を持っていただくために、ごみ量や清掃・リサイクル事業に係る経費や取り組み等について、より分かりやすく示していきます。

(3) 清掃事業の適正な運営

●清掃事業の適正な運営

生活環境を保全するため、排出されたごみは効率的かつコストを考慮した収集運搬体制の構築に努めます。

●効率的かつ効果的な分別収集体制等の整備

区民のニーズを的確に把握し、効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図ります。また、高齢化の進展といった社会の動向に対応したごみ収集を実施します。

●ＩＴ技術活用の推進

ＩＴ技術を活用し、人々の生活を良い方向へ変化させるDX（デジタルトランスフォーメーション）の推進に取り組んでいきます。具体的には、AIを活用したごみ分別を教えてくれるアプリや、適正なごみ・資源の排出を促すための集積所の監視、非接触で収集を支援管理する技術の導入、より効率的な収集ルートの開発、高齢者等の見守り等、関連部署との情報共有を図りながら先進技術を多角的に活用できるよう検討していきます。

●リチウムイオン電池※等処理不適廃棄物の適正な排出の啓発

区では、分別の徹底が進んでいるものの、排出されたごみや資源の中には収集や処理を進める上で支障を来すスマートフォン用のモバイルバッテリー等、リチウムイオン電池※を組み込んだ製品等が混入しており、収集車や中間処理施設、ごみ処理施設での火災に繋がる危険性があります。リチウムイオン電池※は、モバイルバッテリーのほか、無線イヤホン、電子タバコ、ハンディタイプの扇風機や電動歯ブラシといったとても小さな製品にも含まれており、可燃ごみとして排出された場合、識別除去することは非常に困難です。

このため、使用済みの小型充電式電池（リチウムイオン電池※、ニカド電池、ニッケル水素電池、小型シール鉛蓄電池）は、「一般社団法人J B R C※」が家電小売店に回収ボックスを設置しているため、区民の自主的な利用を促すため、実施小売店の情報発信と啓発に努めていくとともに、今後は先進自治体の取り組みも参考に回収手法についても検討していきます。

●災害廃棄物処理対策の充実

地震、台風等の大規模災害に伴い発生する災害廃棄物を適正かつ迅速に処理するため、「荒川区災害廃棄物等処理方針※」等の実効性を確保し、災害廃棄物処理対策の充実を図っていきます。

●感染症発生時の対応

今後は、新型コロナウイルス感染症と共に存する（ウィズコロナ）ことが考えられるため、引き続き、区民にはマスクの捨て方等適正な廃棄方法について啓発します。また清掃事業に係る職員については感染予防を徹底し、安定性・継続性のある収集・運搬体制を構築していきます。

コラム

プラスチックによる海洋汚染

1950年以降世界中で生産されたプラスチックは83億tを超え、63億tがごみとして廃棄されたと言われており、回収されたプラスチックごみの79%が埋立あるいは海洋等へ投棄されています。リサイクルされているプラスチックはたったの9%です。

現状のペースでは、2050年には海洋中のプラスチックの量が魚の量を上回ることが予想されています。

その中でも近年問題となっている「マイクロプラスチック」は、海や自然の中に拡散した、大きさが5ミリメートル以下の微小なプラスチック粒子のことで、紫外線や波によって微小な断片になったプラスチックや、洗濯排水に含まれる繊維、研磨材として含まれているマイクロビーズ等が含まれます。

近年、マイクロプラスチックによる生態系への悪影響が問題視されており、海洋汚染対策が世界中で進められています。海のごみの8割が陸地から移動してきたものと考えられていることから、河川を経由して海域に流入するプラスチックも多く存在すると考えられています。



ウミガメに巻き付いたプラスチック

出典：UN World Oceans Day



鯨の体内から見つかった大量のプラスチック片

出典：タイ天然資源環境省

第7章. 計画の推進に向けて

第1節. 推進体制

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区による環境区民が協働により推進し、より質の高い循環型社会の構築に向けて目標の達成を目指していきます。

1. 環境区民^{*}（「区民・事業者・区」の総称）の役割

①区民の役割

- ・ごみや資源の排出のルール・マナーの遵守
- ・ごみの排出抑制や再使用（リデュース・リユース）の意識
- ・荒川区の地域特性であるボランティア精神を活かした「集団回収^{*}」の実施

②事業者の役割

- ・排出事業者責任^{*}に基づく適正処理
- ・ごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進

③区の役割

- ・地域との連携
- ・ごみ減量やリサイクル推進に関する啓発活動
- ・あらかわりサイクルセンターの活用
- ・荒川区リサイクル事業協同組合との協働
- ・他の計画（荒川区地球温暖化対策実行計画等）を意識した事業展開
- ・国や東京都に対しての制度改善等に関する働きかけ

2. 荒川区清掃審議会

荒川区清掃審議会は、荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例に基づき、今後の清掃・リサイクル行政を進める上で重要な事項について調査・審議を行うため、平成12（2000）年3月に設置されました。

区長の付属機関であり、学識経験者、区議会議員、区民、事業者等で構成されています。

本計画の進捗状況を管理し、施策の推進に当たります。

第2節. 計画の進捗管理

P D C A サイクル（計画・実施・評価・改善見直し）を適切かつ効果的に運用し、継続的・段階的に効果を検証しつつ改善を図りながら計画を発展的に実施していきます。

1. 進行管理体制

荒川区清掃審議会にて本計画の推進状況を管理していきます。

2. 進行状況の評価及び公表

本計画の目標を達成するには、進捗管理が重要です。進捗状況を管理するために、第4章で設定した「計画目標」と「モニター指標」を用います。モニター指標とは、具体的な数値目標は設定しないものの、定期的にその推移を把握する指標となります。これらを評価し、課題をまとめ、評価結果を公表していきます。

(1) 計画目標（再掲）

表7-1 数値目標(再掲)

評価項目	単位	令和3 (2021)年度 (基準)	令和9 (2027)年度 (中間目標)	令和14 (2032)年度 (最終目標)
総排出量	g／人・日	783g	732g (▲51g)	686g (▲97g)
総ごみ量 (不燃・粗大ごみの資源化量を含む)	g／人・日	659g	611g (▲48g)	564g (▲95g)
資源回収量 (不燃・粗大ごみの資源化量を含む)	g／人・日	144g	139g (▲5g)	140g (▲4g)
リサイクル率	%	18.4%	19.1% (+0.7 ポイント)	20.4% (+2.0 ポイント)

注1:リサイクル率(%) = (資源回収量)÷(総排出量)×100

注2:15ページに総排出量、総ごみ量、資源回収量の説明をコラムとして掲載しています。

注3:小数点以下を四捨五入しているため、表記の合計が合わないことがあります。

(2) モニター指標

モニター指標は、ごみ量に関する指標、環境負荷に関する指標、コストに関する指標、区民の意識に関する指標とし、定期的にその推移を把握することとします。各指標の具体的な内容は表7-2に示す通りです。

表7-2 モニター指標

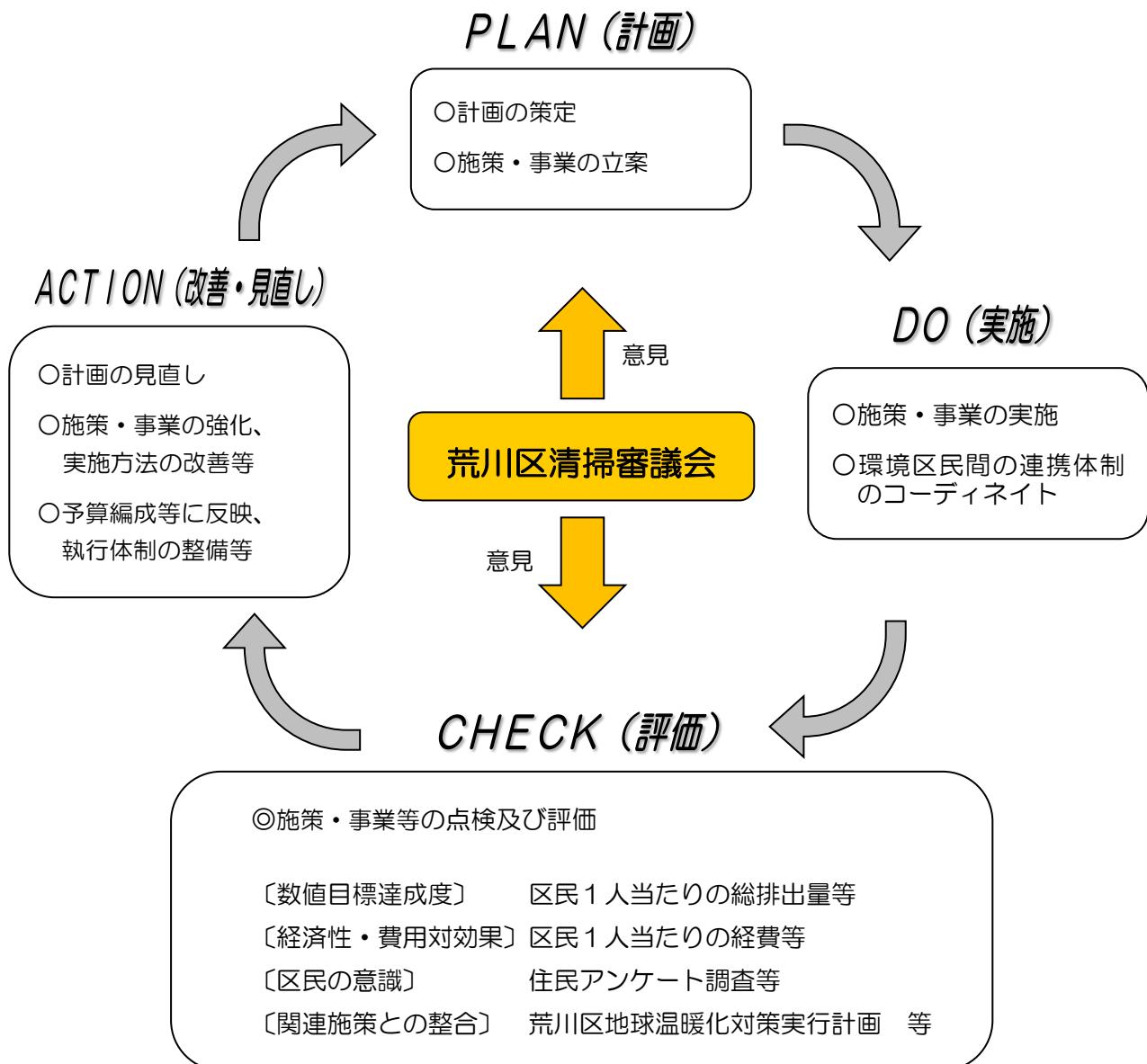
	指標	令和3(2021)年度
ごみに関する指標	家庭ごみ(区収集ごみ)※量	42,703t/年
	事業系ごみ(持込ごみ)※量	9,360t/年
	家庭の可燃ごみに含まれる食品ロス※の割合(2年毎)	4.5%
環境負荷に関する指標	廃プラスチック回収量*	1.3t/年
	廃プラスチック回収による温室効果ガス削減効果	1.911t-CO ₂
コストに関する指標	区民1人当たりのごみに関わる年間経費	13,014円/年(R2)
	区民1人当たりのリサイクル事業に関わる年間経費	1,982円/年(R2)
区民の意識に関する指標 (5年毎)	雑がみの処理方法	可燃ごみ:47.2% 集団回収*:49.1%
	食品ロス※について 食品をごみとして排出している割合	29.2%

注1:廃プラスチック回収は令和4年3月からモデル地区にて試行開始

注2:廃プラスチック回収による温室効果ガス削減効果の算出方法: 廃プラスチック回収量 × 1.47t-CO₂

3. 次期計画への反映

評価した内容や課題については、改善・見直しを図った上で次期計画へ反映します。



第8章. 生活排水処理基本計画

第1節. 基本方針

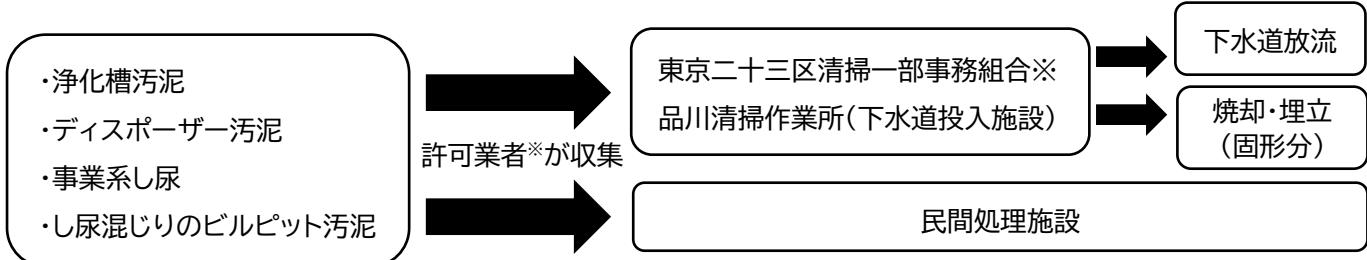
区では、下水道整備が完了していることから、し尿を含む生活排水については公共下水道によって処理を行い、事業活動に伴って排出される仮設便所等のし尿や、し尿混じりのビルピット汚泥等については、引き続き事業者の責任により処理を行っていきます。

第2節. 基本計画

区では、くみ取りし尿の家庭からの排出は見込まれませんが、発生した場合には、収集・運搬体制を有している自治体に委託し、収集・運搬を行います。

浄化槽汚泥、ディスポーザー汚泥、事業系し尿、し尿混じりのビルピット汚泥については、一般廃棄物収集運搬の許可業者※が収集・運搬します。処分は、東京二十三区清掃一部事務組合※又は一般廃棄物処分の許可業者※が行います。

区分	説明	収集・運搬の主体	処分の主体
浄化槽汚泥 (ディスポーザー汚泥を含む)	浄化槽から発生する汚泥 (東京都下水道局に届出したディスポーザー排水処理システムから発生する汚泥を含む)	一般廃棄物収集運搬業の許可業者※	東京二十三区清掃一部事務組合
事業系し尿	建設現場の仮設便所等から発生するし尿	一般廃棄物収集運搬業の許可業者※	一般廃棄物処分業の許可業者※
し尿混じりのビルピット汚泥	オフィスビルやホテル等の建築物に設置される地下排水槽(ピット)を清掃したときに排出される汚泥をビルピットといい、これにし尿が混ざったもの	一般廃棄物収集運搬業の許可業者※	一般廃棄物処分業の許可業者※
			東京二十三区清掃一部事務組合



資料編

資料1．荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例（抄）

第1章 総則 第1節 通則

（荒川区清掃審議会）

第7条 一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する事項について調査審議するため、荒川区清掃審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

- 2 区長は、一般廃棄物の減量及び処理に関する基本方針その他の重要事項の決定に当たっては、審議会に諮るものとする。
- 3 審議会は、区長の諮問に応じ、次に掲げる事項を調査審議する
 - (1) 一般廃棄物の減量及び処理の基本方針に関すること。
 - (2) その他重要な事項に関すること。
- 4 審議会は、一般廃棄物の減量及び適正な処理に関する重要事項に関して、区長に意見を述べることができる。
- 5 審議会は、学識経験者、区議会議員、区民、事業者等のうちから区長が委嘱又は任命する委員15人以内をもって組織する。
- 6 委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。ただし、欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 7 前2項に定めるもののほか、審議会の組織及び運営に関し必要な事項は、区長が定める。

資料2. 荒川区一般廃棄物処理基本計画について（諮問）

3 荒環清第 2190 号

令和4年3月15日

荒川区清掃審議会会長 様

荒川区長

西川太一郎

諮問趣旨

荒川区は、荒川区清掃審議会の答申を踏まえ、平成24年3月、「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を10か年計画で新たに策定し、本計画の基本理念である「環境区民※による質の高い循環型社会※の構築」の実現に向け、排出抑制の促進、リサイクルの推進、参画と協働体制の推進、適正排出の推進等に取り組んでまいりました。

具体的には、排出抑制に向けた食品ロス※削減の取り組みをはじめ、使用済み小型家電、古布の回収、あらかわりサイクルセンターの開設に合わせた蛍光管、水銀体温計、血压計、中型家電、廃食油※の回収、不燃ごみ・金属系粗大ごみ資源化等のリサイクルの推進、持ち去り対策等をはじめとする集団回収※の更なる支援、多言語に対応した啓発等、ごみ減量・資源化を積極的に推進してまいりました。

このような施策を行った結果、計画期間中のごみと資源の総排出量は人口増加にも関わらず減少傾向で推移し、総排出量に関する削減目標を達成いたしました。また、区の特徴ともいえる集団回収※については、区民一人当たりの回収量が17年連続で23区中1位となっております。

しかしながら、例えば、食品廃棄物の問題に対応するため令和元年10月に食品ロス削減推進法※が施行されたことをはじめ、令和2年10月には異常気象・温暖化対策として脱炭素宣言がされたほか、令和3年6月にはプラスチック資源循環促進法が公布される等、清掃・リサイクル事業を取り巻く状況は目まぐるしく変化しております。

令和4年度に本計画の計画期間は終了しますが、「環境先進都市あらかわ」の実現を目指し、更なる質の高い循環型社会※の構築に向け、引き続き取り組みを進めていく必要がございます。

本諮問は、今後の取り組みの核となる、新たな「荒川区一般廃棄物処理基本計画」の策定に当たり、その基本的な考え方について荒川区清掃審議会に調査・審議をお願いするものです。

資料3. 荒川区清掃審議会答申（内容）

1 計画の策定について

(1) 計画策定の背景

荒川区では、これまでの大量生産・大量消費型の社会経済活動による廃棄物の大量発生等による環境問題への反省から、「最適生産・最適消費・最小廃棄」社会に向けて、区民、事業者および区（環境区民）が一体となり、明確な目標と強い問題意識をもって、持続可能な質の高い循環型社会を構築していくため、様々な施策を実施してきました。

国においては、平成30（2018）年に策定された「第五次環境基本計画」の中で、「持続可能な開発目標（SDGs）」の考え方を取り入れ、6つの重点戦略を設定し、様々な観点からインベーションを創出し、経済的・社会的課題の解決を実現することで、将来に渡り「新たな成長」につなげていくことが提唱されています。それらを踏まえ、平成30（2018）年には「第四次循環型社会形成推進基本計画」が策定され、循環型社会^{*}形成に向けた7つの中長期的な方向性が示されました。

また、世界的な問題となっている海洋プラスチック汚染の対策については、令和元（2019）年に「プラスチック資源循環戦略」を策定し、令和4（2022）年には「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」が施行され、製品の設計からプラスチック廃棄物の処理までに関わるあらゆる主体におけるプラスチック資源循環等の取り組み（3R+Renewable）を促進するための基本方針が示されています。

さらに、平成27（2015）年にはCOP21において、令和2（2020）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際的な枠組みとして「パリ協定」が採択され、我が国では令和2（2020）年に、内閣総理大臣が所信表明演説において、2050年までに温室効果ガスの排出量を実質ゼロにすることを表明する等、廃棄物分野では特にプラスチックや食品ロス^{*}削減対策強化による温室効果ガス削減が重要となり、ゼロエミッションに向けた動きが加速しています。

荒川区では、「荒川区一般廃棄物処理基本計画」を平成29（2017）年に中間見直し（以下平成29（2017）年改定の計画を「前計画」という。）を行い、「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を基本理念とし、4つの基本方針を定め、重点的な取り組みとして、食品ロス削減事業（荒川もったいない大作戦）の展開、平成28（2016）年にオープンした「あらかわリサイクルセンター」でのびん、缶、トレイ、ペットボトルの資源化の開始、小学生の社会科見学の受入れやリサイクル工房・教室の開催等、循環型社会の構築に向けた取り組みを推進してきました。また、令和2（2020）年から世界的に大流行している新型コロナウイルス感染症の拡大の状況下でも体制維持のため、様々な感染対策を講じ、清掃事業を継続させてきました。

このような状況の下、現行計画で設定した数値目標等の達成状況、社会・経済情勢とともに年々変化するごみや資源の現状を踏まえた排出量・処理量等の将来予測をし、より質の高い循環

型社会の構築に向けた新たな一般廃棄物処理基本計画を策定することとしました。

(2) 計画の位置付け

この計画は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第6条第1項の規定に基づき、今後の清掃・リサイクル事業の方向性を定めるものです。

また、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づく「食品ロス削減推進計画」を包含し策定するものです。

(3) 計画の期間

この計画は、令和5（2023）年度から、令和14（2032）年度までの10年間を計画期間とすることが適当と考えます。

なお、5年後の令和9（2027）年度に、法改正や社会情勢の変化等を踏まえ、必要に応じて計画の見直しを行います。

2 清掃・リサイクル事業の現状

(1) 現状

荒川区では、平成23年度に策定し、平成28年度に中間見直しを行った「荒川区一般廃棄物処理基本計画」に基づき、ごみの減量・リサイクル施策に積極的に取り組み、年間の区民1人1日当たりの総ごみ量は令和3年度実績で平成22年度と比較し141g（17.6%）減少しました。またリサイクル率は平成22年度から2.0ポイント上昇し、18.4%となっています。

しかし、より質の高い循環型社会の形成のためには、更なるごみの減量と資源化を図っていくことが必要です。

(2) 課題

より質の高い循環型社会の形成のため次の課題解決が重要です。

① 家庭ごみの削減

令和2（2020）年度は新型コロナウイルス感染症拡大による外出自粛やテレワークの影響により家庭ごみが増加したように思われます。近年の区民のごみ減量意識の高まりから見ても感染症の影響が落ち着けば再び減少傾向に推移すると考えられますが、地域の中で清掃活動等に尽力してくれている区民の取り組み等に引き続きスポットライトをあてる等、区民全体の意識を向上させる事業を充実していく必要があります。

② 食品ロスの削減

荒川区が令和3年度に実施した排出原単位等実態調査によると、家庭の可燃ごみの中に、まだ食べられるのに捨てられているいわゆる食品ロスが4.5%含まれています。荒川区では、食品ロス削減を推進する施策を実施してきましたが、今後も、引き続き効果的な施策を講じていくことに加え、飲食店へのマイ容器の持参や、ドギーバッグの検討等といった新たな事業展開の検討を進めていく必要があります。

③ 事業系ごみの削減

事業系ごみの中には資源である紙類がまだ多く含まれております。またごみの排出についてもごみ処理券を貼付していない事例もあることから、区内小規模事業所等へのごみの排出抑制や分別、適正なごみ処理券の貼付等に向けた効果的な施策を検討していかなければなりません。

また、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（プラ新法）に係る効果的な普及・啓発を行っていく必要があります。

④ 家庭ごみのリサイクル

家庭の可燃ごみ・不燃ごみの組成調査結果をみても、紙類、繊維類、小型家電等、資源化できるものがまだ多く含まれています。分別を更に促すとともに、あらかわりサイクルセンターを活用し、区民等の意識を更に向上させる必要があります。

⑤ プラスチックごみ対策

家庭の可燃ごみの中には製品プラスチックが含まれています。荒川区で令和4年3月から実施している廃プラスチックのモデル回収事業の結果を検証するとともに廃プラスチックの資源化拡大への取り組みを進める必要があります。

⑥ 高齢化への対策

荒川区では年々高齢者人口は増加しており、高齢者割合は 20%を超える、高齢者の単身世帯も年々増加傾向で推移しています。高齢者等、ごみ・資源を集積所に出すことが困難な区民に対しての戸別訪問収集等の施策を充実する必要があります。

⑦ 外国の方や転入者等への対応

言葉の壁や文化の違いによりごみの分別方法を把握することが難しい外国の方や、分別方法が異なる区外からの転入者への周知・啓発に一層丁寧に取り組む必要があります。加えて、排出原単位等実態調査からみて排出量が多い集合住宅及び単身世帯も近年増加しており、実態に即した施策を検討していく必要があります。

⑧ 緊急時の対応

今後発生が予測されている首都直下型地震等の災害や、新型コロナウイルス感染症拡大といった様々な緊急事態時であっても、引き続きごみを迅速かつ適正に処理する体制を確保する必要があります。

⑨ 清掃・リサイクル事業の適正な運営

清掃・リサイクル事業に要する経費は、平成29（2017）年度以降、資源回収品目を増やす等の取り組みもあり、増加傾向にあります。今後も費用対効果を考慮し、AI等のIT技術を活用した収集業務の作業効率化を検討していく必要があります。

また、リチウムイオン電池※等、取扱いに注意を要する廃棄物の適正な排出方法の啓発も進めていく必要があります。

3 基本理念・基本方針

(1) 基本理念

環境区民による質の高い循環型社会の構築へ ～SDGsの達成へみんなで一歩踏み出そう～

平成27(2015)年の国連サミットにおいて採決された、国際目標であるSDGsの視点から、「食品ロス」は、食料の損失・廃棄の削減が目標に設定され、また「プラスチック」についても、海洋汚染が世界全体の課題となっており、これらごみに関する様々な課題は、SDGsに関連した重要なテーマとなっています。

そこで、新たな計画の基本理念は、現行計画の基本理念である「環境区民による質の高い循環型社会の構築」を目指す区の基本的な考えは引き継ぎ、SDGsの趣旨を踏まえ、現在環境区民が実践してきたことを進めつつ、さらに新しい取り組みや、思っていたことを行動に移したり、これまでやってきたことを人に伝えてみたりといった、環境区民一人ひとりが一歩踏み出し、持続可能な循環型社会を構築していくべきと考えます。

(2) 基本方針

基本理念を実現させるためには、3Rの考え方（ごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）、再生利用（リサイクル））に基づいて、環境区民それぞれが協働し、当事者意識をもって、取り組んでいくことが大切です。そのための基本方針として次の3つの基本方針を掲げ、施策や事業を展開していく必要があります。

基本方針Ⅰ リデュース・リユースの推進

リデュース、リユースの取り組みによって排出抑制に努めるとともに、環境区民がごみ減量に積極的に取り組めるよう、環境学習の充実を図りながら、食品ロスの削減についても推進していくことが必要です。

基本方針Ⅱ 質の高いリサイクル

リデュース・リユースの推進を行った上で排出された資源については、コストや環境負荷に配慮しつつリサイクルを推進する必要があります。

基本方針Ⅲ 適正なごみ処理

3Rを推進した上でも排出されたごみについては、区民等のニーズを的確に把握し、区の地域特性を踏まえ、適正に処理することが必要です。また社会の動向に対応したごみ収集を実施するとともに、環境負荷の軽減並びにIT技術の活用による効率化の推進に努める必要があります。

4 計画目標

新たな計画では、基本理念の実現に向けて、ごみ減量・資源化の具体的な数値目標を設定する必要があります。

(1) 個別の数値目標

① 家庭ごみの削減

食品ロスの削減

令和3(2021)年度と比較し、中間年度の令和9(2027)年度には約10%（令和3(2021)年度比で推定2.3g減）、最終年度の令和14(2032)年度には約20%（令和3(2021)年度比で推定4.5g減）の削減を目指す必要があります。

プラスチックごみの削減

令和3(2021)年度と比較し、中間年度の令和9(2027)年度には約12.5%（令和3(2021)年度比で推定10.1g減）、最終年度の令和14(2032)年度には約25%（令和3(2021)年度比で推定20.2g減）の削減を目指す必要があります。

紙類・繊維類の資源化

令和3(2021)年度と比較し、中間年度の令和9(2027)年度には約12%（令和3(2021)年度比で推定5.7g減）、最終年度の令和14(2032)年度には約24%（令和3(2021)年度比で推定11.3g減）の資源化を目指す必要があります。

その他のごみの削減

令和3(2021)年度と比較し、中間年度の令和9(2027)年度には約7%（令和3(2021)年度比で推定24.6g減）、最終年度の令和14(2032)年度には約14%（令和3(2021)年度比で推定49.2g減）の削減を目指す必要があります。

② 事業系ごみの削減

資源となる紙類の資源化

令和3(2021)年度と比較し、中間年度の令和9(2027)年度には約5%（令和3(2021)年度比で推定0.3g減）、最終年度の令和14(2032)年度には約10%（令和3(2021)年度比で推定0.7g減）の資源化を目指す必要があります。

資源となる紙類以外のごみの削減

令和3(2021)年度と比較し、中間年度の令和9(2027)年度には約3%（令和3(2021)年度比で推定3.4g減）、最終年度の令和14(2032)年度には約6%（令和3(2021)年度比で推定6.7g減）の削減を目指す必要があります。

(2) 総排出量・総ごみ量の目標数値

① 総排出量

指標

区民1人1日当たりの総排出量（総ごみ量+資源回収量）

現行計画の達成状況

平成22年度960g → [実績] 令和3年度783g (▲177g)

目標値

令和 14 年度までに、区民 1 人 1 日当たりの総排出量を 97g (12.4%) 削減 (令和 3 年度比)

②総ごみ量

指 標

区民 1 人 1 日当たりの総ごみ量

現行計画の達成状況

平成 22 年度 800g → [実績] 令和 3 年度 659g (▲141g)

目標値

令和 14 年度までに、区民 1 人 1 日当たりの総ごみ量を 95g (14.4%) 削減 (令和 3 年度比)

③リサイクル率

指 標

リサイクル率 (資源回収量 ÷ 総排出量 × 100)

現行計画の達成状況

平成 22 年度 16.4% → [実績] 令和 3 年度 18.4% (+2.0 ポイント)

目標値

令和 14 年度までに、リサイクル率を 20.4% に向上

5 食品ロス削減推進計画

(1) 基本事項

① 計画策定の趣旨

「食品ロス」とは、本来食べられるにも関わらず廃棄される食べ物のことであり、食品の生産、製造、販売、消費等の各段階において日常的に廃棄され、大量の食品ロスが発生しています。国連食糧農業機関（FAO）の報告によると、世界の食品廃棄量は年間約 13 億 t と推計され、消費のために生産された食料の 3 分の 1 が廃棄されています。また、平成 27 (2015) 年 9 月に国連サミットで採択された持続可能な開発のための 2030 アジェンダに基づく持続可能な開発目標（SDGs）でも、「目標 12.つくる責任つかう責任」において、食料廃棄の半減が重要な柱として位置づけられています。

日本国内では、食料を海外からの輸入に大きく依存しており、令和 2 (2020) 年度の食料自給率（カロリーベース）は 37% となっています。また、本来食べられるにも関わらず廃棄される食品ロスは約 522 万 t（令和 2 (2020) 年度推計値）発生しており、そのうち家庭からは約半分の 247 万 t 発生しています。

以上のように、国内においては、大量の食品ロスが発生している状況に加えて、食料を海外からの輸入に依存する割合が大きいことから、食料自給率を上げていくこととともに、SDGs の観点からも食品ロスの削減が重要な課題となっています。

このようなことから、国では、地方公共団体、事業者、消費者等の多様な主体が連携し、国民運動として食品ロスの削減を推進するため、令和元 (2019) 年 5 月に食品ロスの削減の推進に

関する法律（令和元（2019）年法律第19号）を制定し、同年10月1日に施行されました。また、東京都においても、事業者、消費者等の多様な主体と連携し、食品ロス削減の取り組みを総合的かつ効果的に推進するため「東京都食品ロス削減推進計画」を令和3（2021）年3月に策定しています。

荒川区では、食品ロスの削減に向けた取り組みは現行計画においても、啓発活動やもったいないレシピのアイデア募集等を重点的な取り組みとして位置づけ、取り組みを進めてきましたが、区の食品ロス削減の取り組みをより一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するため「荒川区食品ロス削減推進計画」を新たに策定する必要があります。

② 計画の位置付け

食品ロス削減推進計画は、食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項の規定に基づき策定する「市町村の区域内における食品ロスの削減の推進に関する計画」（市町村食品ロス削減推進計画）として位置づけられた計画です。

③ 食品ロス削減の考え方

荒川区で一般廃棄物の処理に要した令和2（2020）年度の費用は32億6千万円となっており、社会的コストや家計負担を軽減する観点からも貴重な食料資源の無駄をなくしていくことが重要です。

そのため、区民、事業者、行政の各主体は、生産から消費に至るまでのあらゆる段階から様々な形で食品ロスが発生していることを意識した上で、廃棄物削減における3R（リデュース、リユース、リサイクル）を基本に、まず、食品ロスを発生させない、発生しているものを減らしていく発生抑制（リデュース）を最優先に取り組むことが重要となります。

また、様々な理由で不要となった食品についても安易に廃棄せず、できるだけ食品として有効活用（リユース）し、それでもやむを得ず発生する食品ロスについては飼料化や肥料化等の再生利用（リサイクル）に努めていくことが必要です。

（2） 方針・目標

① 基本方針

一般廃棄物処理基本計画の基本理念は、「環境区民による質の高い循環型社会の構築」としており、本計画でも同様に区民・事業者・行政がそれぞれの役割を理解し、協働して取り組み、食品ロスの削減を通じて循環型社会の実現を目指す必要があります。その実現のため次の2つを食品ロス削減推進の基本方針として掲げ取り組んでいくことが重要です。

- I. リデュースを最優先とした食品ロス削減に向けた取り組み
- II. リユースとリサイクルを推進する取り組み

② 計画目標

東京都の目標と同様、荒川区でも毎年2%減で10年後の令和14（2032）年度で20%減を目指す必要があります。

指 標

区民 1 人 1 日当たりの食品ロス発生量

現在の食品ロス発生量

令和 3 年度 22.6 g

目標値

令和 14 年度までに、区民 1 人 1 日当たりの食品ロス発生量を 4.5 g (20%) 削減 (令和 3 年度比)

③ 具体的な施策（食品ロス削減）

● 教育及び学習の振興、普及活動

区民が、食品ロスの削減について、理解と関心を深めるとともに、自発的に取り組むことを促進するよう、家庭における食品ロスの削減に向けた知識の普及や、幅広い世代に向けた啓発を推進することが必要です。

● 食品の関連事業者等の取り組みに対する支援

食品の生産から消費に至る一連の過程における食品ロスの削減の効率的な推進を図るため、食品関連事業者（特に飲食店や小売店）と相互に連携し、取り組みを支援していくことが必要です。

● 先進的な取り組みの情報収集及び提供

国や東京都等からの先進的な取り組み事例の情報提供を行っていくとともに、ICT 等の新技術活用による取り組みを推進することが必要です。

● 未利用食品等を提供するための活動の支援等

フードドライブ活動等は、食品ロスの削減に大きく寄与することからも、その活動を広く紹介し、理解を深めるための啓発を実施することで活動を推進し、取り組みを支援していくことが必要です。

6 目標達成に向けた施策

基本方針 1 リデュース・リユースの推進

現行計画の考え方を引き継ぎ、ごみ減量のために、発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）の取り組みによって排出抑制に努めていくことが求められます。また、区民がごみ減量に積極的に取り組めるよう、環境学習※の充実を図るとともに食品ロスの削減を推進していくことが必要です。

施策（1）環境学習の強化

区民がごみの発生抑制（リデュース）、再使用（リユース）に積極的に取り組めるよう、あらかわりサイクルセンターや区民が楽しめるイベントを活用しながら、環境学習を充実させ、環境に対する意識の向上を図っていくことが重要です。特に未来を担う子どもに対しては学校や地域との連携や子ども向けパンフレット等を通して、その推進を図っていくことが必要です。

施策（2）食品ロスの削減

食品ロスの削減に関しては、食品ロス削減推進計画に準拠します。

施策（3）家庭ごみ・事業系ごみの削減

家庭ごみ削減にあたっては、生ごみの減量を図るため、家庭用生ごみ処理機等の助成制度等を継続するとともに、水切り等の啓発活動の充実に努めることが重要です。また家庭ごみ有料化の導入についても効果や課題を調査研究し検討を進める必要があります。

事業系ごみの削減に当たっては、資源化できる仕組みづくりの検討や資源化可能物の処理方法の情報発信等を行い、できる限り焼却処理は行わない方向性を検討していくことが必要です。

施策（4）再使用（リユース）の推進

フリーマーケットや再使用（リユース）の講座の開催、不用品情報交換制度等を引き続き実施するとともに、参考となる他の自治体やNPO法人等の取り組みを紹介し、再使用（リユース）に係る事業を推進していく必要があります。

基本方針2 質の高いリサイクル

リデュース・リユースの推進を行った上で排出されたごみについては、コストや環境負荷に配慮しつつリサイクルを推進していくことが求められます。具体的にはプラスチックの資源循環を推進していくとともに、粗大ごみ・不燃ごみの資源化、あらかわリサイクルセンターの活用等、様々なリサイクル施策を実施していく必要があります。

施策（1）プラスチック資源循環の推進

海洋プラスチックごみ問題は世界的かつ喫緊の課題であり、またプラスチックごみ焼却に伴う温室効果ガスの問題等もあり、今後はプラスチックごみの削減に向けた取り組みを拡大していくかなければなりません。現在荒川区で実施している廃プラスチックのモデル回収事業の検証を踏まえた廃プラスチックの資源化拡大への取り組み、事業者と連携したプラスチックごみ減少の推進、プラスチックごみ削減に向けた啓発の強化等、なるべくプラスチックごみを出さないライフスタイルへの転換を図っていく必要があります。

施策（2）資源回収方法の充実

荒川区が回収する不燃・粗大ごみからの資源回収を引き続き実施していくことに加え、小型家電や廃食油等の資源回収方法の拡充を検討していく必要があります。

また、町会等が主体となって実施している集団回収が主体的かつ持続可能なものとなるよう支援を行うことが必要です。

施策（3）資源化の更なる徹底

現在まだ分別回収を行っていないリサイクル可能な品目の回収拡大を検討することに加え、民間のリサイクル事業者との連携を図ることが重要です。

また、区民に対してごみ・資源の分別やリサイクルの方法等の情報を多様な方法により的確に伝えることで、効果的な普及啓発に努めていくことが必要です。

施策（4）事業系ごみのリサイクルの推進

事業者が排出する紙類を資源として回収するエコノミックリサイクル利用の周知や、事業者の自主的なリサイクルシステムの構築に働きかけていくことが重要です。

基本方針③ 適正なごみ処理

3R（リデュース・リユース・リサイクル）を推進した上で排出されたごみについては、区民等のニーズを的確に把握し、地域特性を踏まえ効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図らなければなりません。また、高齢化の進展や単身世帯・外国の方の増加といった社会の動向に対応したごみ収集を実施し、あわせて、ごみ収集の実施においては、環境負荷の軽減並びにIT化の推進に努めていく必要があります。

施策（1）区民・事業者・行政の相互理解と協力体制の構築

計画目標を達成するためには、区民・事業者・区の環境区民がそれぞれの役割を担う協働体制を推進し、情報交流を図りながら連携していく必要があります。

区民や事業者に効果的に啓発できる情報提供の充実を図り、3Rリーダー等を養成し、双方の情報交換を進めていくことが大切です。

また、事業者へは責任ある製品づくりだけでなく、不用になった製品の自主回収の充実に努めるように求めていくとともに、事業系ごみの適正な排出について助言・指導を図っていくことが必要です。

施策（2）清掃・リサイクル情報の「見える化」の促進

ごみ減量・リサイクルに関する取り組みをより一層推進していくに当たり、優れた取り組みを行っている事業者等を紹介していくことが大切です。

また、「見える化」のため、ごみ量や清掃・リサイクル事業に係る経費や取り組み等について、分かりやすく示していく必要があります。

施策（3）清掃事業の適正な運営

効率的かつ効果的な分別収集体制の整備を図り、高齢化の進展や排出されるごみ・資源の変化等といった社会の動向にも対応したごみ収集を、IT技術活用も検討しながら、実施していく必要があります。

また、大規模災害発災時の災害廃棄物処理対策の充実や、感染症発生時の安定的・継続的な収集・運搬体制の構築を図ることが重要です。

7 計画の推進に向けて

(1) 推進体制

基本理念の実現に向けて、3つの基本方針に基づき、各施策を区民・事業者・区による環境区民が協働により推進し、より質の高い循環型社会の構築に向けて目標の達成を目指していく必要があります。

① 環境区民の役割

区民の役割

区民は主に次の役割が求められます。

- ・ごみや資源の排出のルール・マナーの遵守
- ・ごみの排出抑制や再使用（リデュース・リユース）の意識
- ・荒川区の地域特性であるボランティア精神を活かした「集団回収※」の実施

事業者の役割

事業者は主に次の役割が求められます。

- ・排出事業者責任※に基づく適正処理
- ・ごみの排出抑制やリサイクルの更なる推進

区の役割

区は主に次の役割が求められます。

- ・地域との連携
- ・ごみ減量やリサイクル推進に関する啓発活動
- ・あらかわりサイクルセンターの活用
- ・荒川区リサイクル事業協同組合との協働
- ・他の計画（荒川区地球温暖化対策実行計画等）を意識した事業展開
- ・国や東京都に対しての制度改善等に関する働きかけ

② 荒川区清掃審議会

区長の附属機関であり、学識経験者、区議会議員、区民、事業者等で構成される荒川区清掃審議会は、引き続き、今後の清掃・リサイクル行政を進める上で重要な事項について調査・審議を行っていきます。また荒川区一般廃棄物処理基本計画の進捗状況を管理し、施策の推進に当たっていく必要があります。

(2) 計画の進捗管理

P D C A サイクル（計画・実施・評価・改善見直し）を適切かつ効果的に運用し、継続的・段階的に効果を検証しつつ改善を図りながら計画を発展的に実施していく必要があります。

進捗状況を管理するために、「計画目標」に加え、具体的な数値目標は設定しないが定期的に推移を把握するための「モニター指標」を用いて、これらの結果を評価し、課題をまとめていくことが重要です。

※「モニター指標」における指標は「ごみ量に関する指標」「廃プラスチック回収量に関する指標」「コストに関する指標」「区民の意識に関する指標」を使用。

資料4. 荒川区清掃審議会 委員名簿 (任期:令和2年12月1日～令和5年3月31日の間)

区分	氏名	現在の職業又は役職（任期）
学識 経験者	会長 崎田 裕子	ジャーナリスト・環境カウンセラー (令和2年12月1日～)
	副会長 小野田 弘士	早稲田大学大学院 環境・エネルギー研究科教授 (令和2年12月1日～)
区議会 議員	横山 幸次	荒川区議會議員 (令和2年12月1日～令和4年5月27日)
	宮本 舜馬	荒川区議會議員 (令和2年12月1日～令和4年5月27日)
	松田 智子	荒川区議會議員 (令和2年12月1日～)
	土橋 圭子	荒川区議會議員 (令和3年5月25日～令和4年5月27日)
	茂木 弘	荒川区議會議員 (令和3年5月25日～令和4年5月27日)
	志村 博司	荒川区議會議員 (令和4年5月27日～)
	明戸 真弓美	荒川区議會議員 (令和4年5月27日～)
	北村 綾子	荒川区議會議員 (令和4年5月27日～)
	小坂 英二	荒川区議會議員 (令和4年5月27日～)
区民・ 事業者	戸叶 修	荒川区環境清掃推進連絡会副会長 南千住西部町会連合会会長 (令和2年12月1日～)
	大久保 信隆	荒川区リサイクル事業協同組合理事長 (令和2年12月1日～)
	鈴木 誠一	荒川区商店街連合会日暮里銀座友交会会長代理 (令和2年12月1日～令和4年6月9日)
	岡本 宮雄	荒川区商店街連合会副会長 (令和4年6月30日～)
	小嶋 慎吾	東京青年会議所荒川区委員会委員 (令和2年12月1日～令和4年11月30日)
	出島 康佑	東京青年会議所荒川区委員会副委員長 (令和4年12月1日～)
	湯田 啓一	東京商工会議所荒川支部副会長 (令和2年12月1日～令和4年11月30日)
	石川 幸男	東京商工会議所荒川支部工業分科会長 (令和4年12月1日～)
	横山 しげ子	荒川区女性団体の会副会長 (令和2年12月1日～)
	和田 美奈子	区民委員（公募） (令和2年12月1日～)
区職員	佐藤 安夫	副区長 (令和2年12月1日～)

注 1:任期は、荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例により、2年間（委員が欠けた場合の補欠委員の任期は前任者の残任期間）とする。

注 2:区議会議員委員は年に1度の改選を行っている。

資料5. 審議経過

(1) 荒川区清掃審議会

回数	開催日	審議内容
第1回	令和4（2022）年3月15日	● 資問 ●これまでのごみ減量とリサイクルの取り組み状況について ●プラスチック回収事業について ●ごみ排出原単位等実態調査※の結果について
第2回	令和4（2022）年6月23日	●課題の検討 ●数値目標の検討 ●主要事業の検討 ●計画骨子案の審議
第3回	令和4（2022）年8月22日～9月8日（書面開催）	●荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定に関する基本的な考え方について（素案）
第4回	令和4（2022）年10月25日	●荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定に関する基本的な考え方について（答申案）
第5回	令和5（2023）年1月20日～1月31日（書面開催）	●荒川区一般廃棄物処理基本計画の策定に関する基本的な考え方について（答申）

(2) パブリックコメント

①実施期間

令和4（2022）年12月7日～21日

②意見提出者数及び意見総数

14名（37件）

資料6. 前計画の個別施策の状況

※◎は重点施策

基本方針1 排出抑制の促進		
	施策	取り組み内容
◎ 1	食品ロス※削減に向けた周知の徹底（区民向け）	10月の「食品ロス※削減月間」に、食品ロス※削減に関するイベント等を集中的に実施することによる機運の醸成
◎ 2	もったいないレシピ※・ごみ減量アイディア募集	区HPでもったいないレシピ※を募集
◎ 3	生ごみ減量の普及啓発（生ごみの水切りの徹底等）	各イベントや区報等により水切りの徹底、生ごみ処理機※の購入助成活用等の呼びかけを実施
4	フードドライブ※の実施	フードドライブ※のイベント実施に加え、常設窓口を24か所に拡大
5	家庭ごみの有料化の検討	実施に係る課題等の検討
施策② 事業系ごみの削減		
	施策	取り組み内容
◎ 6	食品ロス※削減に向けた周知の徹底（事業者向け）	もったいない協力店への登録の呼びかけ
◎ 7	もったいない協力店の募集	区HPや啓発用リーフレットでの啓発の実施 電子申請での受付 下町・花フェス等、他のイベントへ参加している店舗への声掛け
8	事業者への更なる働きかけ（環境に優しい製品の販売やリターナブル容器の使用等）	フードバンク活動への寄贈
9	荒川区役所環境配慮率先行動プランの実施	「荒川区役所エコアクティブランプ」を策定し、本プランに基づき、区の事務事業全般における環境配慮の取り組みを実施
施策③ 再使用（リユース）※の推進		
	施策	取り組み内容
10	フリーマーケット等による再使用（リユース）※の取り組み	フリーマーケットや家具のリユースに加え、ベビーグッズ、食器及び、絵本のリユースを実施
11	マイバッグ・マイはし・マイボトルの利用促進	区HP等で周知
12	再使用（リユース）※の講座の開催	アルミ缶やびん等を用いた工房をリサイクルセンターで実施
13	再使用（リユース）※ショップの紹介	書籍、ゲーム、きものを取扱う6店舗を区HPに掲載
14	不用品情報交換制度の実施	ゆずります情報「リサイクルひろば」を定期的に発行、区有施設に掲示し、区HPに掲載
15	家具の再使用事業の実施	イベントにおいて実施
16	再使用（リユース）※の普及に向けたリーフレットの作成	子ども向けの清掃リサイクル啓発冊子「はじめよう！わたしたちにもできること」を作成、小学4年生に配付
17	修理（リペア）等の新たなRの普及啓発	リユース、リペア、レンタル、リフォームの推進を区HPに掲載
基本方針2 リサイクルの推進		
	施策① 資源回収方法の拡充	
	施策	取り組み内容
◎ 18	新たな資源回収に向けた取り組みの実施（不燃ごみに含まれる資源）	平成30年度から不燃ごみの全量資源化を実施
◎ 19	新たな資源回収に向けた取り組みの実施（粗	平成29年度から金属系粗大ごみの全量資源化を実施

	大ごみに含まれる資源)	
20	資源回収方法の拡充（中型家電及び小型家電）	平成 28 年 10 月から中型家電（一辺が 50 cm 以下）の受入れを開始
21	資源回収方法の拡充（蛍光管・廃食油※その他）	平成 28 年度から光管・廃食油※等の受入れを開始
22	資源回収方法の検討（プラスチック製容器包装類等）	集団回収※では平成 30 年 7 月から有色トレイを回収品目に追加
施策② 資源化の更なる徹底		
	施策	取り組み内容
23	資源化の更なる徹底に向けた取り組みの実施（紙製容器包装類等その他紙リサイクル）	古紙の 1 分類として、雑がみの回収を実施 区 HP や冊子において掲載し周知
24	資源化の更なる徹底に向けた取り組みの実施（古布）	集団回収※では平成 27 年度から古布を回収品目に追加 区 HP や冊子において掲載し周知
25	資源化の更なる徹底に向けた取り組みの実施（びん・缶類）	区 HP や冊子において掲載し周知
◎ 26	あらかわリサイクルセンターの運営	平成 28 年 10 月開設・事業開始
27	資源持ち去り対策の支援	平成 30 年 10 月に条例を改正し、資源の持ち去り行為に罰則（過料）を追加 警察と連携し、回収拠点での張り込みや早朝のパトロールを実施
施策③ 事業系リサイクルの推進		
	施策	取り組み内容
28	事業者への更なる働きかけ（紙ごみの減量及び古紙リサイクルの周知）	区 HP や冊子において掲載し周知
29	事業系資源のリサイクルの促進	区 HP や冊子において掲載し周知
30	インクカートリッジ等民間リサイクルの周知強化	区 HP や冊子において掲載し周知
基本方針 3 参画と協働体制の推進		
施策① 未来につながる環境教育・環境学習		
	施策	取り組み内容
◎ 31	園児や小学生を対象とした食育や食品ロス※削減のための啓発活動	リサイクルセンター見学の園児に食品ロス※削減を紙芝居で説明
◎ 32	あらかわリサイクルセンターにおける環境学習の実施	工作教室、エコフェスタ&リサイクルフェスタの実施
◎ 33	区民が楽しみながら取り組める普及啓発事業の導入	アルミ缶やびん等を用いたリサイクル工房の実施
◎ 34	小学生への環境教育・環境学習の更なる充実	平成 29 年度から区立小学校全校の 4 年生を対象にリサイクルセンターでの社会科見学の受入れを実施（年間約 1,500 名）
◎ 35	体験型学習等の推進	リサイクルセンター見学通路に中間処理された資源の実物を展示
施策② 地域に根差した参画と協働の推進		
	施策	取り組み内容
36	3R※リーダーの養成講座の実施	平成 29 年度にリサイクルセンターにて「3R※セミナー」を開催。受講者は、リコメンドリーダーとしてイベントで区民への啓発活動を実施 令和元年度は、「清掃事業基礎知識講座」として、清掃・リサイクル事業の歴史から最新情報まで講座を実施（約 20 名）
37	3R※リーダーとの協働（ごみ減量・リサイクル事業普及啓発）	（同上、取り組みは講座実施まで）
38	環境・リサイクル活動団体等との協働	リサイクルセンターの見学受入れの実施
39	あらかわエコセンター・あらかわリサイクルセンターを活用した情報発信	リサイクル工房や各種事業等の相互による周知

	40	3R [*] 行動会議の実施	実施に係る課題等の検討
施策③ 清掃・リサイクル情報の「見える化」			
	施策		取り組み内容
41	優良な事業用大規模建築物所有者の紹介等	実施に向け検討	
42	ごみ減量やリサイクル等に積極的に取り組む事業者の紹介（もったいない協力店等）	「あら！もったいない協力店 [*] 」登録店舗について、飲食店は103店舗、小売店は51店舗を区HPで紹介	
43	修理店の紹介等	実施に係る課題等の検討	
44	ごみ量や経費等の情報の更なる「見える化」	ごみ処理経費やごみに混入している割合等を区報等で周知	
45	東京二十三区清掃一組の情報の「見える化」	ごみ・資源の流れにおける当該組織の役割を区HPや冊子等に掲載し周知	
46	最終処分場の現状に関する情報の「見える化」	区HPや冊子等において掲載し周知	
基本方針4 適正排出の推進			
	施策① 清掃事業の適正な運営		
	施策		取り組み内容
47	清掃事業の適正な運営	安定的に清掃事業が運営できるよう作業員及び車両を適正に管理運営	
48	収集ルートの見直し	増加するごみの集積所に対し、効率的な収集ルートを適宜見直し	
◎ 49	取扱いに注意を要する廃棄物の拠点回収 [*] 等の実施（水銀体温計等）	蛍光管、水銀体温計等の水銀含有物について、区内の公共施設11か所の拠点で回収しているほか、環境清掃部主催のイベントにおいても回収を実施	
50	取扱いに注意を要する廃棄物の適正な処分方法の周知	タイヤや消火器等適正な処理が困難な廃棄物、医療系ごみや水銀等の人体や環境に深刻な影響を及ぼすおそれがある廃棄物については、適正な処理方法を冊子、区HPで紹介	
◎ 51	災害廃棄物処理計画の策定	R元年度に首都直下型地震等の災害発生時の災害廃棄物（がれき・し尿等）を適正かつ迅速に処理するための、災害廃棄物等処理方針を策定。対象の災害について、風水害と新型コロナウイルス感染症等の感染症対策を要する時期を追加し改定	
	施策② 家庭ごみの適正排出の推進		
	施策		取り組み内容
52	地域による見守りが必要な方への取り組み（区による戸別訪問収集）	要綱に基づき、可燃・不燃・粗大ごみの個別訪問による収集を実施	
53	地域による見守りが必要な方への取り組み（地域の方々の温かい取り組みへの見守り）	実施に係る課題等の検討	
54	地域との繋がりがあまりない区民へのPR促進	ごみの集積所の掲示を分かりやすく表現し周知の促進を実施	
55	多言語への対応（イラストを効果的に使用したパンフレット作成等）	転入者、外国の方等に対して、チラシ等でイラストや写真、9か国語を用いてごみや資源の正しい出し方、分別方法を周知	
56	転入者への周知促進（不動産事業者等への協力依頼）	新築マンション等の完了検査の際、転入者へのごみ・資源の排出方法の周知について、不動産事業者等へ依頼	
◎ 57	ふれあい指導 [*] の実施	適宜、不適物排出の指導を実施	
	施策③ 事業系ごみの適正排出の推進		
	施策		取り組み内容
◎ 57	ふれあい指導 [*] の実施（再掲）	適宜、不適物排出の指導を実施	
◎ 58	適正排出に向けた更なる指導の強化（事業系ごみ排出者の登録制度の導入等）	事業系資源排出者の登録制度実施	

資料7. 用語集

あ行

荒川区災害廃棄物等処理方針（P54）

発災後の災害廃棄物等を迅速かつ適正に処理することや、廃棄物等に起因する初期の混乱を最小限にとどめ、一日も早い災害復旧・復興に資することを目的に策定した方針。

荒川区役所エコアクティブプラン（P53 ほか）

地球温暖化防止や資源の有効活用等、地球環境への負荷を軽減するための行動を、区が率先して行うことを定め、区が平成30（2018）年3月に策定。

荒川もったいない大作戦（P1 ほか）

平成28年度より開始した、食品ロス（食べることができたのに捨てられてしまう食品）を減らすための取り組み。小学生向けパンフレットの配付、保育園・幼稚園向け紙芝居の作成、本事業の趣旨に賛同し食品ロス削減に取り組む事業者（あら！もったいない協力店）の募集等を行っている。

あら！もったいない協力店（P36 ほか）

荒川区内で食品ロス削減に取り組む飲食店及び食事を提供する宿泊施設等の事業者。小盛メニューの提供や、料理提供時食べ切りの声掛け、食べ切りの啓発、未使用食品を廃棄しない取り組み等を行っている飲食店を募集し、区報や区ホームページ等でのPRや、協力店ステッカーの配付等を行う。

あわせ産廃（P5）

区市町村等が必要性を認めた場合に、一般廃棄物とあわせて処理することが許される産業廃棄物のこと。通常の産業廃棄物とは異なり、本計画の対象範囲に含まれる。

一般社団法人 JBRC（P54）

小型充電式電池メーカーと同電池の使用機器メーカー、それらの輸入事業者等を会員とし、会員の小型充電式電池のリサイクル活動を共同で行う団体。

JBRCに登録された全国の協力店、協力自治体、協力事業者等の排出者から、小型充電式電池を回収し、再資源化を推進している。

一般廃棄物（P5 ほか）

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「廃棄物処理法」という。）では、廃棄物を一般廃棄物と産業廃棄物の2つに分類している。一般廃棄物とは「産業廃棄物以外の廃棄物」と定義されている。具体的には主に家庭から排出される生ごみ、粗大ごみ、し尿や事業所から排出される産業廃棄物（法令でその事業者が処理することを義務付けられている燃え殻・汚泥・廃油・廃プラスチック類・ゴムくず等の20品目）以外の廃棄物をいう。

一般廃棄物処理基本計画（P1 ほか）

廃棄物処理法第6条では、「市町村は区域内の一般廃棄物の処理に関する計画（発生量及び処理量の見込み、排出の抑制の方策に関する事項等）を定めなければならない」と規定されている。

エコノミックリサイクル（P51）

東京商工会議所荒川支部が実施している事業者向けの古紙リサイクルシステム。コピー用紙、新聞紙、段ボール、その他紙製容器包装等を安価な金額で回収し、資源を有効活用している。

か行

拡大生産者責任制度（P2 ほか）

生産者が製品の生産・使用段階だけでなく、廃棄・リサイクル段階まで責任を負うという考え方のこと。

家庭ごみ(区収集ごみ)（P15 ほか）

本計画では、「区が収集する 可燃ごみ・不燃ごみ・粗大ごみ」を指して「家庭ごみ（区収集ごみ）」として表現しています。区が収集する小規模事業者の排出するごみも一部含まれます。

紙製容器包装類

リサイクルできる紙類のうち、雑誌や新聞・段ボール・アルミ不使用の飲料用紙容器（牛乳パック等）を除いたもの。紙袋・お菓子等の紙箱・包装紙等がある。

カレット

空きびんを碎き、ガラスびんの原料として再利用したもの。現在利用率が約80%に達している。天然資源の節約や原料のガラス溶解炉で溶融時間減少により、原料を100%カレットにした場合、約25%のCO₂の排出量が削減できる。

環境学習（P27 ほか）

環境学習という言葉は、環境とそれに関わる様々な課題についての学びを指して広く使われています。本計画では、主に清掃・リサイクル事業に関する啓発事業全般を「環境学習」として表現しています。

環境区民（P1 ほか）

良好な環境の創造や保全等に主体的に取り組む「区民・事業者・区」の総称のことをいう。

許可業者（P15 ほか）

廃棄物処理法では、廃棄物の処理業を行おうとする者は、その区域を管轄する市区町村長または都道府県知事の許可を受けなければならないこととされている。本計画では、主に一般廃棄物の処理において許可を受けている者をいう。

拠点回収（P13 ほか）

公共施設等、利用頻度が高い場所に回収拠点を設け、そこで資源を回収する方法。

回収場所に設置された容器（回収ボックス、コンテナ等）に、排出者が対象の資源を持ち込む。集められた資源は区が回収し、リサイクルする。

ケミカルリサイクル

化学反応により、ガス化、油化、高炉原料化等で利用するリサイクル方法。

小型家電リサイクル法

デジタルカメラやゲーム機等の使用済小型電子機器等の再資源化を促進するため、基本方針の策定及び再資源化事業計画の認定、当該認定を受けた再資源化事業計画に従って行う事業についての廃棄物処理業の許可等に関する特例等について定めた法律。

子どもの居場所・子ども食堂（P36 ほか）

子どもの居場所事業

支援が必要な子どもを対象に居場所を提供し、食事の提供や学習支援等の活動を通して、子どもが将来に希望を持てるよう支援することを目的とした区の事業。

子ども食堂事業

子どもとその保護者を対象に、身近な地域で食事を通して交流する場を提供することを目的とした区の事業。

ごみ排出原単位等実態調査（P17 ほか）

区民・事業者のごみ減量化・リサイクルに関する意識や取り組み状況を把握し「荒川区一般廃棄物処理基本計画」の改定及びごみの排出指導、普及啓発活動、リサイクル事業等、今後の具体的施策を推進するための基礎資料を得ることを目的とした調査。

排出されたごみや資源を回収し組成分析を行うとともに、意識等調査としてアンケートを実施する。

さ行

再資源化(リサイクル)（P21 ほか）

廃棄物となったものの全部又は一部を、もう一度資源として生かして使うこと。例えば、古紙等資源回収に出したり、再生品を使ったりすること。

再使用(リユース)（P21 ほか）

いったん使用された製品や容器等を捨てずに再び使うこと。または製品の一部を部品やその他の製品の一部として使用すること。

サーマルリサイクル（P24）

熱回収ともいい、廃プラスチック等を焼却させることにより発生する熱エネルギーを回収する方法。回収されたエネルギーは、発電や冷暖房及び温水等の熱源として利用する。

3010 運動(サンマルイチマルうんどう)（P43）

会食や宴会等で乾杯後の30分間と、閉会前の10分間は席を立たずに料理を楽しむことにより、食べ残しを減らす運動。

事業系ごみ(持込ごみ)（P15 ほか）

本計画では、「事業者が自ら又は許可業者に委託し清掃工場等に搬入するごみ等（持込ごみ）」を指して「事業系ごみ（持込ごみ）」として表現しています。区収集ごみとして小規模事業者が排出したごみは含まれません。

集団回収(事業)（P15 ほか）

資源の回収に関し、町会が主体となった自主的な集団回収を区が支援する仕組みのこと。

循環型社会（P1 ほか）

大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。

まずは製品等が廃棄物等となることを抑制し、次に排出された廃棄物等についてできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが確保されることにより実現される、「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」のこと。

循環型社会形成推進基本計画（P1）

循環型社会形成推進基本法に基づき、循環型社会の形成に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るために定めるもの。本計画は概ね5年ごとに見直しを行うものとされ、平成30（2018）年5月に第4次循環型社会形成推進基本計画が閣議決定された。

食品リサイクル法（P23）

正式名称は、食品循環資源の再生利用等の促進に関する法律。趣旨は、食品の売れ残りや食べ残しにより、又は食品の製造過程において大量に発生している食品廃棄物について、発生抑制と減量化により最終的に処分される量を減少させるとともに、飼料や肥料等の原材料として再生利用するため、食品関連事業者（製造、流通、外食等）による食品循環資源の再生利用等を促進する。

食品ロス（P1 ほか）

食べられるのに捨てられてしまう食品のこと。令和3年度の区民の食品ロス量は22.6g/人・日。

【計算方法】家庭ごみ（区収集ごみ）のうちの可燃ごみ量…501.9g

上記可燃ごみ量の食品ロス割合（ごみ排出原単位等実態調査）…4.5%

$$501.9\text{ g} \times 4.5\% \doteq 22.6\text{ g}$$

食品ロス削減推進計画（P4 ほか）

区の食品ロス削減の取り組みを一層充実させ、総合的かつ計画的に推進するために策定するもの。

食品ロスの削減の推進に関する法律第13条第1項において、当該市町村の区域内における「食品ロス削減推進計画」を定めるよう努めなければならないことが記載されている。

食品ロスの削減の推進に関する法律（P4 ほか）

（略称：食品ロス削減推進法）

食品ロスの削減に関し、国、地方公共団体等の責務等を明らかにするとともに、基本方針の策定その他食品ロスの削減に関する施策の基本となる事項を定めること等により、食品ロスの削減を総合的に推進することを目的とした法律。令和元年（2019）5月公布、同年10月施行。

3R(スリーアール) (P1 ほか)

循環型社会形成推進基本法（平成 12 年）では、循環型社会の実現に向けた、市民・事業者・行政の三者が協力して、廃棄物をできるだけ出さない社会をつくるための基本的な考え方を表すもの。発生抑制（Reduce：リデュース）、再使用（Reuse：リユース）、再資源化（Recycle：リサイクル）の頭文字をとって、3Rとしている。

水平リサイクル (P24)

ペットボトルからペットボトルへのリサイクル等、使用済み製品を同一種類の製品へとリサイクルすること。

ゼロエミッション東京戦略 (P3 ほか)

2050 年に CO₂ 排出実質ゼロに貢献する「ゼロエミッション東京」を実現することを宣言し、その実現に向けたビジョンと具体的な取り組み・ロードマップをまとめ、令和元（2019）年 12 月に東京都が策定した戦略。

全国おいしい食べきり運動ネットワーク協議会 (P39 ほか)

「おいしい食べ物を適量で残さず食べきる運動」の趣旨に賛同する普通地方公共団体により、広く全国で食べきり運動等を推進することで、3Rを進めていくとともに、食品ロスを削減することを目的として設立された自治体間のネットワークのこと。

た行

中間処理

収集したごみの焼却、下水汚泥の脱水、不燃ごみの破碎や選別等により、できるだけごみの体積と重量を減らしたり再資源化を行うことで、最終処分場に埋立て後も環境に悪影響を与えないように処理すること。

回収した資源については、圧縮・破碎・梱包等を行い、資源の堆積と重量を減らし、再資源化しやすいように処理すること。

中央防波堤埋立処分場

東京都区部の東京湾内に位置する埋立地。東京 23 区のごみを埋め立てる最終処分場となっている。現在埋立が可能な処分場は中央防波堤外側埋立処分場と新海面処分場のみとなり、埋立可能年数が残り 50 年とされている。

東京二十三区清掃一部事務組合 (P4 ほか)

23 区が、都区制度改革の一環である清掃事業の移管に際し、平成 12 年 4 月 1 日に、可燃・不燃・粗大ごみの中間処理及びし尿の下水道の投入について共同処理を行うために設立した特別地方公共団体。「清掃一組」とも略される。

登録制

事業系資源を区が回収する場合の制度。事業者が区の資源回収を利用する際には、荒川清掃事務所で事前に登録を行った上で、資源回収時にごみ処理券を貼付し出す必要がある。家庭系資源とは異なり戸別に回収する。

ドギーバッグ（P23）

飲食店で食べ残した料理を持ち帰りするための容器のこと。

な行

ナッジ（P39）

行動科学の知見の活用により、人々が自分自身にとってより良い選択を自発的にとれるように手助けする政策手法のことをいう。

生ごみ処理機（P47 ほか）

食品残さ等の生ごみを減量したり、堆肥化する機器のこと。処理槽内で微生物によって生ごみを分解するものや、電気による温風等で生ごみを乾燥させ、体積を大幅に減量せるもの等がある。

は行

バイオマスプラスチック（P24）

原料として植物等の再生可能な有機資源を使用するプラスチック。

廃食油（P50 ほか）

使用済みの食用油のこと。廃食油をリサイクルすることにより、軽油の替わりとなるバイオディーゼル燃料（BDF）にすることができる。

廃棄物管理責任者

多量排出事業者から発生する事業系一般廃棄物の管理について権限を有する者を選任し、減量化、資源化及び適正処理に関する業務の担当者をいう。荒川区廃棄物の処理及び再利用に関する条例第52条では、「事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の床面積の合計が3,000平方メートル以上の建築物）の所有者は、再利用を促進する等により、事業系一般廃棄物の減量を始め、廃棄物管理責任者を選任し、区長に届け出る義務」が規定されている。

また、「荒川区事業用建築物における廃棄物の減量及び適正処理に関する指導要綱（対象）第2条」では、事業用大規模建築物（事業用途に供する部分の延べ床面積が1,000平方メートル以上3,000平方メートル未満の建築物）の所有者に対し、廃棄物管理責任者を選任するよう規定している。

廃棄物処理法（P5）

正式名称は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律。廃棄物の排出抑制、適正な処理（運搬、処分、再生等）、生活環境の清潔保持により、生活環境の保全と公衆衛生の向上を図ることを目的として、廃棄物の定義、廃棄物処理業者に対する許可、廃棄物処理施設の設置許可、廃棄物処理基準の設定等を規定している。

排出事業者責任（P56）

廃棄物処理法第3条に規定される、「事業者が、その事業活動に伴って生じた廃棄物を、自らの責任において適正に処理しなければならない」こと。自己処理責任ともいう。

廃プラスチックのモデル回収事業（P24 ほか）

プラスチック資源循環促進法の成立を契機とし、荒川区では令和4年3月から一部自治会等で試行を開始した。これまで燃やすごみとして排出していたプラスチック製品を資源として回収する。

ピックアップ回収（P13 ほか）

区が収集した粗大ごみや不燃ごみの中から資源物を選別し、リサイクルする方法。

フードシェアリング（P43）

食品ロス削減に関する取り組みの1つで、何もしなければ廃棄されてしまう商品を消費者のニーズとマッチングさせることで食品ロスの発生や、無駄を減らす仕組みのこと。

フードドライブ（P36 ほか）

家庭で余っている食べ物を学校や職場等に持ち寄りそれらをまとめて地域の福祉団体や施設、フードバンク等に寄付する活動のこと。

フードバンク

食品企業の製造工程で発生する規格外品等を引き取り、福祉施設等へ無料で提供する活動または団体のこと。

フードパンtry（P44）

経済的困窮により、食料支援を必要としている方に無償で食品を提供する活動のこと。

プラスチック資源循環戦略（P1 ほか）

資源・廃棄物制約、海洋プラスチックごみ問題、地球温暖化等の幅広い課題に対応し、プラスチックの資源循環を総合的に推進するため、令和元（2019）年5月に国が策定した戦略。

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（P1 ほか）

（略称：プラスチック資源循環促進法 通称：プラ新法）

プラスチック使用製品の設計からプラスチック使用製品廃棄物の処理まで、プラスチックのライフサイクルに関わるあらゆる主体におけるプラスチックの資源循環の取り組みを促進するための措置を盛り込んだ法律。令和3（2021）年6月公布、翌年4月施行。

ふれあい指導（P50 ほか）

ごみの排出ルール等が守られない問題のある集積所について、その地域の区民の方と話し合いながら、ごみの適正な排出の推進や集積所の美化等に取り組む適正なごみの出し方の指導のこと。

ま行

マテリアルリサイクル

材料リサイクルともいわれ、製品原料として再利用するリサイクル方法。

持込ごみ（P15）

事業者が自ら又は許可業者に委託し清掃工場等に搬入する事業系のごみのこと。

もったいないレシピ（P34 ほか）

余った食材を捨てずに、有効に使えるレシピ（調理法）のこと。応募したレシピ等は、区報（環境・清掃特集号）等で紹介している。

や行

容器包装リサイクル法

正式名称は、容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律。容り法とも略される。家庭から出るごみの約6割（容積比）を占める容器包装廃棄物のリサイクル制度を構築することにより、一般廃棄物の減量と再生資源の十分な利用等を通じて、資源の有効活用の確保を図る目的で制定された。

ら行

リチウムイオン電池（P25 ほか）

小型、軽量、繰り返しの充電・放電が可能等といった特徴をもつ電池。モバイルバッテリーや電子タバコ、無線イヤホン等の多くの製品で使用されている。利便性が高い反面、ごみとして不適正な排出がされた場合、収集車や処理施設の火災に繋がる危険性があることが問題となっている。

ローリングストック（P42）

災害時に備えた食品の備蓄方法。普段の食品を少し多めに買い置きしておき、賞味期限を考えて古いものから消費し、消費した分を買い足すことで、常に一定量の食品が家庭で備蓄されている状態を保つための方法のこと。

わ行

ワンウェイプラスチック（P24）

使い捨てプラスチックのこと。使い捨ての用途を前提としたプラスチック製のスプーンやフォーク、ストロー、歯ブラシやヘアブラシ、ハンガー等が挙げられる。

令和5年3月発行

登録（04）0127号

荒川区一般廃棄物処理基本計画

（令和5（2023）年度～令和14（2032）年度）

編集・発行 荒川区環境清掃部清掃リサイクル推進課

〒116-0001

荒川区町屋5-19-1 清掃リサイクル事務所3階

電話03（3802）3111 内線470

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



持続可能な開発目標(SDGs)は、貧困や平等、格差、気候変動などのさまざまな問題を根本的に解決することを目指す、世界共通の17の目標です。